

## 資料3-1

## 防災関係機関連絡先一覧

機関名	電話番号	備考
<b>【姫路市関係】</b>		衛星TEL・・・姫路市役所の電話からは、 「7-（掲載の番号）」で利用可能
《防災中枢拠点》		
姫路市災害対策本部・姫路市水防本部	2 2 1 - 2 2 0 0	衛星TEL 7-201-12200/52 衛星FAX 7-201-61
姫路市 政策局 危機管理室	2 2 3 - 9 5 9 3	FAX (223-9541)
消 防 局 (代 表)	2 2 3 - 0 0 0 3(代)	FAX (222-8222)
” (情 報 指 令 課)	2 2 3 - 0 0 0 3	FAX (222-8222)
” (警 防 課)	2 2 3 - 9 5 5 4	FAX (223-9543)
” (救 急 課)	2 2 3 - 9 5 7 7	
” (総 務 課)	2 2 3 - 9 5 0 3	FAX (223-9542)
政 策 局 (企 画 政 策 室)	2 2 1 - 2 2 0 6	FAX (221-2384)
” (秘 書 課)	2 2 1 - 2 0 0 7	FAX (221-2036)
” (広 報 課)	2 2 1 - 2 0 7 1	FAX (221-2076)
総 務 局 (行 政 管 理 課)	2 2 1 - 2 1 2 4	FAX (221-2123)
” (人 事 課)	2 2 1 - 2 1 7 1	
財 政 局 (財 政 課)	2 2 1 - 2 2 1 3	FAX (221-2753)
” (管 財 課)	2 2 1 - 2 2 1 7	
” (契 約 課)	2 2 1 - 2 2 3 1	
” (主 税 課)	2 2 1 - 2 2 4 7	FAX (221-2752)
市 民 局 (市 民 活 動 推 進 課)	2 2 1 - 2 0 7 4	FAX (221-2758)
” (住 民 窓 口 セ ン タ ー)	2 2 1 - 2 3 5 1	
農 林 水 産 環 境 局 (美 化 業 務 課)	2 2 1 - 2 4 0 3	FAX (221-2408)
” (農 政 総 務 課)	2 2 1 - 2 4 7 2	
” (水 産 漁 港 課)	2 2 1 - 2 4 7 4	FAX (221-2491)
” (林 産 振 興 課)	2 2 1 - 2 4 8 1	FAX (221-2473)
健 康 福 祉 局 (福 祉 総 務 課)	2 2 1 - 2 3 9 7	FAX (221-2489)
こ だ も 未 来 局 (こ だ も 総 務 課)	2 2 1 - 2 3 8 6	FAX (221-2953)
観 光 経 済 局 (観 光 課)	2 2 1 - 2 1 1 6	FAX (221-2101)
” (産 業 振 興 課)	2 2 1 - 2 5 0 6	FAX (221-2508)
都 市 局 (都 市 計 画 課)	2 2 1 - 2 5 3 3	FAX (221-2757)
” (ま ち づ くり 指 導 課)	2 2 1 - 2 5 4 0	
” (建 築 指 導 課)	2 2 1 - 2 5 4 9	
” (住 宅 課)	2 2 1 - 2 6 4 4	
建 設 局 (道 路 総 務 課)	2 2 1 - 2 4 3 9	
” (道 路 管 理 課)	2 2 1 - 2 6 0 4	
” (道 路 保 全 課)	2 2 1 - 2 6 2 6	
” (北 部 道 路 事 務 所)	3 3 6 - 4 4 0 9	FAX (336-0266)
” (公 園 緑 地 課)	2 2 1 - 2 4 1 7	FAX (221-2593)
” (河 川 管 理 課)	2 2 1 - 2 6 7 2	FAX (221-2683)
” (河 川 整 備 課)	2 2 1 - 2 6 7 3	”
教 育 委 員 会 (総 務 課)	2 2 1 - 2 7 4 3	
上 下 水 道 局 (経 営 管 理 課)	2 2 1 - 2 7 0 3	FAX (221-2706)
” (上 下 水 道 サ ー ビ ス 課)	2 2 1 - 2 7 2 2	FAX (221-2826)
” (下 水 道 整 備 課)	2 2 1 - 2 6 6 6	FAX (221-2679)

機関名	電話番号	備考
《地域防災拠点等》		
家島事務所	325-1001	
夢前事務所	336-0001	
香寺事務所	232-0001	
安富事務所	0790-66-2300	
中央支所	289-0811	
飾磨支所	235-0781	
広畑支所	236-1991	
網干支所	272-0181	
白浜支所	245-1771	
東出張所	252-6363	
西出張所	266-0004	
林田出張所	261-2001	
飾東出張所	253-0101	
北出張所	264-0002	
船山出張所	232-0002	
姫路みなとドーム	231-4477	
《災害対策拠点》		
姫路市消防局 姫路東消防署	288-0119	FAX (288-8599)
(御国野出張所)	252-0119	FAX (252-2304)
(豊富出張所)	264-0119	FAX (264-6815)
(飾東出張所)	262-0119	FAX (262-0120)
(増位出張所)	222-0119	FAX (222-0120)
姫路西消防署	294-0119	FAX (294-3279)
(飾西出張所)	266-0119	FAX (266-6307)
(林田出張所)	261-0119	FAX (261-0120)
飾磨消防署	233-0119	FAX (233-0129)
(白浜分署)	245-0119	FAX (245-0124)
(広畑分署)	239-0119	FAX (239-0499)
(大的出張所)	254-0119	FAX (254-6119)
(家島出張所)	325-0119	FAX (325-0131)
(坊勢出張所)	326-0119	FAX (326-0210)
網干消防署	273-0119	FAX (273-9992)
(勝原出張所)	274-0119	FAX (274-0019)
中播消防署	0790-23-0119	FAX (0790-22-0119)
(香寺出張所)	265-0119	FAX (265-0212)
(夢前出張所)	336-0119	FAX (336-1471)
(北部出張所)	0790-28-0119	FAX (0790-28-1535)
健康福祉局 保健所(総務課)	289-1631	FAX (289-0210)
姫路市医師会館(姫路市医師会事務局)	295-3300	FAX (295-3309)
【兵庫県関係】		
兵庫県 危機管理部 災害対策課	078-341-7711(代)	夜間(078-362-9988・9900)
(防災班)	078-362-9988	衛星TEL 7-151-3140
	FAX 078-362-9911	FAX 078-362-9911
兵庫県 危機管理部 総務課	078-362-9809	衛星TEL 7-151-3135
(防災計画班)	FAX 078-362-9839	衛星FAX 7-151-6394

機関名	電話番号	備考
兵庫県 県土整備部土木局 総合治水課(計画班)	078-362-3533	FAX 078-362-3942
河川整備課(防災班)	078-362-3531	FAX 078-362-3922
〃 中播磨県民センター 県民交流室 (総務防災課)	281-3001(代) (内線213) 2 8 1 - 9 0 3 5 (直)	衛星TEL 7-15187-173-1200 衛星FAX 7-15187-173-611 FAX (285-1102)
〃 姫路土木事務所 (管理第2課)	2 8 1 - 9 4 5 9 (直) 2 8 1 - 9 4 6 0 (直)	FAX (281-8529) 衛星FAX 7-15187-173-637
〃 (河川砂防課)	2 8 1 - 9 4 8 4 (直)	FAX (281-4948)
〃 姫路農林水産振興事務所 (管理課)	2 8 1 - 9 2 6 7 (直)	衛星FAX 7-15187-173-635
(森林課)	2 8 1 - 9 2 8 9 (直)	FAX (222-9943)
(漁港課)	2 8 1 - 9 3 0 8 (直)	
〃 姫路土地改良センター (農村整備課)	2 8 1 - 9 3 9 2 (直)	衛星FAX 7-15187-173-636
〃 中播磨健康福祉事務所 (監査・地域福祉課)	2 8 1 - 9 7 6 8	衛星FAX 7-15187-173-632
〃 姫路港管理事務所 (業務管理課)	2 3 5 - 0 1 7 6	衛星TEL 7-15187-272-240 衛星FAX 7-15187-272-637 FAX (234-5172)
兵庫県立はりま姫路総合医療センター (総務課)	2 8 9 - 5 0 8 0	FAX (289-2080)
兵庫県 企業庁利水事務所 (総務課)	2 3 2 - 5 8 8 1 (直)	FAX (232-4937)
兵庫県警察本部 (災害対策課)	078-351-7900(代)	FAX (078-351-7900)
〃 姫路警察署 (警備課)	222-0110 (代) (内線463)	FAX (283-0110)
〃 飾磨警察署 (警備課)	235-0110 (代) (内線460)	FAX (234-1666)
〃 網干警察署 (警備課)	274-0110 (代) (内線460)	FAX (273-0110)
兵庫県西播磨県民局総務企画室 (企画防災担当)	0791-58-2100(代) (内線122) 0791-58-2112(直)	衛星TEL 7-15187-189-1200 衛星FAX 7-15187-189-630 FAX (0791-58-2328)
安富ダム管理所	0790-66-3721	FAX (0790-66-3722)
菅生ダム管理所	079-336-1370	FAX (079-336-1371)
生野ダム管理所	079-679-2433	FAX (079-679-4256)
<b>【地方行政機関等】</b>		
独立行政法人国立病院機構姫路医療センター (管理課)	2 2 5 - 3 2 1 1	FAX (223-8310)
第五管区海上保安本部	078-391-6551(代)	衛星TEL 7-981-33 衛星FAX 7-981-61
姫路海上保安部	2 3 4 - 1 0 1 6	FAX (234-2106) (緊急) (234-4999)
兵庫労働局姫路労働基準監督署	2 2 4 - 1 4 8 1	FAX (224-1485)
近畿地方整備局姫路河川国道事務所 (防災課)	2 8 2 - 8 5 0 8	FAX (284-8879)
〃 余部出張所	2 7 4 - 1 7 0 7	
神戸運輸監理部姫路海事事務所	2 3 4 - 2 5 1 1	FAX (234-2512)
近畿農政局姫路地域センター	2 8 1 - 3 6 9 2	FAX (281-3693)
陸上自衛隊中部方面隊第3師団第3特科隊	2 2 2 - 4 0 0 1 (代) (内線238)	FAX (222-4001) (夜間) 302 衛星TEL 7-984-31 衛星FAX 7-984-61

機関名	電話番号	備考
神戸地方気象台(観測予報管理官室)	078-222-8915	衛星TEL 7-982-33
(防災管理官室)	078-222-8907	衛星TEL・・・姫路市役所の 電話からは、「7- (掲載の 番号)」で利用可能
兵庫森林管理署	0790-62-0595	FAX 0790-62-4790 衛星TEL010-8816-234-45566
兵庫森林管理署 姫路森林事務所	288-4156	衛星FAX010-8816-234-13756
<b>【公共機関等】</b>		
姫路郵便局 (総務課)	222-0185	FAX (284-8525)
西日本電信電話株式会社兵庫支店 災害対策室	078-393-9440	FAX (078-326-7363)
(夜間連絡先： NTTイーネット カスタマサポートセンタ)	078-393-8320 又は113(局番なし)	
NTTドコモ 株式会社ドコモCS関西姫路支店 (ネットワーク部)	285-0355 283-0182	FAX (226-2525)
関西電力(株)		
関西電力送配電(株) (窓口)	0800-777-3081 (送配電コンタクトセンター)	FAX (227-0615)
大阪ガスネットワーク(株)	078-303-8600	FAX (078-303-7864)
JR西日本(株) 姫路駅(設備係)	281-7015	FAX (224-2169)
山陽電気鉄道(株) 鉄道事業本部 (運転教育課)	078-940-5122	FAX (078-940-5109)
〃 〃 (安全推進・企画部)	078-940-5160	FAX (078-940-5249)
〃 姫路駅	222-0570	FAX (222-1697)
神姫バス(株) 本社 (バス事業部安全推進課)	223-1347	FAX (281-2620)
〃 姫路営業所	288-1744	
日本通運(株)姫路支店	299-3021	FAX (292-9003)
兵庫県トラック協会西播支部	294-0797	FAX (294-6395)
NHK神戸放送局	078-252-5000	衛星TEL 7-987-33 衛星FAX 7-987-61
(株)ラジオ関西 本社 (総務部)	078-362-7373	衛星TEL 7-988-33 衛星FAX 7-988-61
〃 姫路支社	224-3121	FAX (224-3124)
Kiss FM KOBE	078-322-1003	FAX 078-322-1008 衛星TEL 7-990-33 衛星FAX 7-990-61
(株)姫路シティFM21 (FM genki)	224-1666(代)	FAX (224-2626)
姫路ケーブルテレビ(株)	282-2111(代)	FAX (224-6633)
日本赤十字社兵庫県支部	078-241-9889(代表) 078-241-1499(救護課)	FAX (078-241-6990) 衛星TEL 7-986-33 衛星FAX 7-986-61
姫路赤十字病院	294-2251(代) (内線1650、5072)	FAX (296-4050) 衛星携帯 080-8507-1445

機関名	電話番号	備考
一般社団法人兵庫県LPガス協会姫路支部	234-7173	
<b>【その他の機関又は団体】</b>		
姫路市連合自主防災会（姫路市連合自治会事務局）	288-1456	FAX (288-8089)
姫路市赤十字奉仕団（姫路市連合婦人会事務局）	224-2401	FAX (224-2402)
一般社団法人兵庫県警備業協会西播支部 （事務局：バンガード株）	285-2530	FAX (285-2851)
姫路市社会福祉協議会事務局	222-4212	FAX (222-4256)
総務省消防庁（防災情報室）	03-5253-7526	FAX (03-5253-7536) 衛星TEL 7-048-500-9043521 衛星FAX 7-048-500-9049034
兵庫県消防保安課消防班	078-362-9824	FAX (078-362-9915) FAX(夜間) (078-362-9911) 衛星TEL 7-151-2873 衛星FAX 7-151-6710
〃 防災情報室防災情報班	078-362-9812	FAX (078-362-9911)
〃 港湾課整備班	078-362-3540	FAX (078-362-4280)

## 資料3-2

## 救急告示指定医療機関一覧

医療機関名	所在地	病床数	電話番号
医療法人 仁寿会 石川病院	別所町別所二丁目150	206	252-5235
井野病院	大塩町汐咲一丁目27	100	254-5553
社会医療法人 松藤会 入江病院	飾磨区英賀春日町二丁目25	199	239-3121
國富胃腸病院	青山三丁目33番1号	230	266-2355
医療法人 綱島会 厚生病院	御立西四丁目1-25	88	292-1109
医療法人社団 みどりの会 酒井病院	飾西412-1	112	266-8833
城陽江尻病院	北条一丁目279	157	225-1231
神野病院	飾磨区下野田二丁目533番地3	103	235-5501
医療法人社団 光風会 長久病院	広畑区小松町二丁目66-1	50	237-5252
社会医療法人 三栄会 ツカザキ病院	網干区和久68-1	241	272-8555
社会医療法人 三栄会 ツカザキ記念病院	南車崎一丁目5番5号	139	294-8555
兵庫県立はりま姫路総合医療セ ンター	神屋町三丁目264番地	736	289-5080
医療法人 ひまわり会 八家病院	西今宿二丁目9-50	111	298-1731
独立行政法人国立病院機構 姫路医療センター	本町68	411	225-3211
医療法人 芙翔会 姫路愛和病院	飯田三丁目219-1	108	234-2117
姫路赤十字病院	下手野一丁目12-1	560	294-2251
医療法人 松浦会 姫路第一病院	御国野町国分寺143	100	252-0581
医療法人 公仁会 姫路中央病院	飾磨区三宅二丁目36	235	235-7331
医療法人社団 普門会 姫路田中病院	書写717	98	267-2020
姫路聖マリア病院	仁豊野650	440	265-5111

資料3-3

輸送業者一覧

(1) タクシー関係

会社名	所在地	車両数			電話番号
		計	内ジャンボハイヤー	内寝台他	
葵交通(株)	姫路市西庄字八町甲102	39	0	0	297-0111
青山タクシー(株)	〃 白国一丁目1-10	9	0	0	222-3600
伊保タクシー(有)	高砂市梅井一丁目11-16	5	0	0	079-447-0587
(有)いろはタクシー	姫路市市之郷809-1	7	0	0	223-0126
栄和タクシー(有)	〃 網干区浜田106-6	7	0	0	274-0894
神崎交通(株)	神崎郡福崎町福田93-7	5	0	0	0790-22-0043
甲南タクシー(株)	姫路市豊富町御蔭110-1	20	2	0	264-0145
国際交通(株)	〃 久保町161	44	0	0	222-3600
さくら交通(株)	〃 飯田453-2	10	0	0	234-0680
三和タクシー(株)	〃 白国一丁目1-10	36	1	1	222-3600
飾磨交通(株)	〃 飾磨区清水三丁目20	56	3	1	234-0900
飾東交通(有)	〃 市之郷町809-1	8	0	0	223-0126
城南タクシー(有)	〃 四郷町東阿保1088-4	10	0	0	223-1181
しらさぎタクシー(株)	〃 四郷町山脇213の1	13	0	0	285-1700
(株)神姫タクシー	姫路 〃 保城338-1	28	7	0	288-8989
第一交通(株)	〃 飾磨区妻鹿喜多町867	20	0	0	245-2440
太子タクシー(株)	〃 上手野277-2	13	0	0	297-8866
高岡タクシー(株)	〃 上手野277-2	23	0	0	297-1182
(株)はくろタクシー	〃 西庄143-1	55	5	0	298-8181
はとタクシー(株)	〃 南駅前町98	19	1	1	222-7635
(株)原タクシー	〃 飾磨区恵美酒423-1	21	0	1	233-0151
姫路タクシー(株)	〃 市之郷809-1	28	4	1	223-0126
福井タクシー(株)	〃 土山三丁目2-26	44	3	2	292-0291
富士タクシー(株)	〃 広畑区吾妻町一丁目34	44	0	0	236-1212
(株)増位タクシー	〃 北平野二丁目1-48	27	1	0	223-8451
(株)水上タクシー	〃 城北新町二丁目14-15	14	1	0	223-1565
(有)余部タクシー	〃 余部区上余部145-10	9	0	0	272-1523
27社	614車両	614	28	7	

資料：兵庫県タクシー協会姫路支部「会員名簿」

(2) トラック運輸関係

事業種別	会社名	所在地	電話番号
一般区域路線	姫路合同貨物自動車(株)	姫路市城東町清水6番地	222-2891
〃	日本通運(株)姫路支店	〃 網干区浜田1250-20	271-2801
〃	〃 赤穂支店	赤穂市中広字東沖1477	0791-43-2544
一般区域	共和運輸工業株式会社	姫路市飾磨区城南町2-44	239-8181
〃	飾磨海運株式会社	〃 飾磨区細江1300	233-0741
〃	(株)浜田運送	〃 白浜町乙221-5	245-4111
〃	岡上運輸株式会社	〃 広畑区長町1-18-1	237-0032
一般小型	信栄運輸株式会社	〃 花田町勅旨字西川原426-8	253-5820

資料：「兵庫県トラック協会西播支部調べ」

(3) バス関係  
(アイウエオ順)

会社名	所在地	車両数			電話番号
		大型	中型	小型	
あいおい観光バス(有)	相生市汐見台6-8	4	2	3	0791-23-3100
一交通	宍粟市一宮町杉田460	0	3	4	0790-72-2911
(株) ウィング神姫	宍粟市山崎町山田80-2	7	11	3	0790-65-9171
神崎交通(有)	神崎郡福崎町福田93-7	3	7	5	0790-22-3322
神姫観光(株)	〃 北条口1-28	71	5	2	223-1555
神姫バス(株)	姫路市西駅前町1	5	0	0	223-1343
(株) 大和生研	〃 古二階町63	0	0	10	234-5969
(株) チクモグループ	宍粟市千種町黒土118-4	0	1	4	0790-76-3011
(株) はくろタクシー	姫路市西庄143-1	3	0	2	291-0001
播磨乃国観光バス(株)	たつの市龍野町富永360-1	3	3	5	0791-63-0188
はりま観光バス合同会社	たつの市誉田町福田450-7	3	1	3	0791-63-6377
P H A (有)	姫路市青山西1-9-10	0	1	4	294-5553
姫路観光バス(株)	〃 東今宿1-4-40	10	1	1	294-1133
(有) 湊交通	〃 神屋町4-12	0	1	4	287-2188
山崎観光バス(有)	宍粟市今宿144-1	0	0	3	0790-62-6711
15社	198車両	109	36	53	

資料：兵庫県バス協会西播磨地区「貸切会員名簿」

(4) 海上輸送協力関係

会社名	所在地	電話番号
坊勢輝汽船(株)	本社 姫路市飾磨区須加294	234-1138
	坊勢営業所 〃 家島町坊勢	326-0160
	クィーンぼうぜ	
家島貨物(株)	本社 姫路市家島町真浦588番地18	325-0150
	姫路営業所 〃 飾磨区	234-5067
	安洋丸	
	第二安洋丸	
坊勢貨物(株)	本社 姫路市家島町坊勢694番地35	326-0160
	姫路営業所 坊勢汽船本社と同じ	234-1138
	第二十ぼうぜ丸	
幸運丸	事務所 姫路市家島町坊勢479番地	326-0925
	第8幸運丸	327-1168
第10幸運丸		
4社		

(5) 海上輸送協力団体

団体名	所在地	電話番号
家島船舶協同組合	事務所 姫路市家島町真浦591番地	325-2256



## 資料3-4

## 非常用水防資材調達予定先一覧

種別	員数	調 達 先		電 話
		名 称	所 在 地	
麻 袋	麻 袋 10,000 枚 縄 200 巻	(株)シマヤ	姫路市飾磨区思案橋60	234-1001
P.P.土のう袋	麻 袋 500 枚 P.P.土のう袋 3,000 枚 縄 1,000 巻	(有)笹倉商店	姫路市花影町一丁目40	293-0033
木 材	末口 9cm長さ 2m 杉丸太 500本	(株)小野材木店	姫路市飾磨区恵美酒226	234-6600 234-1188
	末口 9cm長さ 2m 杉丸太 500本	(株)菅長製材所	姫路市朝日町20	223-0305
ドラム罐	100本	横田石油(株)	姫路市飾磨区恵美酒14	233-0612
金 物	500点	(株)梶間商店	姫路市井ノ口 207-8	297-1881
小 道 具	シート 50枚	手柄包装(株)	姫路市東延末二丁目88	282-0595
	シート 50枚 PP袋 50,000袋	坪田産業(株)	姫路市亀井町108	281-2222 281-2223
舟	10そう	姫路市漁協中部支所	姫路市飾磨区妻鹿791-2	245-1542
	10そう	姫路市漁協網干支所	姫路市網干区興浜2093-133	274-0304
	10そう	姫路市漁協的形支所	姫路市的形町福泊492-2	254-4272
土 砂	50 m <sup>3</sup>	フクヤ	姫路市上手野 309	292-0067
	50 m <sup>3</sup>	住徳建設(株)	姫路市飾磨区今在家1126-5	234-3100
	50 m <sup>3</sup>	片岡建材建設(株)	姫路市飾磨区思案橋90-3	234-4111
	50 m <sup>3</sup>	松田土木工業(株)	姫路市広畑区小松町二丁目46	237-1331
	50 m <sup>3</sup>	矢野建材(株)	姫路市広畑区末広町一丁目24	236-1467

※ 上記のほか、「姫路市指名業者登録一覧表」に掲載の業者から調達する。

## 土砂採取場所一覧

河川名	土 砂 採 取 地	所 有 ・ 管 理	電 話
林田川	林田町林谷 大給組土砂置場	大給 広成 林田町久保	261-3052
網干川	網干中学校北門前 井上建材土砂置場	井上 建材(株) 網干区新在家	273-2321
網干海岸			
	市内各学校等の砂場	県・市教育委員会	
	各消防署所の水防倉庫14ヶ所に土砂164m <sup>3</sup>		

## 水門一覧

地区 隊名	番号	樋、水門名	場 所	委託先（操作者）名	担当課
姫 路 東 地 区 水 防 隊	1	外堀川樋門	野里	野里西部水利組合	姫路市河川管理課
	2	仁豊野南川樋門	砥堀	砥堀井堰水利組合	姫路市河川管理課
	3	東郷川放流樋門	東郷町	南川西町自治会	姫路市河川管理課
	4	岡町川分流樋門	新在家	山野井農区	姫路市河川管理課
	5	伊伝居川分流樋門	伊伝居	八代農区	姫路市河川管理課
	6	飾磨井堰大樋門	保城	飾磨井堰水利組合	飾磨井堰水利組合
	7	西中島排水ポンプ場	西中島	西中島農区	姫路市河川管理課
	8	明田川防潮樋門	四郷町明田	四郷町明田自治会	姫路市河川管理課
	9	牛谷川樋門	別所町別所	別所東自治会	姫路市河川管理課
	10	佐土川樋門	別所町別所	別所西自治会	姫路市河川管理課
	11	豊国川樋門	飾東町豊国	豊国東農区	姫路市河川管理課
姫 路 西 地 区 水 防 隊	12	北条川排水ポンプ場	北条梅原町	姫路市河川管理課	姫路市河川管理課
	13	上手野川放水路樋門	御立	四軒屋自治会	姫路市河川管理課
	14	辻井川雨水貯留施設	辻井	辻井農区	姫路市河川管理課
	15	菅生川飾西排水樋門	飾西	飾西農区	飾西農区
	16	阿保川樋門	阿保	姫路市阿保地区整備課	姫路市阿保地区整備課
飾 磨 地 区 水 防 隊	17	野田川排水機場	飾磨区玉地	光栄産業(株)	姫路市河川管理課
	18	中島川排水ポンプ場	飾磨区中島	光栄産業(株)	姫路市河川管理課
	19	新堀川排水ポンプ場	飾磨区中島	中島自治会	姫路市河川管理課
	20	東堀水門	飾磨区東堀	姫路市産業振興課（(株)姫路ポ ートサービス）	兵庫県姫路港管理事務所
	21	南細江排水ポンプ場	飾磨区細江	J F E 条鋼(株)	姫路市河川管理課
	22	宮排水機場	飾磨区宮	姫路市産業振興課（(株)姫路ポ ートサービス）	兵庫県姫路港管理事務所
	23	今在家排水ポンプ場	飾磨区今在家	明建産業(株)	姫路市河川管理課
	24	今在家北排水ポンプ場	飾磨区今在家	今在家農区	姫路市河川管理課
	25	今在家北川樋門①	飾磨区今在家	今在家農区	姫路市河川管理課
	26	今在家北川樋門②	飾磨区今在家	今在家農区	姫路市河川管理課
	27	地藏川排水ポンプ場	飾磨区思案橋	飾磨区加茂自治会	姫路市河川管理課
	28	地藏川第2排水ポンプ場	飾磨区加茂南	明建産業(株)	姫路市河川管理課
	29	西浜排水ポンプ場	飾磨区西浜町	明建産業(株)	姫路市河川管理課
	30	水尾川水門	飾磨区中浜町	中浜町自治会	姫路市河川管理課
	31	中浜排水ポンプ場	飾磨区中浜町	中浜町自治会	姫路市河川管理課
	32	今在家西川排水ポンプ場	飾磨区中浜町	今在家農区	姫路市河川管理課
	33	阿成排水ポンプ場	飾磨区阿成	阿成協議会	姫路市河川管理課
	34	野田放水路排水ポンプ場	飾磨区下野田	姫路市河川管理課	姫路市河川管理課

地区 隊名	番号	樋、水門名	場 所	委託先（操作者）名	担当課
飾 磨 地 区 水 防 隊	35	野田川樋門 No. 9	飾磨区中島	兵庫県姫路港管理事務所	兵庫県姫路港管理事務所
	36	野田川樋門 No. 11	飾磨区中島	山陽特殊製鋼㈱安全防災室	兵庫県姫路港管理事務所
	37	野田川樋門 No. 59	飾磨区中島	山陽特殊製鋼㈱安全防災室	兵庫県姫路港管理事務所
	38	野田川樋門 No. 61	飾磨区中島	山陽特殊製鋼㈱安全防災室	兵庫県姫路港管理事務所
	39	野田川樋門 No. 62	飾磨区中島	山陽特殊製鋼㈱安全防災室	兵庫県姫路港管理事務所
	40	野田川門扉 No. 4	飾磨区玉地	兵庫県姫路港管理事務所	兵庫県姫路港管理事務所
	41	野田川門扉 No. 6	飾磨区玉地	川村通商㈱	兵庫県姫路港管理事務所
	42	野田川門扉 No. 7	飾磨区中島	兵庫県姫路港管理事務所	兵庫県姫路港管理事務所
	43	野田川門扉 No. 8	飾磨区中島	兵庫県姫路港管理事務所	兵庫県姫路港管理事務所
	44	野田川門扉 No. 13	飾磨区東堀	東堀自治会	兵庫県姫路港管理事務所
	45	野田川門扉 No. 14	飾磨区東堀	東堀自治会	兵庫県姫路港管理事務所
	46	野田川門扉 No. 15	飾磨区東堀	東堀自治会	兵庫県姫路港管理事務所
	47	野田川門扉 No. 20	飾磨区宮	姫路市漁業協同組合飾磨支所	兵庫県姫路港管理事務所
	48	野田川門扉 No. 21	飾磨区宮	姫路市漁業協同組合飾磨支所	兵庫県姫路港管理事務所
	49	野田川門扉 No. 22	飾磨区須加	姫路市漁業協同組合飾磨支所	兵庫県姫路港管理事務所
	50	野田川門扉 No. 23	飾磨区須加	姫路市漁業協同組合飾磨支所	兵庫県姫路港管理事務所
	51	野田川門扉 No. 24	飾磨区須加	姫路市漁業協同組合飾磨支所	兵庫県姫路港管理事務所
	52	野田川門扉 No. 25	飾磨区須加	姫路市漁業協同組合飾磨支所	兵庫県姫路港管理事務所
	53	野田川門扉 No. 26	飾磨区須加	浜辺造船所	兵庫県姫路港管理事務所
	54	野田川門扉 No. 27	飾磨区須加	浜辺造船所	兵庫県姫路港管理事務所
	55	野田川門扉 No. 28	飾磨区須加	浜辺造船所	兵庫県姫路港管理事務所
	56	野田川門扉 No. 29	飾磨区須加	橋西分団	兵庫県姫路港管理事務所
	57	野田川門扉 No. 30	飾磨区須加	橋西分団	兵庫県姫路港管理事務所
	58	野田川門扉 No. 31	飾磨区須加	橋西分団	兵庫県姫路港管理事務所
	59	野田川門扉 No. 32	飾磨区須加	橋西分団	兵庫県姫路港管理事務所
	60	野田川門扉 No. 33	飾磨区須加	橋西分団	兵庫県姫路港管理事務所
	61	野田川門扉 No. 34	飾磨区須加	橋西分団	兵庫県姫路港管理事務所
	62	野田川門扉 No. 35	飾磨区須加	橋西分団	兵庫県姫路港管理事務所
	63	野田川門扉 No. 36	飾磨区須加	橋西分団	兵庫県姫路港管理事務所
64	野田川門扉 No. 37	飾磨区須加	橋西分団	兵庫県姫路港管理事務所	
65	野田川門扉 No. 38	飾磨区須加	橋西分団	兵庫県姫路港管理事務所	
66	野田川門扉 No. 39	飾磨区須加	橋西分団	兵庫県姫路港管理事務所	
67	野田川門扉 No. 40	飾磨区須加	望月開運(株)	兵庫県姫路港管理事務所	
68	野田川門扉 No. 41	飾磨区須加	兵庫県姫路港管理事務所	兵庫県姫路港管理事務所	
69	野田川門扉 No. 42	飾磨区須加	兵庫県姫路港管理事務所	兵庫県姫路港管理事務所	

地区 隊名	番号	樋、水門名	場 所	委託先（操作者）名	担当課
飾 磨 地 区 水 防 隊	70	野田川門扉 No. 43	飾磨区須加	兵庫県姫路港管理事務所	兵庫県姫路港管理事務所
	71	野田川門扉 No. 46	飾磨区須加	兵庫県姫路港管理事務所	兵庫県姫路港管理事務所
	72	野田川門扉 No. 56	飾磨区細江	兵庫県姫路港管理事務所	兵庫県姫路港管理事務所
	73	野田川門扉 No. 57	飾磨区中島	兵庫県姫路港管理事務所	兵庫県姫路港管理事務所
	74	野田川門扉 No. 63	飾磨区中島	横田石油(株)	兵庫県姫路港管理事務所
	75	野田川樋門 No. 64	飾磨区中島	横田石油(株)	兵庫県姫路港管理事務所
	76	野田川樋門 No. 65	飾磨区中島	横田石油(株)	兵庫県姫路港管理事務所
	77	中島川樋門	飾磨区中島	中島自治会	中島自治会
	78	野田川門扉 No. 70	飾磨区須加	兵庫県姫路港管理事務所	兵庫県姫路港管理事務所
	79	野田川門扉 No. 74	飾磨区須加	兵庫県姫路港管理事務所	兵庫県姫路港管理事務所
	80	野田川門扉 No. 75	飾磨区須加	兵庫県姫路港管理事務所	兵庫県姫路港管理事務所
	81	野田川門扉 No. 77	飾磨区須加	姫路市漁業協同組合飾磨支所	兵庫県姫路港管理事務所
	82	船場川樋門 No. 69	飾磨区細江	J F E 条鋼(株)	兵庫県姫路港管理事務所
	83	船場川樋門 No. 81	飾磨区細江	J F E 条鋼(株)	兵庫県姫路港管理事務所
	84	船場川樋門 No. 82	飾磨区細江	J F E 条鋼(株)	兵庫県姫路港管理事務所
	85	船場川樋門 No. 45	飾磨区細江	J F E 条鋼(株)	兵庫県姫路港管理事務所
	86	船場川門扉 No. 66	飾磨区細江	J F E 条鋼(株)	兵庫県姫路港管理事務所
	87	船場川門扉 No. 67	飾磨区細江	J F E 条鋼(株)	兵庫県姫路港管理事務所
	88	船場川門扉 No. 68	飾磨区細江	片倉コープアグリ(株)姫路工場	兵庫県姫路港管理事務所
	89	船場川門扉 No. 71	飾磨区細江	兵庫県姫路港管理事務所	兵庫県姫路港管理事務所
	90	船場川樋門 No. 44	飾磨区思案橋	飾磨区加茂自治会	兵庫県姫路港管理事務所
	91	船場川樋門 No. 72	飾磨区構	思案橋自治会	兵庫県姫路港管理事務所
	92	船場川樋門 No. 78	飾磨区須加	兵庫県姫路港管理事務所	兵庫県姫路港管理事務所
	93	船場川樋門 No. 79	飾磨区入船	住友精化(株)	兵庫県姫路港管理事務所
	94	船場川樋門 No. 80	飾磨区入船	住友精化(株)	兵庫県姫路港管理事務所
	95	構排水ポンプ場	飾磨区構	加茂農区	姫路市河川管理課
	96	構東川樋門	飾磨区構	構農区	姫路市河川管理課
	97	汐入川防潮樋門	広畑区高浜町	広畑水利組合	姫路市河川管理課
	98	(東) 汐入川排水機場	広畑区富士町	明建産業(株)	姫路市河川管理課
	99	広畑川排水ポンプ場	広畑区富士町	明建産業(株)	姫路市河川管理課
100	妻鹿川排水ポンプ場	飾磨区妻鹿	妻鹿自治会	姫路市河川管理課	
101	塩口排水ポンプ場	飾磨区妻鹿	妻鹿南部水利組合	姫路市河川管理課	
102	妻鹿東部排水ポンプ場	飾磨区妻鹿	妻鹿南部水利組合	姫路市河川管理課	
103	妻鹿南部排水ポンプ場	飾磨区妻鹿	妻鹿南部水利組合	姫路市河川管理課	
104	白浜排水機場	白浜町	光栄産業(株)	姫路市河川管理課	

地区 隊名	番号	種、水門名	場 所	委託先（操作者）名	担当課
飾 磨 地 区 水 防 隊	105	常盤川分流樋門	白浜町	姫路市河川管理課	姫路市河川管理課
	106	白浜海水浴場ゲートNo. 1	白浜町	兵庫県姫路農林水産振興事務所	兵庫県 姫路農林水産事務所
	107	白浜海水浴場ゲートNo. 2	白浜町	兵庫県姫路農林水産振興事務所	兵庫県 姫路農林水産事務所
	108	白浜海水浴場ゲートNo. 3	白浜町	兵庫県姫路農林水産振興事務所	兵庫県 姫路農林水産事務所
	109	白浜海水浴場ゲートNo. 4	白浜町	兵庫県姫路農林水産振興事務所	兵庫県 姫路農林水産事務所
	110	白浜海水浴場ゲートNo. 5	白浜町	兵庫県姫路農林水産振興事務所	兵庫県 姫路農林水産事務所
	111	宇佐崎排水ポンプ場	白浜町丙	宇佐崎自治会	姫路市河川管理課
	112	宇佐崎第2排水ポンプ場	白浜町	姫路市河川管理課	姫路市河川管理課
	113	百合の川排水ポンプ場	白浜町宇佐崎	宇佐崎自治会	姫路市河川管理課
	114	宇佐崎排水路2号排水ポンプ場	白浜町宇佐崎	宇佐崎自治会	姫路市河川管理課
	115	宇佐崎排水路3号排水ポンプ場	白浜町宇佐崎	宇佐崎自治会	姫路市河川管理課
	116	百合の川樋門	白浜町宇佐崎	宇佐崎自治会	姫路市河川管理課
	117	松原排水路3号排水ポンプ場	白浜町甲	灘の松原自治会	姫路市河川管理課
	118	前浜川排水ポンプ場	八家	北八家前浜町自治会	姫路市河川管理課
	119	八木樋門	木場	兵庫県姫路港管理事務所	兵庫県姫路港管理事務所
	120	木場南排水ポンプ場	木場	木場前七反町自治会	姫路市河川管理課
	121	八家川門扉 No. 1	木場	姫路市漁業組合八木支所	兵庫県姫路港管理事務所
	122	八家川門扉 No. 2	木場	姫路市まちづくり振興機構	兵庫県姫路港管理事務所
	123	八家川門扉 No. 3	木場	姫路市まちづくり振興機構	兵庫県姫路港管理事務所
	124	八家川門扉 No. 4	木場	姫路市まちづくり振興機構	兵庫県姫路港管理事務所
	125	八家川樋門 No. 5	木場	姫路市産業振興課（木場自治会）	兵庫県姫路港管理事務所
	126	八家川門扉 No. 6	木場	姫路市漁業組合八木支所	兵庫県姫路港管理事務所
	127	八家川門扉 No. 7	木場	姫路市漁業組合八木支所	兵庫県姫路港管理事務所
	128	八家川門扉 No. 8	木場	姫路市漁業組合八木支所	兵庫県姫路港管理事務所
	129	八家川樋門 No. 9	木場	姫路市産業振興課（木場自治会）	兵庫県姫路港管理事務所
	130	八家川門扉 No. 10	木場	姫路市漁業組合八木支所	兵庫県姫路港管理事務所
	131	八家川樋門 No. 11	木場	姫路市産業振興課（木場自治会）	兵庫県姫路港管理事務所
	132	八家川門扉 No. 13	木場	姫路市漁業組合八木支所	兵庫県姫路港管理事務所
	133	八家川門扉 No. 14	木場	兵庫県姫路港管理事務所	兵庫県姫路港管理事務所
	134	八家川樋門 No. 15	木場	兵庫県姫路港管理事務所	兵庫県姫路港管理事務所
	135	八家川排水機場	木場	イドゲン(株)	姫路市河川管理課
	136	兼田排水ポンプ場	兼田	兼田自治会	姫路市河川管理課
	137	東山排水ポンプ場	東山	東山自治会	姫路市河川管理課
	138	東山第二排水ポンプ場	東山	東山自治会	姫路市河川管理課
	139	東山柿ノ木川排水ポンプ場	東山	東山自治会	姫路市河川管理課

地区 隊名	番号	樋、水門名	場 所	委託先（操作者）名	担当課
飾 磨 地 区 水 防 隊	140	東山南排水ポンプ場	東山	東山自治会	姫路市河川管理課
	141	糸引川樋門	継	継農区	姫路市河川管理課
	142	的形排水ポンプ場	的形町の形	的形町小島自治会	姫路市河川管理課
	143	的形東排水ポンプ場	的形町の形	的形町仮屋自治会	姫路市河川管理課
	144	的形東第2排水ポンプ場	的形町の形	姫路市河川管理課	姫路市河川管理課
	145	的形排水機場	的形町の形(磯)	姫路市産業振興課（㈱姫路ボートサービス）	兵庫県姫路港管理事務所
	146	西浜川排水機場	的形町の形	㈱アイエフ	兵庫県姫路港管理事務所
	147	的形川樋門 No. 1	的形町の形	姫路市産業振興課（磯自治会）	兵庫県姫路港管理事務所
	148	的形川門扉 No. 2	的形町の形	磯自治会	兵庫県姫路港管理事務所
	149	的形川門扉 No. 3	的形町の形	磯自治会	兵庫県姫路港管理事務所
	150	的形川樋門 No. 4	的形町の形	姫路市産業振興課（磯自治会）	兵庫県姫路港管理事務所
	151	的形川門扉 No. 5	的形町の形	磯自治会	兵庫県姫路港管理事務所
	152	的形川樋門 No. 6	的形町の形	姫路市産業振興課（磯自治会）	兵庫県姫路港管理事務所
	153	的形川門扉 No. 7	的形町の形	磯自治会	兵庫県姫路港管理事務所
	154	福泊港門扉 No. 1	的形町福泊	福泊自治会	兵庫県姫路港管理事務所
	155	福泊港門扉 No. 2	的形町福泊	福泊自治会	兵庫県姫路港管理事務所
	156	福泊港門扉 No. 3	的形町福泊	福泊自治会	兵庫県姫路港管理事務所
	157	福泊港門扉 No. 4	的形町福泊	福泊自治会	兵庫県姫路港管理事務所
	158	福泊港樋門 No. 5	的形町福泊	姫路市産業振興課（福泊自治会）	兵庫県姫路港管理事務所
	159	福泊港門扉 No. 6	的形町福泊	福泊自治会	兵庫県姫路港管理事務所
	160	福泊樋門	的形町福泊	福泊自治会	姫路市河川管理課
	161	大塩西排水ポンプ場	大塩町汐咲	大塩町第4区自治会	姫路市河川管理課
	162	大塩西第2排水ポンプ場	大塩町	大塩町第4区自治会	姫路市河川管理課
	163	大塩中滞水門	大塩町	姫路市産業振興課（大塩消防分団）	兵庫県姫路港管理事務所
	164	大塩東滞樋門	大塩町	姫路市産業振興課（大塩消防分団）	兵庫県姫路港管理事務所
	165	大塩東滞排水ポンプ場	大塩町	大塩消防分団	姫路市河川管理課
	166	大塩東排水ポンプ場	大塩町	大塩第一区自治会	姫路市河川管理課
	167	大塩樋門 No. 1	大塩町	姫路市まちづくり振興機構	兵庫県姫路港管理事務所
	168	大塩樋門 No. 2	大塩町	大塩消防分団	兵庫県姫路港管理事務所
	169	家島港湾 真浦門扉 No. 1	家島町真浦	姫路市産業振興課（消防団真浦分団）	兵庫県姫路港管理事務所
170	家島港湾 真浦門扉 No. 2	家島町真浦	姫路市産業振興課（消防団真浦分団）	兵庫県姫路港管理事務所	
171	家島港湾 真浦門扉 No. 3	家島町真浦	姫路市産業振興課（消防団真浦分団）	兵庫県姫路港管理事務所	
172	家島港湾 真浦樋門 No. 4	家島町真浦	姫路市産業振興課（消防団真浦分団）	兵庫県姫路港管理事務所	
173	家島港湾 真浦門扉 No. 5	家島町真浦	姫路市産業振興課（消防団真浦分団）	兵庫県姫路港管理事務所	
174	家島港湾 真浦門扉 No. 6	家島町真浦	姫路市産業振興課（消防団真浦分団）	兵庫県姫路港管理事務所	



地区 隊名	番号	樋、水門名	場 所	委託先（操作者）名	担当課
飾 磨 地 区 水 防 隊	175	家島港湾 真浦門扉 No. 7	家島町真浦	姫路市産業振興課（消防団真浦分団）	兵庫県姫路港管理事務所
	176	家島港湾 真浦門扉 No. 9	家島町真浦	姫路市産業振興課（消防団真浦分団）	兵庫県姫路港管理事務所
	177	家島港湾 真浦門扉 No. 10	家島町真浦	姫路市産業振興課（消防団真浦分団）	兵庫県姫路港管理事務所
	178	家島港湾 真浦門扉 No. 11	家島町真浦	姫路市産業振興課（消防団真浦分団）	兵庫県姫路港管理事務所
	179	家島港湾 真浦門扉 No. 12	家島町真浦	姫路市産業振興課（消防団真浦分団）	兵庫県姫路港管理事務所
	180	家島港湾 真浦門扉 No. 13	家島町真浦	姫路市産業振興課（消防団真浦分団）	兵庫県姫路港管理事務所
	181	家島港湾 真浦門扉 No. 14	家島町真浦	姫路市産業振興課（消防団真浦分団）	兵庫県姫路港管理事務所
	182	家島港湾 真浦門扉 No. 15	家島町真浦	姫路市産業振興課（消防団真浦分団）	兵庫県姫路港管理事務所
	183	家島港湾 真浦門扉 No. 16	家島町真浦	姫路市産業振興課（消防団真浦分団）	兵庫県姫路港管理事務所
	184	家島港湾 真浦門扉 No. 17	家島町真浦	姫路市産業振興課（消防団真浦分団）	兵庫県姫路港管理事務所
	185	家島港湾 真浦門扉 No. 18	家島町真浦	姫路市産業振興課（消防団真浦分団）	兵庫県姫路港管理事務所
	186	家島港湾 真浦門扉 No. 19	家島町真浦	姫路市産業振興課（消防団真浦分団）	兵庫県姫路港管理事務所
	187	家島港湾 真浦門扉 No. 20	家島町真浦	姫路市産業振興課（消防団真浦分団）	兵庫県姫路港管理事務所
	188	家島港湾 真浦門扉 No. 21	家島町真浦	姫路市産業振興課（消防団真浦分団）	兵庫県姫路港管理事務所
	189	家島港湾 真浦門扉 No. 22	家島町真浦	姫路市産業振興課（消防団真浦分団）	兵庫県姫路港管理事務所
	190	家島港湾 真浦門扉 No. 23	家島町真浦	姫路市産業振興課（消防団真浦分団）	兵庫県姫路港管理事務所
	191	家島港湾 真浦門扉 No. 24	家島町真浦	姫路市産業振興課（消防団真浦分団）	兵庫県姫路港管理事務所
	192	家島港湾 真浦門扉 No. 25	家島町真浦	姫路市産業振興課（消防団真浦分団）	兵庫県姫路港管理事務所
	193	家島港湾 真浦門扉 No. 27	家島町真浦	姫路市産業振興課（消防団真浦分団）	兵庫県姫路港管理事務所
	194	家島港湾 真浦門扉 No. 28	家島町真浦	姫路市産業振興課（消防団真浦分団）	兵庫県姫路港管理事務所
	195	家島港湾 真浦門扉 No. 29	家島町真浦	姫路市産業振興課（消防団真浦分団）	兵庫県姫路港管理事務所
	196	家島港湾 真浦門扉 No. 30	家島町真浦	姫路市産業振興課（消防団真浦分団）	兵庫県姫路港管理事務所
	197	家島港湾 真浦門扉 No. 31	家島町真浦	姫路市産業振興課（消防団真浦分団）	兵庫県姫路港管理事務所
	198	家島港湾 真浦門扉 No. 33	家島町真浦	姫路市産業振興課（消防団真浦分団）	兵庫県姫路港管理事務所
	199	家島港湾 真浦門扉 No. 34	家島町真浦	姫路市産業振興課（消防団真浦分団）	兵庫県姫路港管理事務所
	200	家島港湾 真浦門扉 No. 35	家島町真浦	姫路市産業振興課（消防団真浦分団）	兵庫県姫路港管理事務所
	201	家島港湾 真浦門扉 No. 36	家島町真浦	姫路市産業振興課（消防団真浦分団）	兵庫県姫路港管理事務所
	202	家島港湾 真浦門扉 No. 37	家島町真浦	姫路市産業振興課（消防団真浦分団）	兵庫県姫路港管理事務所
	203	家島港湾 真浦門扉 No. 38	家島町真浦	姫路市産業振興課（消防団真浦分団）	兵庫県姫路港管理事務所
204	家島港湾 真浦門扉 No. 17-1	家島町真浦	家島石材採掘協同組合	姫路市家島事務所	
205	家島港湾 真浦門扉 No. 39	家島町真浦	姫路市産業振興課（消防団真浦分団）	兵庫県姫路港管理事務所	
206	家島港湾 真浦門扉 No. 40	家島町真浦	消防団真浦分団	姫路市家島事務所	
207	家島港湾 真浦門扉 No. 41	家島町真浦	消防団真浦分団	姫路市家島事務所	
208	家島港湾 真浦門扉 No. 42	家島町真浦	消防団真浦分団	姫路市家島事務所	
209	家島港湾 真浦門扉 No. 43	家島町真浦	消防団真浦分団	姫路市家島事務所	

地区 隊名	番号	樋、水門名	場 所	委託先（操作者）名	担当課
飾 磨 地 区 水 防 隊	210	家島漁港 宮	家島町宮	家島事務所	兵庫県 姫路農林水産振興事務所
	211	家島漁港 宮1	家島町宮	消防団宮分団	兵庫県 姫路農林水産振興事務所
	212	家島漁港 宮2	家島町宮	株式会社新大野造船所	兵庫県 姫路農林水産振興事務所
	213	家島漁港 宮5	家島町宮	消防団宮分団	兵庫県 姫路農林水産振興事務所
	214	家島漁港 宮6	家島町宮	消防団宮分団	兵庫県 姫路農林水産振興事務所
	215	家島漁港 宮7	家島町宮	消防団宮分団	兵庫県 姫路農林水産振興事務所
	216	家島漁港 宮8	家島町宮	消防団宮分団	兵庫県 姫路農林水産振興事務所
	217	家島漁港 宮9	家島町宮	消防団宮分団	兵庫県 姫路農林水産振興事務所
	218	家島漁港 宮10	家島町宮	消防団宮分団	兵庫県 姫路農林水産振興事務所
	219	家島漁港 宮11	家島町宮	消防団宮分団	兵庫県 姫路農林水産振興事務所
	220	家島漁港 宮12	家島町宮	消防団宮分団	兵庫県 姫路農林水産振興事務所
	221	家島漁港 宮13	家島町宮	消防団宮分団	兵庫県 姫路農林水産振興事務所
	222	家島漁港 宮14	家島町宮	消防団宮分団	兵庫県 姫路農林水産振興事務所
	223	家島漁港 宮15	家島町宮	消防団宮分団	兵庫県 姫路農林水産振興事務所
	224	家島漁港 宮16	家島町宮	消防団宮分団	兵庫県 姫路農林水産振興事務所
	225	家島漁港 宮17	家島町宮	消防団宮分団	兵庫県 姫路農林水産振興事務所
	226	家島漁港 宮18	家島町宮	消防団宮分団	兵庫県 姫路農林水産振興事務所
	227	家島漁港 宮19	家島町宮	消防団宮分団	兵庫県 姫路農林水産振興事務所
	228	家島漁港 宮20	家島町宮	消防団宮分団	兵庫県 姫路農林水産振興事務所
	229	家島漁港 宮21	家島町宮	消防団宮分団	兵庫県 姫路農林水産振興事務所
	230	家島漁港 宮22	家島町宮	消防団宮分団	兵庫県 姫路農林水産振興事務所
	231	家島漁港 宮23	家島町宮	家島事務所	兵庫県 姫路農林水産振興事務所
	232	家島漁港 宮25	家島町宮	消防団宮分団	兵庫県 姫路農林水産振興事務所
	233	家島漁港 宮26	家島町宮	消防団宮分団	兵庫県 姫路農林水産振興事務所
234	家島漁港 宮27	家島町宮	消防団宮分団	兵庫県 姫路農林水産振興事務所	
235	家島漁港 宮28	家島町宮	消防団宮分団	兵庫県 姫路農林水産振興事務所	
236	家島漁港 宮29	家島町宮	消防団宮分団	兵庫県 姫路農林水産振興事務所	
237	奈座陸こう ①	家島町坊勢 (奈座)	姫路市水産漁港課	姫路市水産漁港課	
238	奈座陸こう ③	家島町坊勢 (奈座)	姫路市水産漁港課	姫路市水産漁港課	
239	奈座陸こう ④	家島町坊勢 (奈座)	姫路市水産漁港課	姫路市水産漁港課	
240	奈座陸こう ⑤	家島町坊勢 (奈座)	姫路市水産漁港課	姫路市水産漁港課	
241	奈座陸こう ⑥	家島町坊勢 (奈座)	姫路市水産漁港課	姫路市水産漁港課	
242	奈座陸こう ⑦	家島町坊勢 (奈座)	姫路市水産漁港課	姫路市水産漁港課	
243	奈座陸こう ⑧	家島町坊勢 (奈座)	姫路市水産漁港課	姫路市水産漁港課	
244	奈座陸こう ⑨	家島町坊勢 (奈座)	姫路市水産漁港課	姫路市水産漁港課	

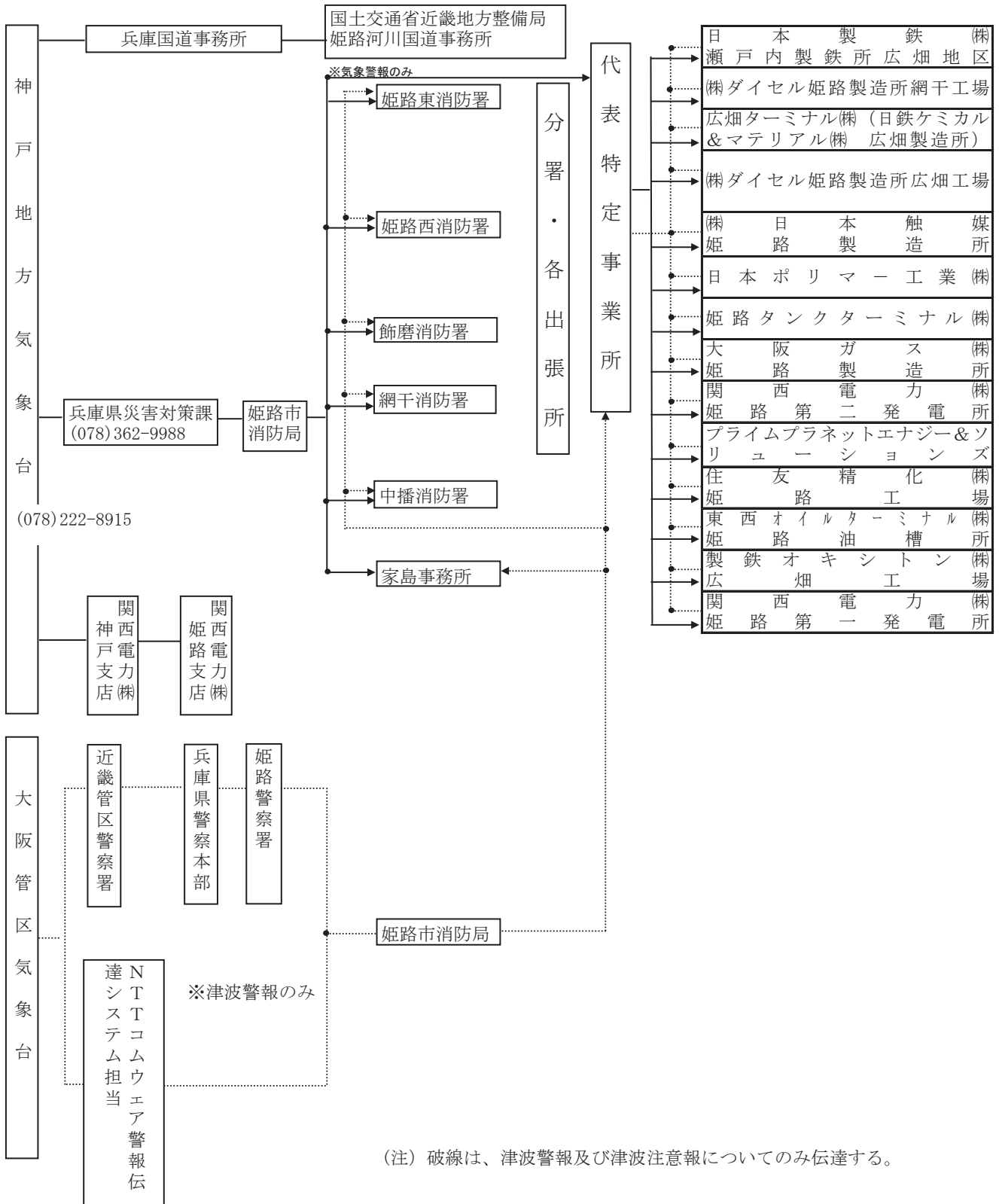


地区 隊名	番号	樋、水門名	場 所	委託先（操作者）名	担当課
飾 磨 地 区 水 防 隊	245	西ノ浦陸こう ①	家島町坊勢 (西ノ浦)	姫路市水産漁港課	姫路市水産漁港課
	246	西ノ浦陸こう ②	家島町坊勢 (西ノ浦)	姫路市水産漁港課	姫路市水産漁港課
	247	西ノ浦陸こう ③	家島町坊勢 (西ノ浦)	姫路市水産漁港課	姫路市水産漁港課
	248	西ノ浦陸こう ④	家島町坊勢 (西ノ浦)	姫路市水産漁港課	姫路市水産漁港課
	249	西ノ浦陸こう ⑤	家島町坊勢 (西ノ浦)	姫路市水産漁港課	姫路市水産漁港課
	250	西ノ浦陸こう ⑥	家島町坊勢 (西ノ浦)	姫路市水産漁港課	姫路市水産漁港課
	251	西ノ浦陸こう ⑦	家島町坊勢 (西ノ浦)	姫路市水産漁港課	姫路市水産漁港課
	252	西ノ浦陸こう ⑧	家島町坊勢 (西ノ浦)	姫路市水産漁港課	姫路市水産漁港課
	253	西ノ浦陸こう ⑨	家島町坊勢 (西ノ浦)	姫路市水産漁港課	姫路市水産漁港課
	254	カズラ陸こう ①	家島町坊勢 (カズラ)	姫路市水産漁港課	姫路市水産漁港課
	255	カズラ陸こう ②	家島町坊勢 (カズラ)	姫路市水産漁港課	姫路市水産漁港課
	網 干 地 区 水 防 隊	256	長松南川排水ポンプ場	大津区长松	長松自治会
257		西汐入川水門	大津区长松	明建産業(株)	姫路市河川管理課
258		平松排水ポンプ場	大津区平松	平松自治会	姫路市河川管理課
259		天満排水ポンプ場	大津区天満	天満自治会	姫路市河川管理課
260		大津茂川水門	網干区田井	田井農区	姫路市河川管理課
261		大津排水ポンプ場	大津区勤兵衛町	明建産業(株)	姫路市河川管理課
262		西汐入川排水機場	大津区勤兵衛町	明建産業(株)	姫路市河川管理課
263		吉美排水ポンプ場	大津区吉美	吉美自治会	姫路市河川管理課
264		吉美第二排水ポンプ場	大津区吉美	吉美自治会	姫路市河川管理課
265		宮内川防潮樋門	網干区大江島	大江島自治会	姫路市河川管理課
266		大江島排水機場	網干区大江島	姫路市産業振興課（(株)姫路ボートサービス）	兵庫県姫路港管理事務所
267		網干川門扉 No. 1	網干区大江島	林船舶(株)	兵庫県姫路港管理事務所
268		網干川門扉 No. 2	網干区大江島	(株)ダイセル	兵庫県姫路港管理事務所
269		網干川門扉 No. 10	網干区大江島	新在家4区自治会	兵庫県姫路港管理事務所
270		網干川門扉 No. 11	網干区新在家	(株)網干魚定市場	兵庫県姫路港管理事務所
271		網干川門扉 No. 12	網干区新在家	(株)網干魚定市場	兵庫県姫路港管理事務所
272		網干川門扉 No. 13	網干区新在家	(株)網干魚定市場	兵庫県姫路港管理事務所
273		網干川門扉 No. 14	網干区新在家	新在家4区自治会	兵庫県姫路港管理事務所
274		網干川門扉 No. 15	網干区新在家	新在家4区自治会	兵庫県姫路港管理事務所
275		網干川門扉 No. 16	網干区大江島	兵庫県姫路港管理事務所	兵庫県姫路港管理事務所
276	網干川門扉 No. 17	網干区大江島	兵庫県姫路港管理事務所	兵庫県姫路港管理事務所	
277	網干川門扉 No. 18	網干区大江島	兵庫県姫路港管理事務所	兵庫県姫路港管理事務所	
278	網干川門扉 No. 19	網干区大江島	兵庫県姫路港管理事務所	兵庫県姫路港管理事務所	
279	網干川門扉 No. 20	網干区大江島	兵庫県姫路港管理事務所	兵庫県姫路港管理事務所	

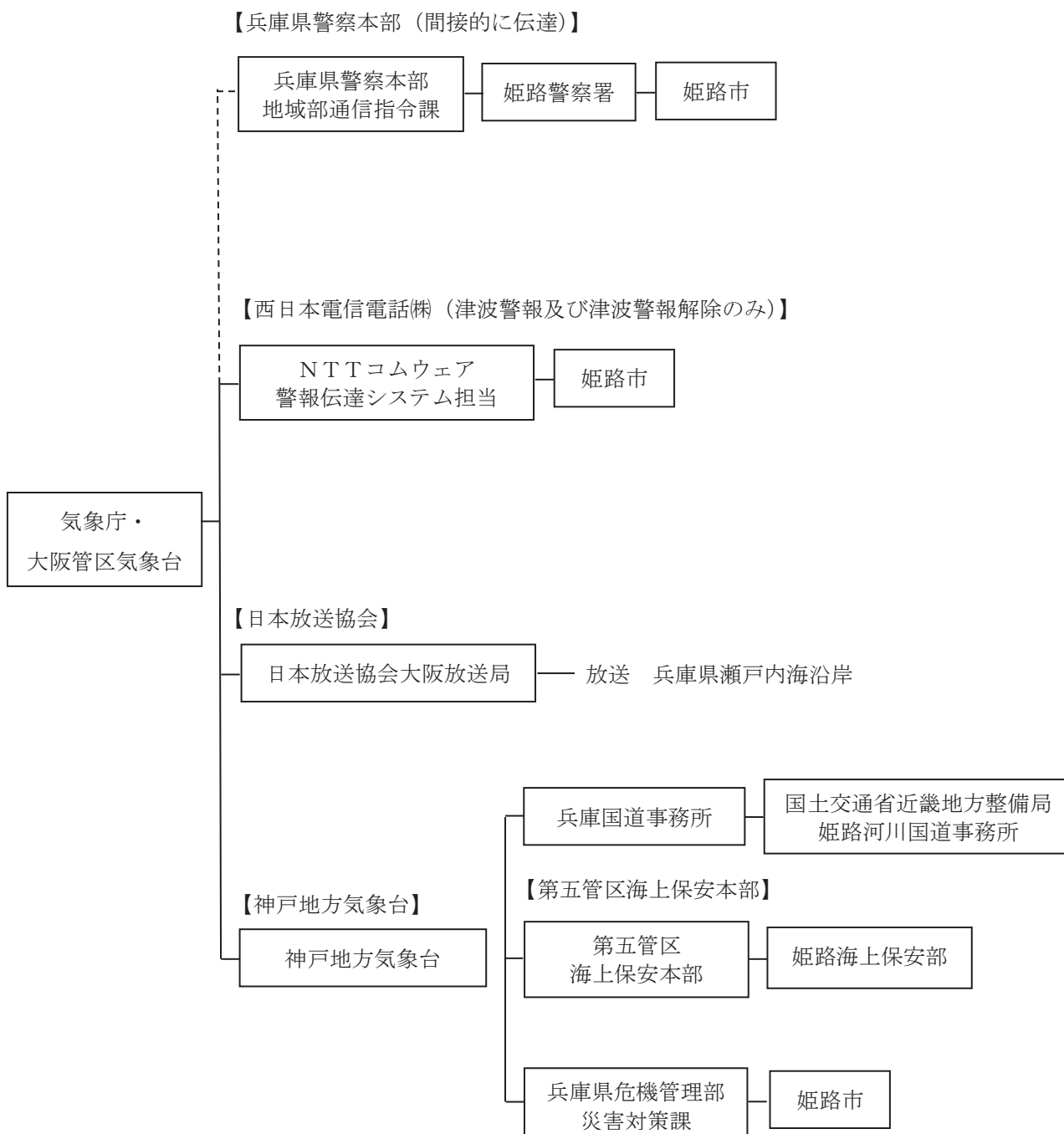
地区 隊名	番号	樋、水門名	場 所	委託先（操作者）名	担当課
網 干 地 区 水 防 隊	280	網干川門扉 No. 21	網干区大江島	兵庫県姫路港管理事務所	兵庫県姫路港管理事務所
	281	網干川門扉 No. 22	網干区大江島	委嘱（個人）	兵庫県姫路港管理事務所
	282	網干川門扉 No. 23	網干区大江島	委嘱（個人）	兵庫県姫路港管理事務所
	283	網干川門扉 No. 24	網干区大江島	森川工業(株)	兵庫県姫路港管理事務所
	284	網干川門扉 No. 26	網干区大江島	滝北木材工業(株)	兵庫県姫路港管理事務所
	285	網干川門扉 No. 28	網干区大江島	兵庫県姫路港管理事務所	兵庫県姫路港管理事務所
	286	網干川門扉 No. 29	網干区大江島	工成建設(株)	兵庫県姫路港管理事務所
	287	網干川門扉 No. 30	網干区大江島	(株)西井	兵庫県姫路港管理事務所
	288	網干川門扉 No. 31	網干区大江島	浜中製鎖工業(株)網干工場	兵庫県姫路港管理事務所
	289	大津茂川門扉 No. 33	網干区大江島	兵庫県姫路港管理事務所	兵庫県姫路港管理事務所
	290	西汐入川樋門 No. 34	大津区吉美	兵庫県姫路港管理事務所	兵庫県姫路港管理事務所
	291	(東) 汐入川樋門 No. 35	大津区勘兵衛町	姫路市産業振興課（勘兵衛農 区）	兵庫県姫路港管理事務所
	292	大津茂川門扉 No. 39	大津区吉美	吉美自治会	兵庫県姫路港管理事務所
	293	大津茂川樋門 No. 41	大津区吉美	姫路市産業振興課（吉美自治 会）	兵庫県姫路港管理事務所
	294	大津茂川樋門 No. 42	大津区吉美	姫路市産業振興課（吉美自治 会）	兵庫県姫路港管理事務所
	295	大津茂川樋門 No. 43	大津区吉美	姫路市産業振興課（吉美自治 会）	兵庫県姫路港管理事務所
	296	大津茂川樋門 No. 47	大津区吉美	虹技(株)	兵庫県姫路港管理事務所
	297	大津茂川樋門 No. 49	大津区吉美	虹技(株)	兵庫県姫路港管理事務所
	298	大津茂川樋門 No. 51	大津区吉美	虹技(株)	兵庫県姫路港管理事務所
	299	大津茂川樋門 No. 52	大津区吉美	虹技(株)	兵庫県姫路港管理事務所
	300	大津茂川樋門 No. 53	大津区吉美	虹技(株)	兵庫県姫路港管理事務所
	301	大津茂川樋門 No. 54	大津区吉美	虹技(株)	兵庫県姫路港管理事務所
	302	西汐入川樋門 No. 58(南側)	大津区勘兵衛町	明建産業(株)	姫路市河川管理課
	303	(東) 汐入川樋門 No. 59	大津区勘兵衛町	兵庫県姫路港管理事務所	兵庫県姫路港管理事務所
	304	(東) 汐入川樋門 No. 60	大津区勘兵衛町	兵庫県姫路港管理事務所	兵庫県姫路港管理事務所
	305	大津茂川門扉 No. 44	大津区吉美	(株)吉美	兵庫県姫路港管理事務所
	306	大津茂川門扉 No. 48	大津区吉美	虹技(株)	兵庫県姫路港管理事務所
	307	大津茂川門扉 No. 55	大津区吉美	網干産業(株)	兵庫県姫路港管理事務所
	308	問屋川排水ポンプ場	網干区新在家	明建産業(株)	姫路市河川管理課
	309	蟻洞川排水樋門	余部区上余部	委嘱（個人）	国土交通省近畿地方整備局 姫路河川国道事務所余部出張所
	310	網干川網干水門	網干区興浜	委嘱（個人）	国土交通省近畿地方整備局 姫路河川国道事務所余部出張所
	311	浜田排水路樋門	網干区興浜	網干区浜田農区	姫路市河川管理課
	312	浜田第3排水樋管	網干区浜田	委嘱（個人）	国土交通省近畿地方整備局 姫路河川国道事務所余部出張所
	313	浜田第1陸閘	網干区浜田	委嘱（個人）	国土交通省近畿地方整備局 姫路河川国道事務所余部出張所
314	浜田第2陸閘	網干区浜田	委嘱（個人）	国土交通省近畿地方整備局 姫路河川国道事務所余部出張所	

地区 隊名	番号	樋、水門名	場 所	委託先（操作者）名	担当課
網干地区 水防隊	315	浜田第3陸閘	網干区浜田	委嘱（個人）	国土交通省近畿地方整備局 姫路河川国道事務所余部出張所
	316	宮内川排水ポンプ場	網干区大江島	宮内自治会	姫路市河川管理課
	317	南大津小ポンプ場	大津区真砂町	姫路市河川管理課	姫路市河川管理課
	318	木材港門扉 NO.1	網干区浜田	姫路木材港港栄協会	兵庫県姫路港管理事務所
	319	木材港門扉 NO.2	網干区浜田	姫路木材港港栄協会	兵庫県姫路港管理事務所
	320	木材港門扉 NO.3	網干区浜田	姫路木材港港栄協会	兵庫県姫路港管理事務所

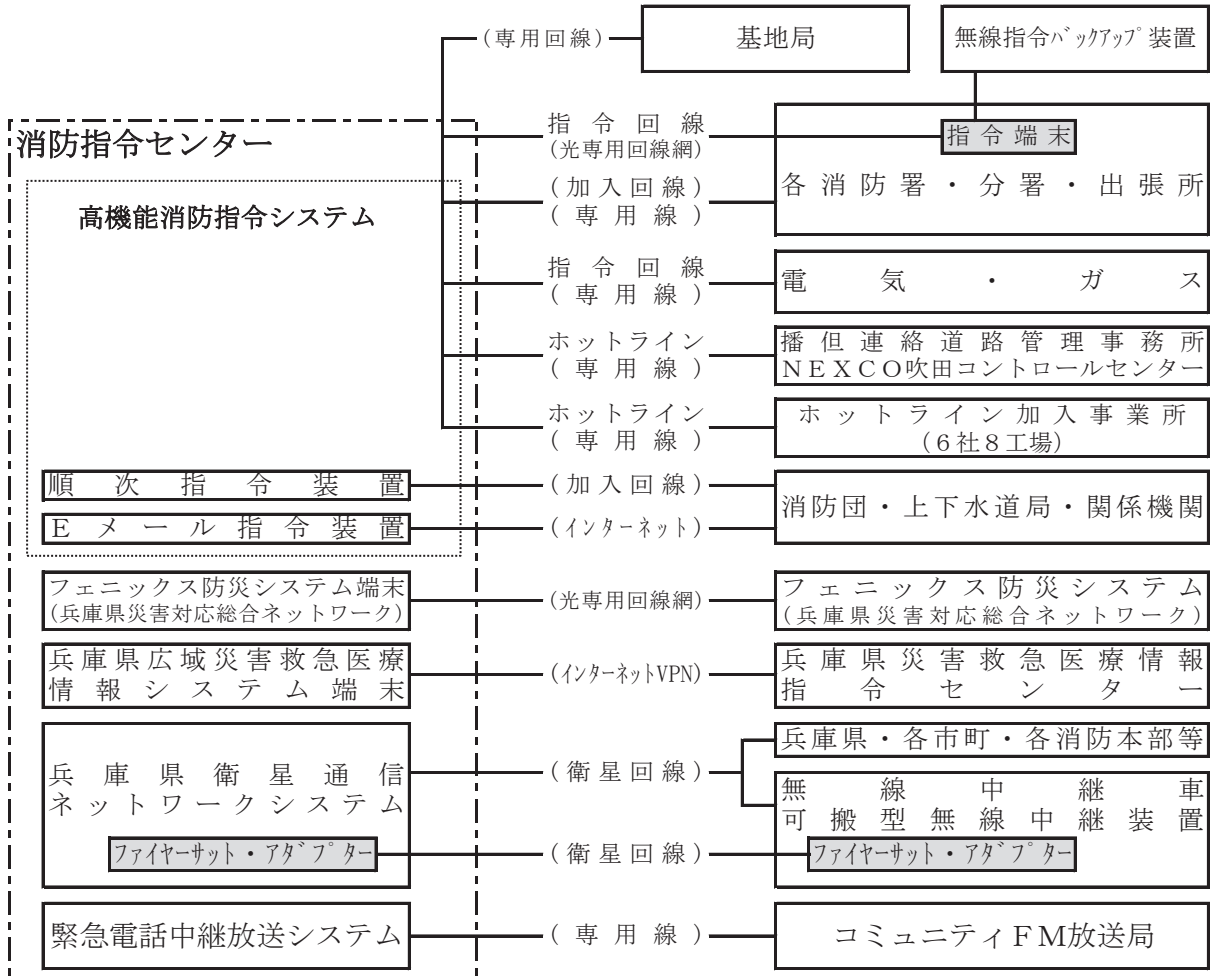
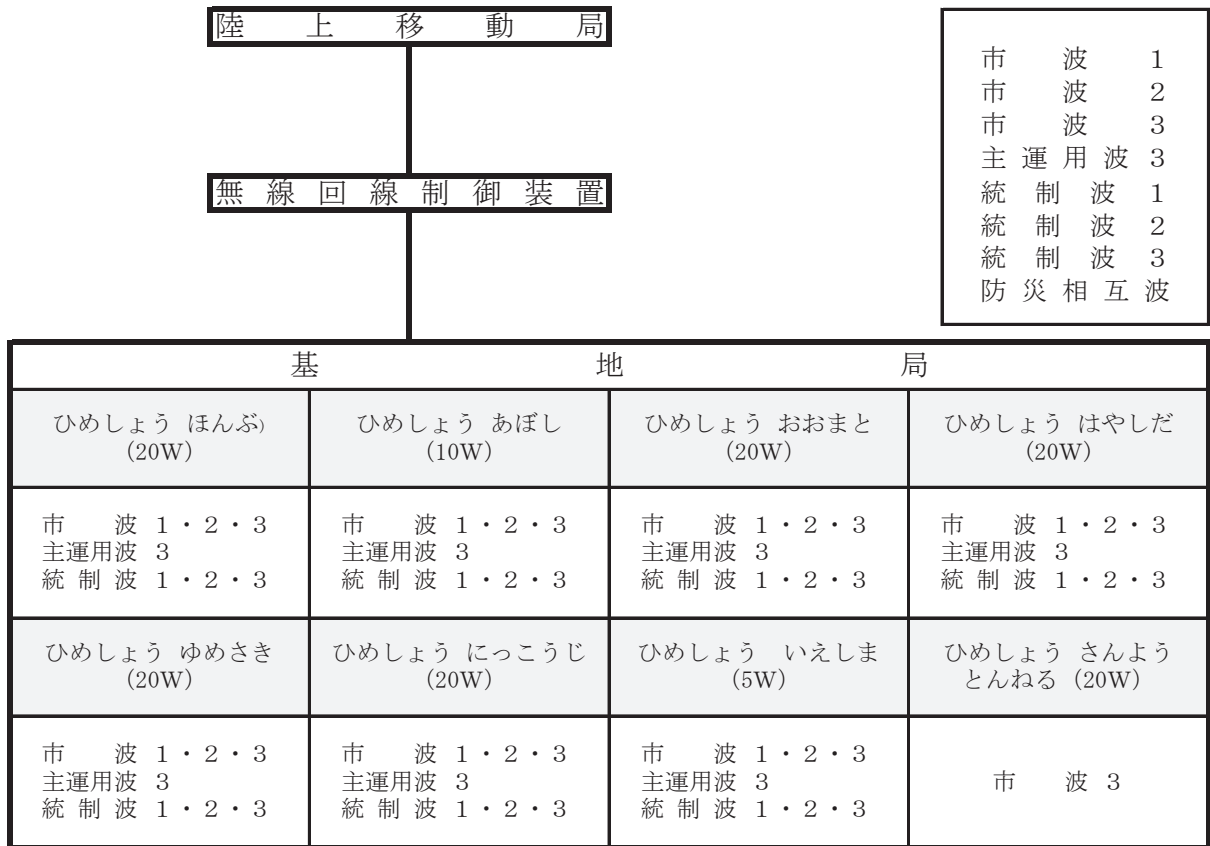
気象注意報、警報、情報伝達系統図(気象情報伝達組織)



### 津波警報・注意報 伝達系統



# 消防通信系統図



非常通信の経路

区 間	総 合 信 頼 度	市町役場からの距離	(発着信局) 非常通信経路 (発着信局)	県 庁 までの 距 離
姫路市 ↑ ↓ 県庁	A	—	姫路市役所 ————— 【地星】 ————— 県 庁	—
	A	0.1	姫路市消防局 ————— 【地星】 ————— 県 庁	—
	A	1.0	県姫路土木事務所 ————— 県 庁	—
	A	1.6	国土交通省姫路河川国道事務所 ————— 県 庁 (河川整備課) (国土交通省ルート)	—
	A	3.1	国土交通省姫路第一維持出張所 ————— 県 庁 (河川整備課) (国土交通省ルート)	—
	A	11.0	国土交通省余部出張所 ————— 県 庁 (河川整備課) (国土交通省ルート)	—
	A	10.5	国土交通省姫路第二維持出張所 ————— 県 庁 (河川整備課) (国土交通省ルート)	—
	A	4.0	県姫路港管理事務所 ————— 県 庁	—
	A	3.2	姫路警察署 ————— 警 察 本 部	0.1
	A	10.8	網干警察署 ————— 警 察 本 部	0.1
	A	2.3	飾磨警察署 ————— 警 察 本 部	0.1
	A	0.9	J R 姫路駅 ~~~~~ J R 元町駅	0.4
	A	0.1	姫路市消防局 ————— 神 戸 市 消 防 局	1.5
	A	1.8	関電姫路支店 ~~~~~ 関電神戸支店	1.5
A	2.7	大阪ガスネットワーク(株) 兵庫事業部姫路事務所 ————— 大阪ガスネットワーク兵庫事業部	2.0	

資  
料  
3

凡 例

1 通信経路の総合信頼度 (級別)

項 目	A 級 (高信頼度)	B 級
途 中 中 継 回 数	2 以 下	3 以 上
新 規 連 絡 設 定	な し	あ り
停 電 時 の 運 用	可 能	不 可 能
通 信 担 当 の 配 置	常時配置、または、非常の際に30分以内に配置につける状態	左 記 以 外
有 線 区 間	なし、または、あっても予備ルートがあるか、地下ケーブル等の強固の設計となっている場合	左 記 以 外

総合信頼度A級とは、全経路を通じて各項ともA級基準に合致する、災害に対して強い経路であり、これに対していずれかの項目についてもB級基準に該当するものがあるときは、総合信頼度B級とする。  
(注) 電力線搬送電話による有線区間については、A級基準による強度があるものとして扱う。

2 記号

————— 無線区間      ~~~~~ 有線区間      —~~~~ 有線無線混在区間

3 発着信局までの距離

本計画は県庁市町役場間の地域防災業務に用いられる場合が多いと考えられるので、発着信局までの使送距離は、それぞれ県庁および各市町役場からの距離を代表表示した。



兵庫衛星通信ネットワーク衛星電話番号簿

かけ方(姫路市役所・防災センター内の電話からのかけ方 ※衛星電話を使用する場合は衛星特番から)  
 7 - 7 - (□□□) - △△△ - ××××  
 (衛星交換機へつなぐ) (衛星特番) (※都道府県番号) (地球局番号) (内線番号) ※県外発信時は都道府県番号のダイヤルが必要です。

庁舎・衛星回線選択番号	地球局番号	内線番号	
		TEL	FAX
兵庫県庁・87	151		
県庁交換台	〃	2000	
ネットワーク管理室(衛星)	〃	6882	6380
ネットワーク管理室(フェニックス)	〃	5805	6381
防災情報班	〃	3151	6380/6381
災害対策課防災担当	〃	3140	6380/6381
災害対策本部事務局	〃		
指揮者	〃	5332	
本部会議班	〃	5330	
総括班	〃	5331	
情報収集班	〃	5367	
被災者対策班	〃	5363	
広報班	〃	5337	
調整支援班	〃	5360	
県民窓口班	〃	5342	
県土整備部	〃		
河川整備課防災班	〃	4419	6722
河川整備課水防本部	〃	4415	6722
砂防課砂防班	〃	4467	6681
道路保全課管理班	〃	4395	6678
港湾課海岸・整備班	〃	4452	6680
阪神南県民センター・89	171	1200交換台	
県民交流室	〃	511/512	611
阪神北県民局・7	278		
総務企画室	〃	1213/1223	630
宝塚土木事務所	〃	521~523	637
東播磨県民局・7	172	1200交換台	
総務企画室	〃	511/512/1216	630
加古川土木事務所	〃	521~523	637
北播磨県民局・7	185	1200交換台	
総務企画室	〃	1204/1206	630
加東土木事務所	〃	531,515,433	637
中播磨県民センター・7	173	1200交換台	
県民交流室	〃	511/512	611
姫路土木事務所	〃	521~523	637
西播磨県民局・7	189	1200交換台	
総務企画室	〃	1124,1125,1130	630
光都土木事務所	〃	521~523	637
西播磨広域防災拠点	〃	410~417,420~422,430,450	460
但馬県民局・7	174	1200交換台	
総務企画室	〃	511/512	630
豊岡土木事務所	〃	521~523	637
但馬広域防災拠点	〃	540	540
丹波県民局・7	175	1200交換台	
総務防災課	〃	511/512	630
丹波土木事務所	〃	521~523	637
淡路県民局・7	176	1200交換台	
総務企画室	〃	511/512	630
洲本土木事務所	〃	521~523	637
西神戸庁舎・7	181	1200交換台	
神戸土木事務所	〃	521~523	637
西宮庁舎・78	182	1200交換台	
西宮土木事務所	〃	522/1320	637

庁舎・衛星回線選択番号	地球局番号	内線番号	
		TEL	FAX
伊丹庁舎・7	183		
伊丹業務所	〃	523	637
三田庁舎・78	184	1200交換台	
三田業務所河川砂防担当	〃	521	630
三田業務所道路担当	〃	522	630
三田業務所河川砂防担当	〃	523	630
龍野庁舎・7	188		
龍野土木事務所	〃	521~523	637
篠山庁舎・7	192		
篠山業務所	〃	521~523	637
三木庁舎・7	186		
三木業務所	〃	521~523	637
福崎庁舎・7	187		
福崎事務所	〃	521~523	637
養父庁舎・7	190		
養父土木事務所	〃	521~523	637
単独庁舎等・7			
新温泉土木事務所	191	521~523	621
尼崎港管理事務所	271	521~523	637
姫路港管理事務所	272	521~523	637
有野水防ステーション	277	521~523	637
多可事業所	273	521~523	637
加西業務所	279	521~523	637
明石業務所	274	521~523	637
宍粟事業所	275	521~523	637
佐用業務所	276	521~523	637
朝来業務所	280	521~523	637
但東業務所	281	521~523	637
香美業務所	282	521~523	621
青野ダム管理所	291	521~523	
生野ダム管理所	292	521~523	
菅生ダム管理所	293	521~523	
引原ダム管理所	294	521~523	621
安富ダム管理所	295	521~523	
広域防災センター	152	52	61
災害医療センター	283	52	61
兵庫県東京事務所・76又は77	048-300	9-3608	9-3609
防災関係機関・7			
第五管区海上保安本部	981	33	61
神戸地方気象台	982	33	61
陸上自衛隊姫路駐屯地	984	31~33	61
陸上自衛隊第3師団	985	31,32	61
日本赤十字社兵庫県支部	986	33	61
NHK神戸放送局	987	33	61
ラジオ関西	988	33	61
サンテレビジョン	989	33	61
兵庫エフエム放送(株)	990	33	61
総務省消防庁	048-500		
防災課	〃	9043121	9049030
防災情報室	〃	9043521	9049034
応急対策室	〃	9043421	9049034

県民局土木事務所等の県機関は地上系多重回線での接続となる。



市町名 衛星回線選択番号・7	地球局 番号	防災電話	一斉FAX	市町名 衛星回線選択番号・7	地球局 番号	防災電話	一斉FAX
神戸市	100	52～54	61	朝来市	622	52	61
尼崎市	202	52	61	生野支所	621	52	61
西宮市	204	52	61	山東支所	623	52	61
芦屋市	206	52	61	朝来支所	624	52	61
伊丹市	207	52	61	香美町	543	52	61
宝塚市	214	52	61	新温泉町	582	52	61
川西市	217	52	61	篠山市	661	52	61
三田市	219	52	61	丹波市	642	52	61
猪名川町	301	52	61	洲本市	205	52	61
明石市	203	52	61	淡路市	681	55	65
加古川市	210	52	61	南あわじ市	703	55	65
高砂市	216	52	61	消防本部等			
稲美町	381	52	61	神戸市消防局	100	42	62
播磨町	382	52	61	尼崎市消防局	753	43	62
西脇市	213	52	61	西宮市消防局	755	42	62
三木市	215	52	61	芦屋市消防本部	206	43	62
小野市	218	52	61	伊丹市消防局	757	43	62
加西市	220	53	61	宝塚市消防本部	762	43	62
加東市	341	52	61	川西市消防本部	765	44	62
多可町	361	52	61	三田市消防本部	767	43	62
姫路市	201	52,53	61	猪名川町消防本部	769	43	62
神河町	445	53	61	明石市消防本部	754	42	62
市川町	442	52	61	加古川市消防本部	210	44	62
福崎町	443	52	61	高砂市消防本部	764	43	62
相生市	208	52	61	北はりま消防本部	342	42	62
たつの市	221	52	61	三木市消防本部	763	43	62
赤穂市	212	52	61	小野市消防本部	218	42	62
宍粟市	521	52	61	姫路市消防局	201	42	62
一宮市民局	523	52	61	西はりま消防組合相生消防署	208	53	61
波賀市民局	524	52	61	西はりま消防組合たつの消防署	211	43	62
千種市民局	525	52	61	西はりま消防組合佐用消防署	858	43	62
太子町	464	52	61	西はりま消防本部	859	42	62
上郡町	481	53	61	赤穂市消防本部	761	43	62
佐用町	501	52	61	豊岡市消防本部	929	43	62
豊岡市	209	52	61	南但消防本部養父消防署	864	43	62
養父市	601	52	61	南但消防本部	914	44	62
養父地域局	602	52	61	美方広域消防本部	928	42	62
大屋地域局	603	53	61	篠山市消防本部	871	43	62
関宮地域局	604	53	61	丹波市消防本部	911	42	62
				淡路広域消防(事)消防本部	906	44	62

# 兵庫衛星通信ネットワーク 操作説明書

## 1 防災電話のかけ方

- (1) 受話器をあげる
- (2) 相手先をダイヤルする

7 ——— ××× ——— ××××  
 (衛星特番) (地球局番号) (衛星番号)

- \* 衛星特番は"0"発信の代わり
- \* 県外発信時は、衛星特番の後に都道府県番号が必要
- \* 電話番号簿にホットライン表示の電話機は、県庁の設定操作により県庁災対本部とホットラインとなる

## 2 防災ファクシミリの使い方

- (1) 原稿を裏向きにセットする
- (2) 相手先をダイヤルする

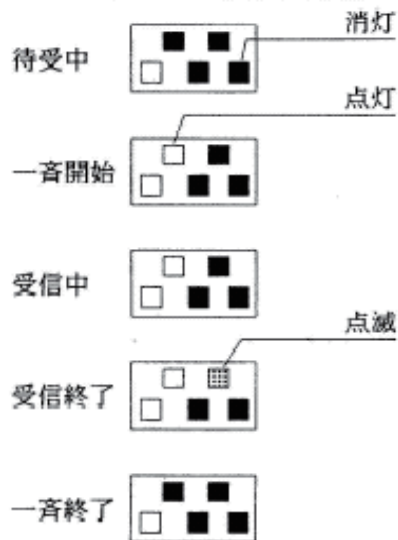
7 ——— ××× ——— ××××  
 (衛星特番) (地球局番号) (衛星番号)

- \* 衛星特番は"0"発信の代わり
- \* 県外発信時は、衛星特番の後に都道府県番号が必要

- (3) 「スタートボタン」を押す

## 3 一斉ファクシミリの受令方法

- (1) 一斉受信が開始されると、リモート操作部の一斉LEDが点灯し、スピーカが3秒間鳴動する。
- (2) 一斉受信が終了すると、受確LEDが点滅し、スピーカが断続的に鳴動する。鳴らない場合は、(3)の操作は不要。
- (3) ファクシミリ受信画を確認し、"良"または"不良"スイッチを押す。

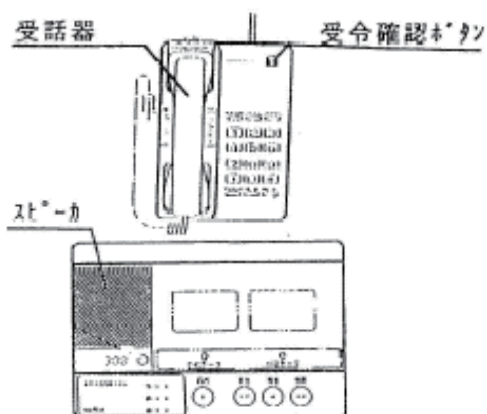


## 4 音声一斉の受令方法

- (1) 呼出音が鳴動
- (2) 受話器をあげると、通報メッセージが聞こえる。
- (3) 音声一斉通報確認後、電話機右上の"受令確認ボタン"を押下する。

### (自動録音装置)

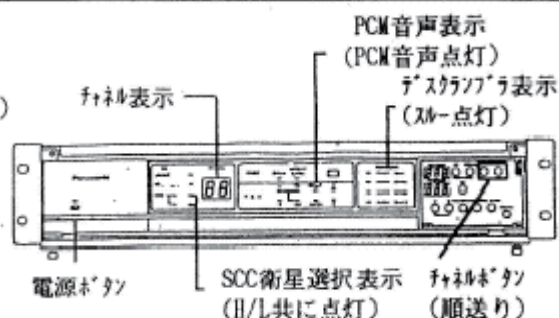
- (1) 音声一斉指令内容を自動録音し、スピーカで再生する。
- (2) "再生"ボタンを押すとテープを自動的に全部巻戻し、再生しスピーカから拡声する。



# 兵庫衛星通信ネットワーク 操作説明書

## 5 チューナ

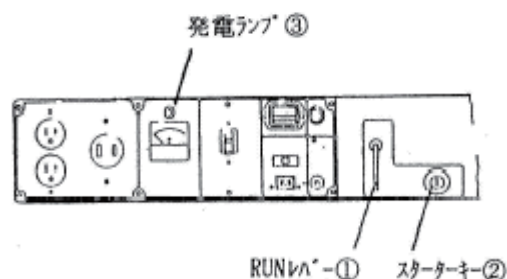
- (1) 操作部のチャンネルボタンを操作する
- (2) 衛星選択表示 "SCC" (H/Lとも)  
PCM音声表示 "PCM音声"  
デスクランブラ表示 "スルー"  
に設定



## 6 発動発電機

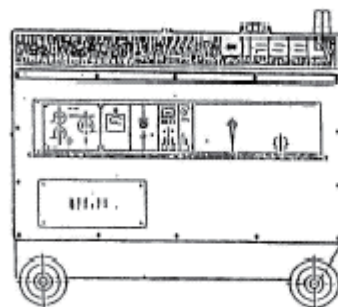
(起動)

- (1) RUNレバー①をRUN側に入れる
  - (2) スタータキー②を回す
  - (3) エンジンを起動し、発電ランプ③が点灯することを確認。
  - (4) 切替えスイッチボックス内のナイフスイッチを発電機側に入れる
- \*切替えスイッチボックスは、発電機庫の外側箱



(停止)

- (1) 切替えスイッチボックス内のナイフスイッチを商用側に入れる
- (2) スタータキー②をOFFにする
- (3) エンジンが停止し、RUNレバー①が戻る



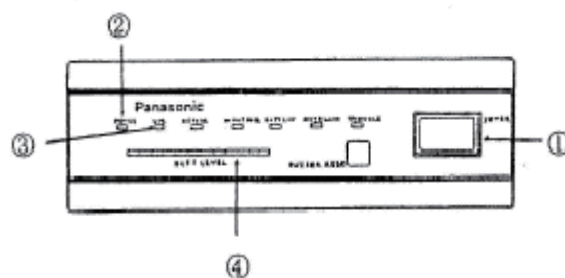
## 7 UPS (非常用バッテリー)

(通常時)

- (1) BATT. LEVEL表示が正常であること
- (2) POWER②、UPS③のLEDが点灯

(電源停止時)

- (1) 電源が停止すれば、INPUT FAIL点灯し、自動的にバッテリーから電源を供給する(10分間)



- |              |           |
|--------------|-----------|
| ①POWER SW    | 運転停止スイッチ  |
| ②POWER       | 通常時点灯     |
| ③UPS         | "         |
| ④BATT. LEVEL | 蓄電池の電圧を表示 |

8 連絡先 県庁ネットワーク管理室

TEL (衛星) 7-151-6880・6861  
(NTT) 078-362-3979

資料 4-1

【気象警報等の種類及び発表基準】

特別警報とは、重大な災害が起こるおそれ著しく大きい旨を警告して行う予報であり、警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報である。また、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。  
令和5年6月8日現在

府県予報区		兵庫県	
一次細分区域		南部	
市町村等をまとめた地域		播磨南西部	
二次細分区域		姫路市	
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
	高潮		高潮になると予想される場合
	波浪		高波になると予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
警報	大雨	別表1の基準に到達することが予想される場合	
	洪水	別表2の基準に到達することが予想される場合	
	高潮(潮位)	1.8m	
	暴風(平均風速)	陸上 20m/s 海上 25m/s	
	暴風雪(平均風速)	陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う	
	波浪(有義波高)	3.0m	
	大雪(12時間降雪の深さ)	平地 10cm 山地 20cm	
注意報	大雨	別表1の基準に到達することが予想される場合	
	洪水	別表2の基準に到達することが予想される場合	
	高潮(潮位)	1.2m	
	強風(平均風速)	陸上 12m/s 海上 15m/s	
	風雪(平均風速)	陸上 12m/s 海上 15m/s 雪を伴う	
	波浪(有義波高)	1.5m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	大雪(12時間降雪の深さ)	平地 5cm 山地 10cm	
	乾燥	最小湿度 40%で実効湿度 60%	
	濃霧(視程)	陸上 100m 海上 500m	
	霜(最低気温)	4月以降の晩霜 神戸 4℃以下 姫路 2℃以下	
	着氷		
	なだれ	①積雪の深さ 70cm以上あり降雪の深さ 20cm以上 ②積雪の深さ 50cm以上あり最高気温 9℃以上又は24時間雨量 10mm以上*	
	低温(最低気温)	-4℃以下	
着雪	(24時間降雪の深さ)	20cm以上	
	(気温)	2℃以下*	
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)		110mm	

\* 気温は神戸地方气象台、姫路特別地域気象観測所、洲本特別地域気象観測所の値  
特別警報・警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される区域に対して発表する。

別表（大雨及び洪水警報・注意報基準：姫路市）

（別表 1）大雨警報（土砂災害・浸水害）・注意報基準

大雨警報（土砂災害）	大雨警報（浸水害）	大雨注意報	
土壌雨量指数(※1)基準	表面雨量指数(※2)基準	土壌雨量指数(※1)基準	表面雨量指数(※2)基準
138	16	86	9

土壌雨量指数基準は 1km四方毎に設定しているが、市内における最低値を記載した。

（別表 2）洪水警報・注意報基準

洪水警報		
流域雨量指数基準(※3)	複合基準（注1）	指定河川洪水予報による基準
天川流域=12.7 船場川流域=9.9 水尾川流域=11.5 夢前川流域=25.4 菅生川流域=14.4 大津茂川流域=11.6 林田川流域=16.5	市川流域=（7，40.4）	揖保川下流〔龍野〕 兵庫県市川水系市川〔砥堀〕

洪水注意報		
流域雨量指数基準(※3)	複合基準（注1）	指定河川洪水予報による基準
天川流域=10.1 船場川流域=7.9 水尾川流域=9.2 夢前川流域=20.3 菅生川流域=11.5 大津茂川流域=9.2 林田川流域=13.2	揖保川流域=（7，33） 市川流域=（7，27.1） 天川流域=（5，10.1） 船場川流域=（5，7.9） 水尾川流域=（5，9.2） 夢前川流域=（5，20.3） 菅生川流域=（5，11.5） 大津茂川流域=（5，9.2） 林田川流域=（7，13.2）	揖保川下流〔龍野〕 兵庫県市川水系市川〔砥堀〕

（注1） 複合基準は、表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表している。

※1 土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

※2 表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

※3 流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

（備考）「気象警報等の種類及び発表基準」の一覧表において、本地域における当該現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため、具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白で示している。



## 参考（特別警報指標）

### 【雨を要因とする特別警報の指標】

#### (1) 指数を用いた大雨特別警報（浸水害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨※がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表する。

- ① 表面雨量指数として定める基準値以上となる 1 km 格子がまとまって出現。
- ② 流域雨量指数として定める基準値以上となる 1 km 格子がまとまって出現。

大雨特別警報（浸水害）の指標を用いる基準値（姫路市） 令和 5 年 6 月 8 日現在

流域雨量指数	表面雨量指数
3.0～51.5	43

#### (2) 指数を用いた大雨特別警報（土砂災害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる 1 km 格子がまとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨※がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。

大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準値（姫路市） 令和 2 年 7 月 30 日現在

土壌雨量指数
298～350（1 km 格子毎に値が異なる）

※激しい雨：1 時間に概ね 30 mm 以上の雨

### 【台風等を要因とする特別警報の指標】

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下、風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。

### 【雪を要因とする特別警報の指標】

府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に大雪特別警報を発表する。

## 地震及び津波に関する情報



## 気象庁震度階級関連解説表

平成21年3月31日改訂

## 使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

## ●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている大半の人が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—



震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている大半の人が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまらなると感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ばされることもある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物(住宅)の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

## ● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

## ● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある。※
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。※
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止することが多い。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

## ● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いいため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

資料5-1

災害救助法の適用様式

(災害救助の手引き 兵庫県)

被害状況報告

1 災害発生の日時及び場所

市(区)町名

2 災害の原因

3

(1) 被害状況( 年 月 日現在)

人的被害			住家被害																				
死者	行方不明	負傷		棟数						世帯数及び人員													
		重傷	軽傷	全壊全焼又は流出	半壊又は半焼	一部損壊(準半壊のもの)	一部損壊(準半壊を除く)	床上浸水	床下浸水	全壊全焼又は流出		半壊又は半焼		一部損壊(準半壊のもの)		一部損壊(準半壊を除く)		床上浸水		床下浸水			
										世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員

・人的被害状況の詳細 → (報告項目例) 年齢、性別、被災状況、対応状況

・住家被害状況の詳細 → (報告項目例) 住所、被災状況、対応状況等

(2) 避難状況(避難所別の避難者数)

避難場所	避難者の累計		現在の避難者数	
	世帯	人	世帯	人

(3) 避難指示状況(有の場合は具体的に記入・数字は「約」でも可)

・ 避難指示 無・有 指示時刻【 : 】 対象地区名：\_\_\_\_\_対象：\_\_\_\_\_世帯\_\_\_\_\_人  
 指示時刻【 : 】 対象地区名：\_\_\_\_\_対象：\_\_\_\_\_世帯\_\_\_\_\_人

4 その他(特記事項=集落の孤立、断水状況等生活支援の必要な事案などを記入)

## 災害救助法の適用基準

## 1 住家等への被害が生じた場合

## 〈1号基準〉

市町村の区域内の人口		住家減失世帯数
	5,000人未満	30世帯
5,000人以上	15,000人未満	40世帯
15,000人以上	30,000人未満	50世帯
30,000人以上	50,000人未満	60世帯
50,000人以上	100,000人未満	80世帯
100,000人以上	300,000人未満	100世帯
300,000人以上		150世帯

注1 本市の人口

災害救助法の適用基準の根拠となる本市の人口は、令和2年国勢調査により530,495人とする。（「300,000人以上」の区分の基準となる。）

## 〈2号基準〉

兵庫県における住家減失世帯数が2,500世帯以上の場合

市町村の区域内の人口		住家減失世帯数
	5,000人未満	15世帯
5,000人以上	15,000人未満	20世帯
15,000人以上	30,000人未満	25世帯
30,000人以上	50,000人未満	30世帯
50,000人以上	100,000人未満	40世帯
100,000人以上	300,000人未満	50世帯
300,000人以上		75世帯

## 〈3号基準〉

兵庫県における住家減失世帯数が12,000世帯以上の場合

→市町村で多数の世帯の住家が滅失していれば適用

※多数の世帯・・・確定数は示されていないが、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令等から、最低5世帯以上は必要と考えられる。

## 〈3号後段基準〉

災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難にする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合に適用。

## 2 生命・身体への危害が生じた場合（生じるおそれがある場合）

## 〈4号基準〉

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すれば適用。

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること。
- (2) 被災者に対する食品若しくは生活必需品の供与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

### 3 過去の災害救助法の適用状況（関係分）

災害発生の年月日	災害の名称	災害の種類	災害救助法適用の市町数	災害救助法適用の市町名
昭22. 12. 26	姫路市の大火	火災	1市	姫路市
昭38. 6. 24 ～28	梅雨前線による集中豪雨	水害	2市6町	姫路市・西脇市・多可郡（中町・加美町・八千代町・北条町）・神崎郡（香寺町・市川町）
昭40. 9. 10 ～17	台風23号・24号および秋雨前線による豪雨	風水害 ・高潮	12市41町	姫路市・相生市・飾磨郡（夢前町・家島町）・神崎郡（市川町・福崎町・香寺町）・神戸市・三田市・明石市・加古川市・高砂市・三木市・小野市・西脇市・美嚢郡（吉川町）・加東郡（社町・東条町・滝野町）・多可郡（中町・加美町・八千代町・黒田庄町）・加西郡（加西町・北条町・泉町）・加古郡（稲美町・播磨町）・印南郡（志方町）・豊岡市・城崎郡（城崎町）・養父郡（養父町）・朝来郡（和田山町・山東町・朝来町）・氷上郡（氷上町・青垣町・春日町・山南町・市島町）・多紀郡（多紀町・丹南町）・洲本市・津名郡（淡路町・北淡町・東浦町・津名町・一宮町・五色町）・三原郡（緑町・三原町・西淡町・南淡町）
昭51. 9. 8 ～13	台風17号と前線による豪雨	水害	6市15町	姫路市・相生市・龍野市・赤穂市・高砂市・飾磨郡（夢前町・家島町）・神崎郡（香寺町）・揖保郡（新宮町・揖保川町・御津町・太子町） 赤穂郡（上郡町）・佐用郡（佐用町・上月町）・宍粟郡（山崎町・一宮町）・加東郡（社町）・豊岡市・城崎郡（城崎町・日高町）
平 2. 9. 17 ～20	秋雨前線と台風19号による大雨	水害	3市3町	姫路市・豊岡市・高砂市・城崎郡（城崎町・香住町）・美方郡（浜坂町）
平 30. 7. 5 ～8	平成30年7月豪雨	水害	9市6町	姫路市・豊岡市・篠山市・朝来市・宍粟市・西脇市・丹波市・養父市・たつの市・上郡町（赤穂郡）・香美町（美方郡）・多可町（多可郡）・佐用町（佐用郡） 市川町（神崎郡）・神河町（神崎郡）



災害救助法による災害救助基準

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 高齢者等の要支援者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上					
応急仮設住宅の供与	住家が全焼、全壊又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり (建設型応急住宅) 応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定 (賃貸型応急住宅) 世帯の人数に応じて、建設型応急住宅に準じて設定 2 限度額 1戸当たり (建設型応急住宅) 6,775,000円以内 (賃貸型応急住宅) 地域の実情に応じた額 3 (建設型応急住宅) 同一敷地内等に概ね50戸以上設置する場合は集会所を、50戸未満の場合は、その戸数に応じた小規模な施設を設置できる(規模、費用は別に定めるところによる)。	(建設型応急住宅) 災害発生の日から20日以内 着工 (賃貸型応急住宅) 速やかに供与	1 建設型応急住宅の場合における限度額は、平均1戸当たり6,775,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要支援者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内					
炊出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流出、床上浸水で炊事できない者	1 規格 1戸当たり (建設型応急住宅) 応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい(1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	1 災害により、住家に被害(床上浸水以上)を受けた者 2 被服寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者 3 被服寝具その他生活必需品がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者(船舶の遭難、旅行中の被災等による場合を含む)	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算	
		全 全 流 焼 出	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
			冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
半 半 流 焼 出 床 上 浸 水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700		
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700		
医 療	医療の途を失った者で、応急的に医療を施す必要がある者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の8割以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日(72時間)以内	1 生死が判明しない者がいる場合については、内閣総理大臣に協議の上、救出期間を延長できる。 2 輸送費、人件費は、別途計上					

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災した住宅の応急修理（住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理）	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、1世帯当たり 50,000円以内	災害発生の日から10日以内	1 大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は、修理することで居住することが可能な場合） 2 ブルーシート、ロープ土のうなど資材費及び建設業者・団体等が行う際の施行費用の合計
被災した住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限の部分の修理）	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 3 災害のため住家が半壊に準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では、応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり イ ロに掲げる世帯以外の世帯 706,000円以内 ロ 半壊に準ずる程度の損傷を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日から3ヶ月以内（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6ヶ月以内）	半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷とは、損害割合10%以上20%未満とする。
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流出、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,800円 中学校生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から（教科書）1ヶ月以内（文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上）219,100円以内 小人（12才未満）175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり3,500円以内  一時保存 ┌ 死体一時収容施設 │ 通常の実費 │ 上記が利用出来ない │ 場合 │ 1 体当たり │ 5,500円以内 └ 検 索 救護班以外は償行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 138,700円以内	災害発生の日から10日以内	
救助に要した事務費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 時間外勤務手当 2 賃金 3 旅費 4 消耗品費 5 燃料費 6 食糧費 7 印刷製本費 8 光熱水費 9 修繕費 10 使用料及び賃借料 11 委託費 12 通信運搬費 13 災害ホスピタリティセンターに係る費用	応急救助の事務を行うのに必要な経費に限られる費	災害の発生の日から救助の期間内に支出したものに限定	救助費合算額に応じて定められた割合を乗じて得た額の範囲内が国庫負担の対象となり、その範囲内で県が予算措置した額を上限とする。
実費弁償費	災害救助法施行例第4条第1号から第4号までに規定するもの	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

\* この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。





「姫路市災害見舞金等支給規則」の概要

支給内容	支給額			支給対象者	適用基準	その他
	被災区分	金額	備考			
災害見舞金	住	単身世帯	2人以上世帯	被害により被害世帯が死亡しているときは、当該世帯主の同居の親族（同居の親族がいない時は、その遺族。）	1 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は火事により生ずる被害で半焼（床上浸水）以上の場合1世帯より適用する。 2 被害者の責により被害を受けたと市長が認めるときは見舞金等は支給しないことがある。 3 死者が生じた場合において、姫路市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和62年姫路市条例第11号）の規定に基づく災害弔慰金の支給が行われた時は、前の表の死者が生じた場合に支給する災害見舞金は支給しないものとする。	予算の範囲内で支給するものとする。
	全焼	50,000	100,000			
	全壊	30,000	50,000			
	流出	5,000	10,000			
見舞金	半焼	30,000	50,000	被災世帯主に支給する。		
	半壊	5,000	10,000			
寝具の支給	被害程度	弔慰額	備考	半焼（床上浸水）以上の被災世帯		
	死者	1人につき100,000円	1 被害世帯主に支給する。 2 死亡したものが、市内に住所を有していた場合に限る。			
食品の支給	世帯構成員1人につき、1枚の割合で毛布を支給する。			避難所に一時収容された者が20世帯以上に及ぶ場合において当該収容された者で現実に炊事のできない者		
	1人1食につき300円以内とする。					

「姫路市災害弔慰金の支給等に関する条例」の概要

支給、貸付の種類	支給、貸付額	支給、貸付対象者	適用基準																									
災害弔慰金	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>死亡者1人当り限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡者が死亡当時その死亡に関して災害弔慰金を受けけることとなる者の生計を主として維持していた場合</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の場合</td> <td>250万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	死亡者1人当り限度額	死亡者が死亡当時その死亡に関して災害弔慰金を受けけることとなる者の生計を主として維持していた場合	500万円	上記以外の場合	250万円	<p>1 右欄に規定する災害により死亡した市民の遺族であること</p>	<p>1 災害弔慰金の支給等に関する法律（以下「法」という。）第2条に規定する自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象による災害）で法第3条第1項に規定する政令で定める災害による場合</p> <p>① 市町村の区域内で5以上の世帯の住居が滅失した市町村</p> <p>② 都道府県の区域内で、5以上の世帯の住居が滅失した市町村が3以上存在する場合のその都道府県のすべての市町村</p> <p>③ 都道府県の区域内で、自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村がある場合、その都道府県のすべての市町村</p> <p>④ 災害救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合、すべての市町村（その都道府県外の市町村も含む。）</p> <p>2 法第5条の規定に該当する場合には、支給しない。（その災害による死亡がその死亡した者の故意又は重大な過失によるものである場合その他これを支給することが不適当と認められる政令で定める場合）</p>																			
区分	死亡者1人当り限度額																											
死亡者が死亡当時その死亡に関して災害弔慰金を受けけることとなる者の生計を主として維持していた場合	500万円																											
上記以外の場合	250万円																											
災害障害見舞金	<p>① 生計維持者 250万円</p> <p>② その他の者 125万円</p>	<p>災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に右欄に掲げる程度の障害がある市民</p>	<p>① 両眼が失明したもの</p> <p>② そしやく及び言語の機能を廃したもの</p> <p>③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</p> <p>④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</p> <p>⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの</p> <p>⑥ 両上肢の用を全廃した以上で失ったもの</p> <p>⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの</p> <p>⑧ 両下肢の用を全廃した以上で失ったもの</p> <p>⑨ 精神又は身体が障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前号と同程度以上と認められるもの</p>																									
災害援護資金の貸付	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害の種類及び程度</th> <th colspan="2">貸付限度額</th> </tr> <tr> <th>世帯主の負担がある場合</th> <th>1世帯当りの貸付限度額 世帯主の負担がない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家財の損害及び住居の損害がない場合</td> <td>150万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合</td> <td>250万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>住居が半壊した場合</td> <td>270万円</td> <td>170万円</td> </tr> <tr> <td>上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合</td> <td>350万円</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>住居が全壊した場合</td> <td>350万円</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合</td> <td></td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>住居の全体が滅失若しくは流失した場合</td> <td></td> <td>350万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 貸付金の利率 保証人を立てる場合は、無利子。 保証人を立てない場合は、措置期間は無利子、措置期間経過後年1%</p> <p>3 償還期間及び償還方法 (1) 償還期間 10年（措置期間を含む） (2) 償還方法 元利均等年賦償還、元利均等半年賦償還又は元利均等月賦償還</p>	被害の種類及び程度	貸付限度額		世帯主の負担がある場合	1世帯当りの貸付限度額 世帯主の負担がない場合	家財の損害及び住居の損害がない場合	150万円	150万円	家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	250万円	150万円	住居が半壊した場合	270万円	170万円	上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	350万円	250万円	住居が全壊した場合	350万円	250万円	上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合		350万円	住居の全体が滅失若しくは流失した場合		350万円	<p>1 右欄に規定する災害の当時市内に住所を有していた世帯の世帯主であること</p> <p>2 法第10条第1項に規定する所得の合計金額が政令で定める額に満たない者</p> <p>3 その他「世帯主の負傷」一療養に要する期間がおおむね1ヶ月以上である</p>
被害の種類及び程度	貸付限度額																											
	世帯主の負担がある場合	1世帯当りの貸付限度額 世帯主の負担がない場合																										
家財の損害及び住居の損害がない場合	150万円	150万円																										
家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	250万円	150万円																										
住居が半壊した場合	270万円	170万円																										
上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	350万円	250万円																										
住居が全壊した場合	350万円	250万円																										
上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合		350万円																										
住居の全体が滅失若しくは流失した場合		350万円																										

## 自然災害にかかるとる支援制度

## 被災者生活再建支援制度

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援する。

## 1 本市における法適用要件

- ① 本市において災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む）が発生した自然災害
- ② 本市において10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- ③ 兵庫県内において100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

## 2 支給対象世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が全壊した世帯、あるいは住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、やむなく解体した世帯、災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯。
- ② 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯）。

## 3 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

- ① 基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給する支援金
- ② 加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給する支援金  
(複数世帯の場合)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯 解体世帯(※)	建設・購入	100万円	200万円	300万円
	補修	100万円	100万円	200万円
長期避難世帯	賃借	100万円	50万円	150万円
大規模半壊世帯	建設・購入	50万円	200万円	250万円
	補修	50万円	100万円	150万円
	賃借	50万円	50万円	100万円
中規模半壊世帯	建設・購入	—	100万円	100万円
	補修	—	50万円	50万円
	賃借	—	25万円	25万円

(単数世帯の場合)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯 解体世帯(※)	建設・購入	75万円	150万円	225万円
	補修	75万円	75万円	150万円
長期避難世帯	賃借	75万円	37.5万円	112.5万円
大規模半壊世帯	建設・購入	37.5万円	150万円	187.5万円

	補修	37.5万円	75万円	112.5万円
	賃貸	37.5万円	37.5万円	75万円
中規模半壊世帯	建設・購入	—	75万円	75万円
	補修	—	37.5万円	37.5万円
	賃借	—	18.75万円	18.75万円

※ 「解体世帯」とは、半壊解体世帯、敷地被害解体世帯をいう。

#### 4. 支援金の支給申請

(申請窓口) 被災時に居住していた市町村

(申請時の添付書面) ① 被災者生活再建支援金支給申請書

② 罹災証明書

③ 住民票等

④ 預金通帳の写し

⑤ 半壊解体、敷地被害解体に該当する場合は、住宅に半壊の被害、又は住宅の敷地に被害を受け、当該住宅をやむをえず解体し、又は解体されたことが確認できる証明書（公的機関による解体（確認）証明書、又は滅失登記簿謄本など）

⑥ 敷地被害解体に該当する場合は、宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書、写真など住宅の敷地に被害を受けたことが確認できる証明書

⑦ 長期避難世帯に該当する場合は、長期避難世帯に該当する旨の市町村の証明書

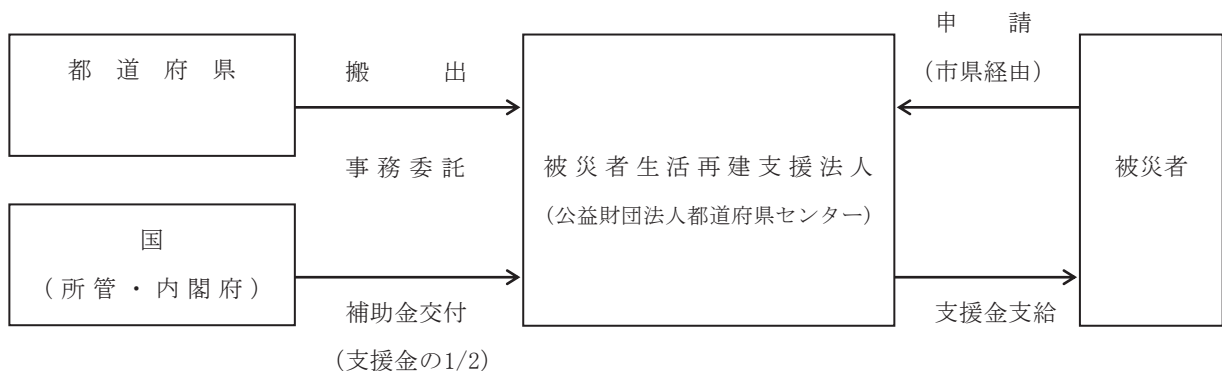
⑧ 加算支援金を同時に申請する場合は、契約書等の写し

(申請期間)

① 基礎支援金： 災害発生日から13ヶ月以内

② 加算支援金： 災害発生日から37ヶ月以内

#### 【支援金支給の仕組み】



## 兵庫県住宅再建共済制度

## 1 目的

自然災害の被災者が自立した生活を再建するためには、生活基盤となる住宅の再建等が最も重要であり、そのための自助努力や公的支援には限界があることにかんがみ、住宅の所有者等が助け合いの精神に基づき拠出する負担金により自然災害による被害を受けた住宅の再建等を支援する相互扶助の仕組みとして、兵庫県住宅再建共済制度を設け、もって被災者の生活基盤の回復を促し、被災地域の早期再生を図ることを目的とする。

## 2 内容

## (1) 制度の実施

- ① 県は、兵庫県住宅再建共済制度条例（平成17年兵庫県条例第41号）の規定に基づき、共済制度を実施する。
- ② 共済制度の運営を、公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金に委託する。

## (2) 共済制度への加入

## ① 住宅再建共済〔一部損壊特約：平成26年8月から開始〕

（加入者）県の区域内に住宅を所有している者

（加入の手続）共済制度に加入しようとする者は、共済基金に加入を申し込み、共済負担金を納付する

（共済負担金）・住宅1戸につき年額5,000円（新たに加入する場合は、月額500円に年度末までの月数を掛けた額（年額5,000円を上限））

・3年分以上の共済負担金を一括支払いする場合は、負担金を割引  
（割引額）3年：1,000円、5年：2,000円、10年：5,000円

・一部損壊特約は年額500円（新たに加入する場合は、月額50円に年度末までの月数を掛けた額（年額500円を上限））

（共済期間）加入した日からその日の属する年度の末日（3月31日）まで

## ② 家財再建共済

（加入者）県の区域内に住宅を所有している者又は県の区域内に存する住宅に居住するもの

（加入の手続）共済制度に加入しようとする者は、共済年金に加入を申し込み、共済負担金を納付する

（共済負担金）・住宅1戸につき年額1,500円（新たに加入する場合は、月額150円に年度末までの月数を掛けた額（年額1,500円を上限））

・3年分以上の共済負担金を一括する場合は、負担金を割引  
（割引額）3年：300円、5年：600円、10年：1,500円

## (3) 基金の積立て

共済基金は、共済給付金に充てるため、共済負担金により基金を積み立てる。

## (4) 共済給付金

## ① 住宅再建共済

- ・半壊以上で建築・購入 600万円
- ・全壊補修 200万円、大規模半壊で補修 100万円、半壊で補修 50万円
- ・半壊以上で建築・購入・補修などをせず賃貸住宅に入居した場合など 10万円
- ・準半壊特約

- 準半壊（損害割引10%以上20%未満）で建築・購入・補修した場合 25万円
- 準半壊（損害割引10%以上20%未満）で建築・購入・補修をせず、賃貸住宅に入居した場合など 10万円
- ② 家財再建共済
  - ・ 全壊で購入・修復 50万円、大規模半壊で購入・修復 35万円
  - 半壊で購入・修復 25万円、床上浸水で購入・修復 15万円

### 3 具体的な制度の特色

- (1) 小さな負担で大きな支援
  - 住宅再建共済については、住家1戸につき、年額5,000円で住宅再建等に最高600万円が支給され家財再建共済については、年額1,500円で住宅の中にある家財について最高50万円が支給される。
- (2) すべての自然災害が対象
  - 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により生ずる被害に適用する。
- (3) 住宅の規模・構造や老朽度は不問
  - 定額の負担で定額の支給を行う。
- (4) 損失補填ではなく、再建・補修等を支援する助け合いの制度
  - 地震保険や他の共済制度との併用が可能である。
- (5) 新しく登場した安心の制度（全国で初めての制度）
  - 兵庫県が条例に基づき実施する信頼の制度
- (6) 申込手続きが簡単・便利
  - 郵送またはインターネットによる申し込み（登記簿等の添付や評価額の査定は不要）
  - 支払いは口座振替又はクレジットカード支払い



災害援護金等支給制度の概要

(平成25年5月17日現在)

(災害援護金等支給に関する規則：兵庫県)		支給対象		支給額	
災害発生場所	災害の規模	支給対象	支給額	災害の種類	被災の種類
災害援護金	(1) 1の市町の区域内の被害数が5以上あるとき。 (2) 知事が特に必要があると認めたとき。	県の区域内に住所を有する被災世帯主及び重傷の被災者 当該救助が実施された市町の区域内に住所を有する被災世帯主 知事が特に必要があると認める災害による被災世帯主及び重傷の被災者	1世帯につき 200,000円 1世帯につき 100,000円 1世帯につき 50,000円 1世帯につき 50,000円 1人につき 30,000円 1世帯につき 50,000円 1世帯につき 30,000円	自然災害	住家の全壊、全廃又は流出
	(1) 災害救助法による救助が実施されたとき。 (2) 知事が特に必要があると認めたとき。				住家の半壊又は半焼 住家の床上浸水 住家の一部損壊（損害割合10%以上） 重傷の被災者 住家の全壊又は全焼 住家の半壊又は半焼
死者見舞金	(1) 自然災害により死者が生じたとき。 (2) 知事が特に必要があると認める災害により死者が生じたとき。	当該災害による死亡者の遺族 （但し、法に基づく災害弔慰金の支給対象となつた死亡者の遺族を除く。） 知事が特に必要があると認める災害による死亡者の遺族	死亡した県民等1人につき 200,000円 死亡した県民等1人につき 60,000円 死亡した県民等1人につき 200,000円 死亡した県民等1人につき 100,000円 死亡した県民等1人につき 60,000円 死亡した県民1人につき 100,000円	自然災害 その他の災害	県の区域内 死亡した県民等1人につき
	(1) 災害救助法による救助が実施されたその他の災害により死者が生じたとき。 (2) 知事が特に必要があると認める災害により死者が生じたとき。				県の区域外 死亡した県民等1人につき
(1) 自然災害又は災害救助法による救助が実施されたその他の災害により死者（県民に限る。）が生じたとき。 (2) 知事が特に必要があると認める災害により死者が生じたとき。	(県内 の区 域 内) 死亡した県民等1人につき	県の区域外 死亡した県民等1人につき	100,000円 60,000円	自然災害 県の区域内に住所を有する者 県の区域外の事務所又は事務所に勤務する者 県の区域外の学校に在学する者 その他これらに類する者	備考 この表において、「県民等」とは、次に掲げる者をいう。 (1) 県の区域内に住所を有する者 (2) 県の区域外の事務所又は事務所に勤務する者 (3) 県の区域外の学校に在学する者 (4) その他これらに類する者

## 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（第三条・第四条）

第三章 農林水産業に関する特別の助成（第五条一第十一条の二）

第四章 中小企業に関する特別の助成（第十二条一第十五条）

第五章 その他の特別の財政援助及び助成（第十六条一第二十五条）

附則

### 第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に規定する著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の助成措置について規定するものとする。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第二条 国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行なうことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、当該災害を激甚災害として政令で指定するものとする。

2 前項の指定を行なう場合には、次章以下に定める措置のうち、当該激甚災害に対して適用すべき措置を当該政令で指定しなければならない。

3 前二項の政令の制定又は改正の立案については、内閣総理大臣は、あらかじめ中央防災会議の意見をきかなければならない。

### 第二章 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

（特別の財政援助及びその対象となる事業）

第三条 国は、激甚災害に係る次に掲げる事業で、政令で定める基準に該当する都道府県又は市町村（以下「特定地方公共団体」という。）がその費用の全部又は一部を負担するものについて、当該特定地方公共団体の負担を軽減するため、交付金を交付し、又は当該特定地方公共団体の国に対する負担金を減少するものとする。

一 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和三十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業

二 前号の災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第三条に掲げる施設で政令で定めるものの新設又は改良に関する事業

三 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和三十八年法律第二百四十七号）の規定の適用を受ける公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置する学校を含む。第二十四条第一項において同じ。）の施設の災害復旧事業

- 四 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第八条第三項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業
- 五 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十条又は第四十一条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業
- 六 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十五条第二項から第四項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業
- 六の二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十二条若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下この号において「認定こども園法一部改正法」という。）附則第四条第一項の規定により設置された幼保連携型認定こども園（国（国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）が設置したものを除く。）又は認定こども園法一部改正法附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園の災害復旧事業
- 六の三 老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第十五条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業
- 七 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十八条第一項又は第二項の規定により都道府県又は市町村が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業
- 八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第七十九条第一項若しくは第二項又は第八十三条第二項若しくは第三項の規定により都道府県又は市町村が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス（同法第五条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設の災害復旧事業
- 九 売春防止法（昭和三十一年法律第一百十八号）第三十六条の規定により都道府県が設置した婦人保護施設（市町村又は社会福祉法人が設置した婦人保護施設で都道府県から収容保護の委託を受けているものを含む。）の災害復旧事業
- 十 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百十四号）に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業
- 十一 激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十八条の規定による都道府県、保健所を設置する市又は特別区の支弁及び同法第五十七条第四号の規定による東京都の支弁に係る感染症予防事業
- 十一の二 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項の規定により確認された私立の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園（第十七条第一項において「特定私立幼稚園」という。）の災害復旧事業
- 十二 激甚災害に伴い発生した土砂等の流入、崩壊等により河川、道路、公園その他の施設で政令で定めるものの区域内に堆積した政令で定める程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等（以下「堆積土砂」という。）の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの（他の法令に国の負担若しくは補助に関し別段の定めがあるもの又は国がその費用の一部を負担し、若しくは補助する災害復旧事業に付随して行うものを除く。）
- 十三 激甚災害に伴い発生した前号に規定する区域外の堆積土砂であつて、市町村長が指定した場所に集積されたもの又は市町村長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、

市町村が行う排除事業（他の法令に国の負担又は補助に関し別段の定めがあるものを除く。）

十四 激甚災害の発生に伴い浸入した水で浸入状態が政令で定める程度に達するもの（以下「湛水」という。）の排除事業で地方公共団体が施行するもの

- 2 前項第六号に掲げる児童福祉施設の激甚災害に係る災害復旧事業については、児童福祉法第五十六条の二第一項第一号に該当しないもの（地方公共団体が設置したものを除く。）が同項第二号に該当する場合には、当該施設については、同条及び同法第五十六条の三の規定を準用する。

（特別財政援助額等）

第四条 前条の規定により国が交付し、又は減少する金額の特定地方公共団体ごとの総額（以下この条において「特別財政援助額」という。）は、特定地方公共団体である都道府県にあつては、政令で定めるところにより算出した同条第一項各号に掲げる事業ごとの都道府県の負担額を合算した額を次の各号に定める額に区分して順次に当該各号に定める率を乗じて算定した額を合算した金額とする。

- 一 激甚災害が発生した年の四月一日の属する会計年度における当該都道府県の標準税収入（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第二条第四項に規定する標準税収入をいい、以下この項において「標準税収入」という。）の百分の十をこえ、百分の五十までに相当する額については、百分の五十
  - 二 前号に規定する標準税収入の百分の五十をこえ、百分の百までに相当する額については、百分の五十五
  - 三 第一号に規定する標準税収入の百分の百をこえ、百分の二百までに相当する額については、百分の六十
  - 四 第一号に規定する標準税収入の百分の二百をこえ、百分の四百までに相当する額については、百分の七十
  - 五 第一号に規定する標準税収入の百分の四百をこえ、百分の六百までに相当する額については、百分の八十
  - 六 第一号に規定する標準税収入の百分の六百をこえる額に相当する額については、百分の九十
- 2 特定地方公共団体である市町村に係る特別財政援助額の算定方法は、前項に規定する算定方法に準じて政令で定める。
- 3 前二項の特別財政援助額は、政令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事業ごとの特定地方公共団体の負担額に応じ当該各事業ごとに区分して、交付等を行なうものとする。この場合において、事業ごとに区分して交付される交付金は、当該事業についての負担又は補助に係る法令の規定の適用については、当該法令の規定による負担金又は補助金とみなす。
- 4 前条第一項第十二号から第十四号までに掲げる事業に係る前項による交付金の交付の事務は、政令で定める区分に従つて農林水産大臣又は国土交通大臣が行なう。
- 5 激甚災害に係る前条第一項第五号から第六号の三まで及び第九号に掲げる事業のうち地方公共団体以外の者が設置した施設に係る事業並びに同項第十一号の二に掲げる事業については、国は、政令で定めるところにより、これらの事業に係る施設の設置者に交付すべきものとして、当該施設の災害復旧事業費の十二分の一に相当する額を当該施設の所在する都道府県又は指定都市若しくは中核市に交付するものとする。
- 6 第一項から第三項までの規定により国が交付等を行なう特別財政援助額の交付等の時期その他当該特別財政援助額の交付等に関し必要な事項は、政令で定める。



### 第三章 農林水産業に関する特別の助成

(農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置)

第五条 激甚災害を受けた政令で定める地域における当該激甚災害に係る農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号。以下「暫定措置法」という。）の適用を受ける災害復旧事業をいう。以下この条において同じ。）又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業（当該災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行なう必要がある農業用施設又は林道の新設又は改良に関する事業をいう。以下この条において同じ。）については、国は、都道府県に対し、災害復旧事業にあつては暫定措置法第三条第一項の規定による補助、災害関連事業にあつては通常の補助のほか、予算の範囲内において、次に掲げる経費を補助することができる。

- 一 都道府県が行なう災害復旧事業又は災害関連事業に要する経費の一部
  - 二 都道府県以外の者の行なう災害復旧事業又は災害関連事業につき、都道府県が当該事業を自ら行なうものとした場合においてこの条の規定により補助を受けるべき額を下らない額による補助をする場合におけるその補助に要する経費（その額をこえて補助する場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の全部
- 2 前項第一号の規定により国が行なう補助の額は、当該災害復旧事業又は当該災害関連事業に要する経費の額（災害復旧事業にあつては暫定措置法第三条第一項の規定による補助、災害関連事業にあつては通常の補助の額に相当する部分の額を除く。）のうち政令で定める額に相当する部分の額を政令で定めるところにより区分し、その区分された部分の額にそれぞれ十分の九の範囲内において政令で定める率を乗じて得た額を合算した額とする。
- 3 前二項の規定により国が補助する額の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

(農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)

第六条 激甚災害を受けた暫定措置法第二条第四項に規定する共同利用施設のうち、政令で定める地域内の施設については、暫定措置法第二条第六項及び第七項中「四十万円」とあるのは「十三万円」と、同法第三条第二項第五号中「十分の二」とあるのは「十分の四（当該事業費のうち政令で定める額に相当する部分については、十分の九）」とし、その他の地域内の施設については、同号中「十分の二」とあるのは、「十分の三（当該事業費のうち政令で定める額に相当する部分については、十分の五）」とする。

(開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助)

第七条 国は、激甚災害を受けた政令で定める地域において、当該激甚災害を受けた次に掲げる施設（暫定措置法第二条第一項に規定する農業用施設又は同条第四項に規定する共同利用施設に該当するものを除く。）の災害復旧事業であつて施設ごとの工事の費用が十三万円以上のものに要する経費につき、都道府県が十分の九（第三号に掲げる施設については、十分の九の範囲内で政令で定める率。以下この条において同じ。）を下らない率による補助をする場合には、予算の範囲内において、当該都道府県に対し、その補助に要する経費（都道府県が十分の九を超える率による補助をする場合には、その超える部分の補助に要する経費を除いた経費）の全部を補助することができる。

- 一 開拓者の住宅、農舎その他政令で定める施設
- 二 開拓者の共同利用に供する施設で政令で定めるもの
- 三 水産動植物の養殖施設で政令で定めるもの

(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)

第八条 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第百三十六号。以下「天災融資法」という。）第二条第一項の規定による天災が激甚災害として指定された場合における政令で定める都道府県の区域に係る当該天災についての同法の適用については、同法第二条第四項第一号中「二百万円（北海道にあつては三百五十万円、政令で定める資金として貸し付けられる場合は五百万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は二千五百万円、漁具の購入資金として貸し付けられる場合は五千万円）」とあるのは「二百五十万円（北海道にあつては四百万円、政令で定める資金として貸し付けられる場合は六百万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は二千五百万円、漁具の購入資金として貸し付けられる場合は五千万円）」とし、同項第二号中「六年」とあるのは「六年（政令で定める資金については七年）」とする。

- 2 天災融資法第二条第三項の規定による天災が激甚災害として指定された場合における政令で定める都道府県の区域に係る当該天災についての同法の適用については、同法第二条第八項中「二千五百万円（連合会に貸し付けられる場合は五千万円）」とあるのは、「五千万円（連合会に貸し付けられる場合は七千五百万円）以内で政令で定める額」とする。

(森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助)

第九条 国は、激甚災害を受けた政令で定める区域において森林組合その他政令で定める者が施行する政令で定める林業用施設に係る堆積土砂の排除事業の事業費につき、都道府県が三分の二を下らない率による補助をする場合には、予算の範囲内において、当該都道府県に対し、その補助に要する経費（都道府県が三分の二をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の全部を補助することができる。

(土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助)

第十条 国は、激甚災害を受けた政令で定める区域において土地改良区又は土地改良区連合が政令で定めるところにより湛水の排除事業を施行する場合において、その事業費につき、都道府県が十分の九を下らない率による補助をするときは、予算の範囲内において、当該都道府県に対し、その補助に要する経費（都道府県が十分の九をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の全部を補助することができる。

(共同利用小型漁船の建造費の補助)

第十一条 国は、激甚災害に係る小型漁船の被害が著しい政令で定める都道府県が、漁業協同組合の必要とする共同利用小型漁船建造費につき、当該漁業協同組合に対し、三分の二を下らない率による補助をする場合には、予算の範囲内において、当該都道府県に対し、その補助に要する経費（都道府県が三分の二をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の二分の一を補助することができる。



2 前項の共同利用小型漁船建造費とは、政令で定める要件に該当する漁業協同組合が、政令で定める小型漁船で激甚災害を受けたもの（沈没、滅失その他政令で定める著しい被害を受けたものに限る。）を激甚災害の発生の際に所有し、かつ、その営む漁業の用に供していた組合員の共同利用に供するため、政令で定めるところにより小型の漁船を建造するために要する経費をいうものとする。

（森林災害復旧事業に対する補助）

第十一条の二 国は、激甚災害を受けた政令で定める地域における森林災害復旧事業につき、予算の範囲内において、都道府県に対し、次に掲げる経費を補助することができる。

- 一 都道府県が行う森林災害復旧事業に要する経費の二分の一
  - 二 都道府県以外のもが行う森林災害復旧事業につき、都道府県が三分の二を下らない率による補助をする場合におけるその補助に要する経費（都道府県が三分の二を超える率による補助をする場合には、その超える部分の補助に要する経費を除いた経費）の四分の三
- 2 前項の森林災害復旧事業とは、都道府県、市町村、森林組合その他政令で定めるものが政令で定めるところにより当該激甚災害を受けた森林を復旧するために行う当該激甚災害を受けた樹木（当該激甚災害を受けた樹木以外の樹木であつて当該激甚災害を受けた樹木の伐採跡地における造林の障害となるものを含む。以下「被害木等」という。）の伐採及び搬出並びに被害木等の伐採跡地における造林、当該激甚災害により倒伏した造林に係る樹木の引起こし又はこれらの作業を行うために必要な作業路の開設の事業であつて政令で定める基準に該当するものをいうものとする。

#### 第四章 中小企業に関する特別の助成

（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）

- 第十二条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下この条において「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険の保険関係であつて、災害関係保証（政令で定める日までに行われた次の各号に掲げる者の事業（第二号に掲げる者にあつては、その直接又は間接の構成員たる第一号に掲げる者の事業）の再建に必要な資金に係る同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証をいう。以下この条において同じ。）を受けた当該各号に掲げる者に係るものについての同法第三条第一項、第三条の二第一項及び第三項並びに第三条の三第一項及び第二項の規定の適用については、同法第三条第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第十二条第一項に規定する災害関係保証（以下この条、次条及び第三条の三において「災害関係保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同法第三条の二第一項及び第三条の三第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「災害関係保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同法第三条の二第三項及び第三条の三第二項中「当該借入金の額のうち」とあるのは「災害関係保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち」と、「当該債務者」とあるのは「災害関係保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」とする。
- 一 政令で定める地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者、協業組合及び中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体
  - 二 中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体であつ

て、その直接又は間接の構成員のうちに前号に掲げる者を含むもの

- 2 普通保険の保険関係であつて、災害関係保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び同法第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

### 第十三条 削除

（事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助）

- 第十四条 国は、都道府県が、激甚災害を受けた事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、協業組合又は商工組合若しくは商工組合連合会の倉庫、生産施設、加工施設その他共同施設であつて政令で定めるものの災害復旧事業に要する経費につき四分の三を下らない率により補助する場合には、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該補助に要する経費（都道府県が四分の三をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の三分の二を補助することができる。

### 第十五条 削除

## 第五章 その他の特別の財政援助及び助成

（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）

- 第十六条 国は、激甚災害を受けた公立の公民館、図書館、体育館その他の社会教育（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二条に規定する社会教育をいう。）に関する施設であつて政令で定めるものの建物、建物以外の工作物、土地及び設備（以下次項及び次条において「建物等」という。）の災害の復旧に要する本工事費、附帯工事費（買収その他これに準ずる方法により建物を取得する場合にあつては、買収費）及び設備費（以下次項及び次条において「工事費」と総称する。）並びに事務費について、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その三分の二を補助することができる。
- 2 前項に規定する工事費は、当該施設の建物等を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該建物等の従前の効用を復旧するための施設をすること及び原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適當である場合において当該建物等に代わるべき必要な施設をすることを含む。）ものとして算定するものとする。この場合において、設備費の算定については、政令で定める基準によるものとする。
- 3 国は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会が文部科学大臣の権限に属する第一項の補助の実施に関する事務を行なうために必要な経費を都道府県に交付するものとする。

（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）

- 第十七条 国は、激甚災害を受けた特定私立幼稚園以外の私立の学校（学校教育法第一条に規定する学校をいう。以下同じ。）の用に供される建物等であつて政令で定めるものの災害の復旧に要する工事費及

び事務費について、当該私立の学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その二分の一を補助することができる。

- 2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により国が補助する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「当該施設の建物等」とあるのは「当該私立の学校の用に供される建物等」と、同条第三項中「都道府県の教育委員会」とあるのは「都道府県知事」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 3 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十二条から第十三条まで並びにこれらの規定に係る同法附則第二条第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により国が補助する場合について準用する。

## 第十八条 削除

（市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例）

第十九条 特定地方公共団体である市町村が激甚災害のための感染症予防事業に関して行つた感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十七条の支弁については、同法第五十九条中「三分の二」とあるのは「全額」と、同法第六十一条第三項中「二分の一」とあるのは「三分の二」と読み替えて、それぞれ同法第五十九条又は第六十一条第三項の規定を適用する。

（母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例）

- 第二十条 特定地方公共団体である都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下この条において同じ。）に対し、国が母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）によつて貸し付ける金額は、激甚災害を受けた会計年度（以下この条において「被災年度」という。）及びその翌年度に限り、同法第三十七条第一項の規定にかかわらず、同項の規定によつて貸し付けるものとされる金額と、当該都道府県が当該災害による被害を受けた者（以下この条において「被災者」という。）に対する貸付金の財源として特別会計に繰り入れる金額との合計額に相当する金額とする。
- 2 前項の都道府県が被災年度の翌年度の末日までに被災者に対し貸し付けた金額が、当該都道府県が被災年度及びその翌年度において被災者に対する貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額の四倍に相当する金額に満たないこととなつた場合には、当該都道府県は、被災年度の翌翌年度において、その満たない額の八分の一に相当する金額を特別会計に繰り入れ、又はその満たない額の四分の一に相当する金額を国に償還しなければならない。
  - 3 前項の規定により都道府県が特別会計に繰り入れなければならない金額については、母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十七条第一項の規定は、適用しない。
  - 4 第一項の都道府県であつて第二項の規定により特別会計への繰入れを行つたものについての母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十七条第二項及び第六項の規定の適用については、同条第二項第二号及び第六項第二号中「福祉資金貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額」とあるのは、「福祉資金貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十条第二項の規定により特別会計に繰り入れた金額を含む。）」とする。
  - 5 第一項の都道府県であつて第二項の規定により国への償還を行つたものについての母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十六条第二項並びに第三十七条第二項、第四項及び第六項の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「同条第二項及び第四項」とあるのは「同条第二項及び第四項並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚災害法」という。）第二十条第二項」と、

「同条第五項」とあるのは「次条第五項」と、同法第三十七条第二項第一号中「この項及び第四項」とあるのは「この項及び第四項並びに激甚災害法第二十条第二項」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「第二項及び激甚災害法第二十条第二項」と、同条第六項第一号中「第二項及び第四項」とあるのは「第二項及び第四項並びに激甚災害法第二十条第二項」とする。

(水防資材費の補助の特例)

第二十一条 激甚災害であつて政令で定める地域に発生したものに關し、都道府県又は水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第二条第二項に規定する水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用で政令で定めるものについては、国は、予算の範囲内において、その費用の三分の二を補助することができる。

(罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例)

第二十二条 国は、地方公共団体が激甚災害を受けた政令で定める地域にあつた住宅であつて当該激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた者に賃貸するため公営住宅の建設等（公営住宅法第二条第五号に規定する公営住宅の建設等をいう。）をする場合には、同法第八条第一項の規定にかかわらず、予算の範囲内において、当該公営住宅の建設等に要する費用（同法第七条第一項の公営住宅の建設等に要する費用をいう。次項において同じ。）の四分の三を補助することができる。ただし、当該災害により滅失した住宅の戸数の五割に相当する戸数（当該激甚災害により滅失した住宅にその災害の当時居住していた者に転貸するため事業主体が借り上げる公営住宅であつて同法第十七条第三項の規定による国の補助に係るものがある場合にあつては、その戸数を控除した戸数）を超える分については、この限りでない。

2 前項の規定による公営住宅の建設等に要する費用についての国の補助金額の算定については、公営住宅法第七条第三項及び第四項の規定を準用する。

第二十三条 削除

(小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)

第二十四条 激甚災害を受けた地方公共団体が政令で定める地域において施行する当該災害によつて必要を生じた公共土木施設及び公立学校の施設に係る災害復旧事業のうち、公共土木施設に係るものについては、一箇所の工事の費用が都道府県及び指定都市にあつては八十万円以上百二十万円未満、その他の市町村にあつては三十万円以上六十万円未満のもの、公立学校の施設に係るものについては、一学校ごとの工事の費用が十万円を超えるもの（公立学校施設災害復旧費国庫負担法第三条の規定による国の負担のないものに限る。）の費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（発行について地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。次項において同じ。）に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の定めるところにより、当該地方公共団体に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

2 激甚災害を受けた地域で農地その他の農林水産業施設に係る被害の著しいものを包括する市町村のうち政令で定めるもの（以下この項において「被災市町村」という。）が施行する農地、農業用施設又は



林道に係る災害復旧事業のうち、一箇所の工事の費用が十三万円以上四十万円未満のもの事業費に充てるため、農地に係るものにあつては当該事業費の百分の五十、農業用施設又は林道に係るものにあつては当該事業費の百分の六十五に相当する額の範囲内（被災市町村の区域のうち政令で定めるところにより特に被害の著しい地域とされる地域にあつては、当該事業費のうち政令で定める部分については百分の九十の範囲内において政令で定める率に相当する額の範囲内）で発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該市町村に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

- 3 前二項の地方債は、国が、その資金事情の許す限り、財政融資資金をもつて引き受けるものとする。
- 4 第一項又は第二項に規定する地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率及び償還の方法に関し必要な事項は、政令で定める。

（雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例）

第二十五条 激甚災害を受けた政令で定める地域にある雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第五条第一項に規定する適用事業に雇用されている労働者（同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢被保険者、同法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者（第五項及び第七項において「高年齢被保険者等」という。）を除く。）が、当該事業の事業所が災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し、又は廃止したことにより休業するに至り、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない状態にあるときは、同法の規定の適用については、失業しているものとみなして基本手当を支給することができる。ただし、災害の状況を考慮して、地域ごとに政令で定める日（以下この条において「指定期日」という。）までの間に限る。

- 2 前項の規定による基本手当の支給を受けるには、当該休業について厚生労働省令の定めるところにより厚生労働大臣の確認を受けなければならない。
- 3 前項の確認があつた場合における雇用保険法（第七条を除く。）の規定の適用については、その者は、当該休業の最初の日の前日において離職したものとみなす。この場合において、同法第十三条第二項中「該当する者（）」とあるのは「該当する者又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十五条第三項の規定により離職したものとみなされた者（いずれも）」と、同法第二十三条第二項中「受給資格者（）」とあるのは「受給資格者又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十五条第三項の規定により離職したものとみなされた者で第十三条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により基本手当の支給を受けることができる資格を有するもの（いずれも）」とする。
- 4 第一項の規定による基本手当の支給については、雇用保険法第十条の三、第十五条、第二十一条、第三十条及び第三十一条の規定の適用について厚生労働省令で特別の定めをすることができる。
- 5 第一項に規定する政令で定める地域にある雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業に雇用されている労働者で、同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢被保険者又は同法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものについては、その者を高年齢被保険者等以外の被保険者とみなして、前各項の規定により基本手当を支給するものとする。この場合において、第一項の規定において適用される同法第十七条第四項第二号ニ中「三十歳未満」とあるのは「三十歳未満又は六十五歳以上」と、同法第二十二条第二項第一号中「四十五歳以上六十五歳未満」とあるのは「四十五歳以上」と、同法第二十三条第一項第一号中「六十歳以上六十五歳未満」とあるのは「六十歳以上」とする。

- 6 第二項の確認を受けた者（指定期日までの間において従前の事業主との雇用関係が終了した者を除く。）は、雇用保険法の規定の適用については、指定期日の翌日に従前の事業所に雇用されたものとみなす。ただし、指定期日までに従前の事業所に再び就業し、又は従前の事業主の他の事業所に就業するに至った者は、就業の最初の日に雇用されたものとみなす。
- 7 第五項の規定により高年齢被保険者等以外の被保険者とみなされた者と従前の事業主との雇用関係が終了した場合（新たに雇用保険法の規定による受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格を取得した場合を除く。）には、その雇用関係が終了した日後におけるその者に関する同法第三章の規定の適用については、厚生労働省令で特別の定めをすることができる。
- 8 第二項の確認に関する処分については、雇用保険法第六章及び第八十一条の規定を準用する。

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十七年四月一日以後に発生した災害について適用する。



# 激甚災害制度について

## 1 激甚災害制度の概要

激甚災害制度とは、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という。）に基づく制度であり、政府は、激甚災害法に基づき国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、中央防災会議の意見を聴いた上で、政令でその災害を「激甚災害」として指定するとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置を併せて指定することとしている。

激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業への保証の特例等、特別の財政助成措置が講じられる。

なお、激甚災害の指定は、中央防災会議が定めている、「激甚災害指定基準」（本激の基準）及び「局地激甚災害指定基準」（局激の基準）による。

## 2 激甚災害法に基づく主要な適用措置（本激）

激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じて、以下の措置を選択して適用する。

### ① 公共土木施設災害復旧事業等(注)に関する特別の財政援助（第2章：第3条、第4条）

（注）公共土木施設、公立学校、公営住宅、社会福祉施設等の災害復旧事業、災害関連事業、堆積土砂排除事業等

### ② 農林水産業に関する特別の助成

イ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（第5条）

ロ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（第6条）

ハ 天災融資法の特例（第8条）

ニ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（第10条）

ホ 共同利用小型漁船の建造費の補助（第11条）

ヘ 森林災害復旧事業に対する補助（第11条の2）

### ③ 中小企業に関する特別の助成

中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（第12条）

### ④ その他の特別の財政援助及び助成

イ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（第16条）

ロ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（第17条）

ハ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（第22条）

ニ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（第24条）

### 3 激甚災害指定基準（本激）

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧 事業等に関する特別の 財政援助	<p>A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 &gt; 全国標準税収入×0.5%</p> <p>B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 &gt; 全国標準税収入×0.2%</p> <p>かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の査定見込額 &gt; 当該都道府県の標準税収入×25% … … の県が1以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 県内市町村の査定見込総額 &gt; 県内全市町村の標準税収入×5% … … の県が1以上</p>
第5条	農地等の災害復旧事業 等に係る補助の特別措 置	<p>A 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 &gt; 全国農業所得推定額 ×0.5%</p> <p>B 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 &gt; 全国農業所得推定額 ×0.15%</p> <p>かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の査定見込額 &gt; 当該都道府県の農業所得推定額 ×4% … … の県が1以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 一の都道府県の査定見込額 &gt; 10億円 … … の県が1以上</p>
第6条	農林水産業共同利用施 設災害復旧事業費の補 助特例	<p>(1) 第5条の措置が適用される場合 又は</p> <p>(2) 農業被害見込額 &gt; 全国農業所得推定額×1.5%で第8条の措置が 適用される場合 ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合を除く。 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係る ものについて、 当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、 かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。</p> <p>(3) 漁船等の被害見込額 &gt; 全国漁業所得推定額×0.5%</p> <p>又は</p> <p>(4) 漁業被害見込額 &gt; 全国漁業所得推定額×1.5%で第8条の措置が 適用される場合 ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円 以下の場合を除く。</p>

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第8条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	<p>A 農業被害見込額 &gt; 全国農業所得推定額×0.5%</p> <p>B 農業被害見込額 &gt; 全国農業所得推定額×0.15%</p> <p>かつ</p> <p>一の都道府県の特別被害農業者 &gt; 当該都道府県の農業者×3% … … の県が1以上</p> <p>ただし、A B とも、高潮、津波等特殊な原因による災害であつて、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のおと被害の実情に応じて個別に考慮する。</p>
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	<p>A 林業被害見込額 &gt; 全国生産林業所得推定額×5%</p> <p>B 林業被害見込額 &gt; 全国生産林業所得推定額×1.5%</p> <p>かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の林業被害見込額 &gt; 当該都道府県の生産林業所得推定額×60% … … の県が1以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 一の都道府県の林業被害見込額 &gt; 全国生産林業所得推定額 ×1% … … の県が1以上</p> <p>ただし、A B とも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額は木材生産部門に限る。</p>
第12条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	<p>A 中小企業関係被害額 &gt; 全国中小企業所得推定額×0.2%</p> <p>B 中小企業関係被害額 &gt; 全国中小企業所得推定額×0.06%</p> <p>かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の中小企業関係被害額 &gt; 当該都道府県の中小企業所得推定額×2% … … の県が1以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 一の都道府県の中小企業関係被害額 &gt; 1,400億円 … … の県が1以上</p> <p>ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p>

激甚災害法 適用条項	適 用 措 置	指 定 基 準
第16条 第17条 第19条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	第2章（第3条及び第4条）の措置が適用される場合。 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。
第22条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	A 被災地全域滅失戸数 ≥ 4,000 戸 B (1) 被災地全域滅失戸数 ≥ 2,000 戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数 ≥ 200 戸又は住宅戸数の1割以上 … … の市町村が 1 以上 又は (2) 被災地全域滅失戸数 ≥ 1,200 戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数 ≥ 400 戸又は住宅戸数の2割以上 … … の市町村が 1 以上 ただし、(1)(2)とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章（第3条及び第4条）又は第5条の措置が適用される場合。
第7条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	災害の実情に応じ、その都度検討する。
第9条	森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助	
第10条	土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助	
第11条	共同利用小型漁船の建造費の補助	
第14条	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	
第20条	母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例	
第21条	水防資材費の補助の特例	
第25条	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	

#### 4 激甚災害法に基づく主要な適用措置（局激）

##### (1) 局地激甚災害

激甚災害指定基準（本激）では、全国を単位として積み上げられた被害額を基準としているため、激甚災害制度の創設（昭和37年）当初は、ある特定地域に激甚な被害を及ぼした災害であっても、全国レベルで見ればさほどの被害とはならず、指定基準を越えられない（激甚災害として指定されない）という状況が生じていた。

そこで、市町村単位の被害額を基準とする局地激甚災害指定基準を昭和43年に創設し、限られた地域内で多大な被害を被った地域に対して各種の特例措置が適用されることとした。俗に、従来の全国レベルの激甚災害は「本激」と、局地激甚災害は「局激」と呼ばれている。

##### (2) 局地激甚災害指定により適用される措置（局激）

激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じて、以下の措置が適用される。

- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（第2章：第3条、第4条）
- ② 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（第5条）
- ③ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（第6条）
- ④ 森林災害復旧事業に対する補助（第11条の2）
- ⑤ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（第12条）
- ⑥ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（第24条）

##### (3) 本激と局激の違い

激甚災害指定基準による指定、いわゆる「本激」が地域を特定せず、災害そのものを指定するのに対し、局地激甚災害指定基準による指定、いわゆる「局激」は市町村単位での災害指定を行う。

ただし、激甚災害に指定されても、被害を受けた地方公共団体等のすべてが特例措置を受けられるわけではなく、被害の大きさが一定規模以上の地方公共団体等に限って特例措置が適用される。

#### 5 局地激甚災害指定基準


激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<p>(1) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>①(イ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額            &gt; 当該市町村の標準税収入×50%            (査定事業費が1千万円未満のものを除く。)</p> <p>(ロ) 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村            当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額            &gt; 当該市町村の標準税収入×20%</p> <p>(ハ) 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村            当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額            &gt; 当該市町村の標準税収入×20%            +(当該市町村の標準税収入-50億円)×60%</p> <p>ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所数がおおむね十未満のものを除く。)</p>

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	<p>(2) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費            &gt; 当該市町村の農業所得推定額×10%        (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。)</p> <p>ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)</p>
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	<p>(2) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費            &gt; 当該市町村の農業所得推定額×10%        (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。)</p> <p>ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)</p> <p>ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、        当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、        かつ、        当該市町村内の漁船等の被害額 &gt; 当該市町村の漁業所得推定額×10%        (漁船等の被害額が1千万円未満のものを除く。)</p> <p>ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p>
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	<p>(3) 当該市町村内の林業被害見込額(樹木に係るもの)            &gt; 当該市町村に係る生産林業所得推定額(木材生産部門)×1.5        (林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。)</p> <p>かつ</p> <p>(1) 大火による災害にあつては、要復旧見込面積 &gt; 300ha        又は        (2) その他の災害にあつては、        要復旧見込面積 &gt; 当該市町村の民有林面積(人工林に係るもの)×25%</p>
第12条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	<p>(4) 中小企業関係被害額 &gt; 当該市町村の中小企業所得推定額×10%        (被害額が1千万円のものを除く。)</p> <p>ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p>
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される場合。










**姫路市指定**  
**緊急避難場所**  
Emergency Evacuation Area



○○○○○

				
洪水 Flood from rivers	土砂災害 Landslide	地震 Earthquake	津波 Tsunami	高潮 Storm surge
L1 △ L2 ×	×	○	○	○

○ 適 (Can use) X 不適 (Can not use)  
 △ 1階が利用不可能となることがある (First floor can not be used in some circumstances)  
 L1: 計画規模 (概ね 100 年に 1 回程度起こる) 降雨のとき  
 L2: 想定最大規模 (概ね 1,000 年に 1 回程度起こる) 降雨のとき

※ 津波浸水想定区域外及び高潮浸水想定区域外の地域は、上記の見本から「津波」「高潮」を除く。

資料6-2

市指定避難所・指定緊急避難場所一覧

- ① 指定避難所は、大規模災害時に避難生活の場となる施設をいう。
- ② 指定緊急避難場所は切迫した危険から逃れるための避難場所であり、災害種別ごとに指定する。なお、津波避難ビル等を含む。
- ③ コミュニティ・ブロック、校区名は整理上記載したが、被災地に近接の避難所に避難するものとする。
- ④ 網掛けは指定避難所と兼ねていない指定緊急避難場所をいう。公園については面積3,000㎡以上のもののみを対象とした。
- ⑤ 指定緊急避難場所の災害種別ごとの適否の凡例「○」：適 「×」：不適 「△」：一部不適 「-」：対象外
- ・洪水、高潮時の凡例（△：1階が利用不可能となることがある △3：3階以上へ避難）
  - ※洪水時とは「L1：計画規模」又は「L2：想定最大規模」の降雨により、市川等主要な河川がはん濫した場合をいう。
  - ※高潮時とは想定最大規模の高潮により、全ての堤防等の高さより潮位が大きく超えた場合や堤防等が決壊した場合をいう。
  - ・土砂災害時の凡例（△3：3階以上で斜面から遠い場所へ避難 △体：体育館のみ使用可能 △校：校舎のみ使用可能）
  - ※土砂災害時とは大雨や地震等が引き金となって、土石流災害や地すべり災害、がけ崩れ災害等が発生した場合をいう。
- ⑥ 空地は、地震、火災等の一時的な避難地とする。
- ⑦ 空地収容人員は、空地面積のうち使用可能な面積から1人あたり2.0㎡必要として算出し、使用可能な面積が不明のものは敷地面積を概数として1人あたり3.0㎡必要として算出している。
- ⑧ 施設収容人員は、施設の中で使用可能な面積から1人あたり2.0㎡必要として算出し、使用可能な面積が不明の場合は、「延床面積の合計」を概数として1人あたり3.0㎡必要として算出している。
- 指定避難所 253箇所 指定緊急避難場所 340箇所（うち 津波避難ビル等 16箇所）
- 【特記事項】
- ※1は市立ではない公民館をあらわす。5箇所 ※2は供用廃止施設であるが必要に応じ開設する避難所をあらわす。4箇所
  - ※3は改修予定のため、使用できない場合がある避難所をあらわす。6箇所 ※4は津波避難ビル又は津波避難場所をあらわす。16箇所
  - ※5は想定最大規模の高潮以外の場合には開設する避難場所をあらわす。9箇所
  - ※6は想定最大規模の高潮以外の場合には避難場所の開設は行いが、1階が利用不可能となることがある。4箇所
  - ※7は拠点避難所（小学校、義務教育学校）をあらわす。70箇所 ※8は大規模避難場所（地震に伴う大規模火災時の指定緊急避難場所）をあらわす。46箇所

令和5年4月1日現在

校区	施設名	特記 (※)	所在地	電話番号	屋内施設 収容人員 (人)	屋外施設 収容人員 (人)	指定 避難所	指定緊急避難場所						
								洪水		土砂	高潮	地震	津波	大規模 火災
								L1	L2					
-	-	157	-	-	236,163	1,895,857	253	223	201	163	101	319	127	46
中 部 第 一 地 区	白鷺 白鷺小中学校	3,7	本町68-52	222-5588	3,433	12,571	○	△	△	-	-	○	-	-
	白鷺 城南公民館		西二階町68-1	222-2168	70	-	○	○	△	-	-	○	-	-
	白鷺 市民会館		総社本町112	284-2800	1,830	-	○	△	△	-	-	○	-	-
	白鷺 城巽公民館		北条口三丁目29-3	224-1055	97	-	○	○	△	-	-	○	-	-
	白鷺 総合教育センター南館		北条口三丁目29	224-5840	350	-	○	△	△	-	-	○	-	-
	白鷺 県立姫路聴覚特別支援学校体育館		本町68-46	284-0331	300	-	○	△	×	-	-	○	-	-
	白鷺 姫路公園	8	本町68	-	-	195,767	-	-	-	-	-	○	-	○
	白鷺 (大手前公園)	(8)				(8,400)								
	城東 城東幼稚園		城東町野田1-2	223-0925	255	781	○	△	△	-	-	○	-	-
	城東 城東小学校	7	城東町竹之門1	282-0924	1,902	2,400	○	○	△	-	-	○	-	-
	城東 東光中学校		国府寺町80	224-9927	1,715	3,154	○	○	△	-	-	○	-	-
	城東 城東公民館		城東町竹之門15	289-8198	65	-	○	△	△	-	-	○	-	-
	東 ひがし交流センター	2	宮上町一丁目15-1	-	247	675	○	△	△	-	-	×	-	-
	東 東小学校	7	市の郷町二丁目34	282-0921	1,887	3,599	○	△	△	-	-	○	-	-
	東 東公民館		幸町94	288-2870	79	-	○	△	△	-	-	○	-	-
	東 日ノ出緑地	8	市川台1丁目地先	-	-	13,800	-	-	-	-	-	○	-	○
	東 市川台緑地	8	市川台一丁目～三丁目、東郷町(市川右岸)	-	-	12,900	-	-	-	-	-	○	-	○
	船場 船場小学校	7	東雲町一丁目29	293-0936	1,593	3,570	○	△	△	-	-	○	-	-
	船場 船場公民館		東雲町一丁目29	291-2615	63	-	○	△	△	-	-	○	-	-
	城西 城西小学校	7	新在家二丁目4-1	292-2101	1,908	4,582	○	○	△	○	-	○	-	-
城西 城の西公民館		岡町33	295-8961	109	-	○	×	×	×	-	○	-	-	
野里 野里小学校	7	坊主町3-1	224-5586	1,370	3,977	○	△	△	-	-	○	-	-	
野里 野里公民館		野里慶雲寺前町9-10	282-9766	67	-	○	○	△	-	-	○	-	-	
野里 中央市民センター		本町68-68	289-0811	152	-	○	△	△	-	-	○	-	-	
野里 県立姫路東高等学校		本町68-70	285-1166	557	-	○	△	△	-	-	○	-	-	
野里 (旧)野里幼稚園	2	野里堀留町9-1	-	200	874	○	○	△	-	-	○	-	-	
野里 姫路公園(シロヒメ記念公園)	8	本町68	-	-	23,400	-	-	-	-	-	○	-	○	
城乾 城乾小学校	3,7	南八代町6-60	294-1241	1,751	3,760	○	△	△	○	-	○	-	-	
城乾 城乾中学校		南八代町6-1	294-2151	2,127	7,019	○	○	△	○	-	○	-	-	
城乾 県立大学姫路環境人間キャンパス		新在家本町一丁目1-12	292-1515	805	25,093	○	○	△	○	-	○	-	-	
城乾 城乾市民センター		南八代町6-1	297-1566	122	-	○	△	×	○	-	○	-	-	
城乾 城乾公民館		南新在家6-1	297-6625	61	-	○	○	△	○	-	○	-	-	

校 区	施設名	特記 (※)	所在地	電話番号	屋内施設 収容人員 (人)	屋外施設 収容人員 (人)	指定 避難所	指定緊急避難場所								
								洪水		土砂	高潮	地震	津波	大規模 火災		
								L1	L2							
中部 第 二 地 区	安室	安室小学校	7	田寺六丁目11-12	297-5353	1,878	5,088	○	○	○	○	—	○	—	—	
	安室	安室公民館		御立中三丁目3-7	295-8464	67	—	○	×	×	×	—	○	—	—	
	安室	御立公園	8	御立西四丁目1766-1	—	—	8,000	—	—	—	—	—	○	—	○	
	安室	御立前山公園		御立中一丁目612-2外	—	—	5,267	—	—	—	—	—	○	—	—	
	安室東	安室東小学校	7	田寺東二丁目5-1	293-3231	2,141	4,813	○	○	○	○	—	○	—	—	
	安室東	安室中学校		田寺東二丁目6-1	293-2761	2,302	6,664	○	○	○	○	—	○	—	—	
	安室東	姫路高等学校		辻井九丁目1-10	297-2753	3,725	14,845	○	○	○	○	—	○	—	—	
	安室東	安室東公民館		田寺東二丁目2-3	297-0602	588	—	○	○	○	○	—	○	—	—	
	安室東	姫路市立好古学園大学校		田寺東二丁目2-1	297-3363	2,174	—	○	○	○	○	—	○	—	—	
	安室東	生涯学習大学校		田寺東二丁目11-1	297-7494	2,237	—	○	○	○	○	—	○	—	—	
	安室東	田寺テニスコート		田寺東二丁目12-1	298-0571	—	5,110	—	—	—	—	—	○	—	—	
	安室東	安室公園	8	田寺東二丁目791外	—	—	9,000	—	—	—	—	—	○	—	○	
	高岡	高岡小学校	7	西今宿四丁目8-1	297-5008	1,929	5,109	○	○	○	○	—	○	—	—	
	高岡	高丘中学校		山吹一丁目4-13	298-2090	2,384	9,113	○	○	△	○	—	○	—	—	
	高岡	琴陵中学校		山畑新田525	292-5425	2,275	6,905	○	○	○	○	—	○	—	—	
	高岡	琴丘高等学校		今宿668	292-4925	2,954	25,251	○	×	×	×	×	○	—	—	
	高岡	高岡公民館		東今宿五丁目3-40	295-9433	64	—	○	○	×	○	—	○	—	—	
	高岡	高岡市民センター		東今宿五丁目3-20	292-1321	305	—	○	○	△	○	—	○	—	—	
	高岡	高岡第一公園		西今宿三丁目633-11外	—	—	1,333	—	—	—	—	—	○	—	—	
	高岡	高岡市民広場		東今宿五丁目3	—	—	1,700	—	—	—	—	—	○	—	—	
	高岡	名古山霊苑		名古山町	297-5030	—	91,667	—	—	—	—	—	○	—	—	
	高岡西	高岡西小学校	7	上手野1-1	298-0078	1,840	4,554	○	○	△	○	—	○	—	—	
	高岡西	高岡西公民館		上手野41-4	291-0303	68	—	○	○	△	○	—	○	—	—	
	高岡西	秩父山公園	8	下手野二丁目426-4外	—	—	22,667	—	—	—	—	—	○	—	○	
	荒川 区	荒川	荒川幼稚園		町坪127	293-3696	181	1,616	○	○	△	○	○	○	—	—
荒川		荒川小学校	7	井ノ口49-1	298-2754	1,746	4,775	○	○	△	△	体	○	○	—	
荒川		県立姫路商業高等学校		井ノ口468	298-0437	560	—	○	×	×	×	○	○	—	—	
荒川		県立姫路しらさぎ特別支援学校 体育館		苦編688-58	295-2200	485	—	○	×	×	×	○	○	—	—	
荒川		勤労市民会館		中地354	298-3331	797	—	○	△	△	○	○	○	—	—	
荒川		総合スポーツ会館		中地453	293-1321	2,017	—	○	△	△	○	○	○	—	—	
荒川		荒川公民館		町坪127-4	293-6625	67	—	○	○	△	○	○	○	—	—	
荒川		陸上競技場(ウイंक陸上競技場)		中地377-1(手柄山中央公園)	293-8571	—	26,400	—	—	—	—	—	○	—	—	
手柄		手柄小学校	7	延末148-2	293-0227	1,897	4,008	○	△	△	△	体	○	○	—	
手柄		山陽中学校		延末103-1	297-1610	2,261	7,505	○	△	△	○	○	○	—	—	
手柄		中央体育館(ヴィクトリーナ・ウ イंक体育館)		西延末90	298-0951	1,462	—	○	○	△	○	○	○	—	—	
手柄		手柄公民館		延末149-1	289-1043	69	—	○	△	△	○	○	○	—	—	
手柄		姫路球場(ウイंक球場)		飯田540	293-8574	—	22,000	—	—	—	—	—	○	—	—	
手柄	手柄山中央公園	8	西延末440 外、手柄、飯田、 延末、中地外	—	—	125,000	—	—	—	—	—	○	—	○		
手柄	船場川東公園		亀山一丁目225	—	—	3,667	—	—	—	—	—	○	—	—		
城陽	城陽	城陽小学校	7	北条923-1	222-1702	1,581	4,531	○	△	△	—	○	○	—	—	
	城陽	城陽公民館		北条1053-1	288-0943	67	—	○	△	△	—	○	○	—	—	
	城陽	運河公園	8	南条、佃町、三条町1~2丁 目、庄田他	—	—	27,600	—	—	—	—	—	○	—	○	
	城陽	阿保緑地	8	阿保地先	—	—	14,200	—	—	—	—	—	○	—	○	
	城陽	北条緑地		北条250	—	—	1,933	—	—	—	—	—	○	—	—	
	妻鹿 高浜 地区	妻鹿	妻鹿小学校	7	飾磨区妻鹿786-3	245-1120	1,231	5,211	○	△	△	○	△	3	○	○
		妻鹿	飾磨高等学校		飾磨区妻鹿672	245-1121	3,745	6,619	○	○	○	△	3	○	○	—
		妻鹿	妻鹿公民館	5	飾磨区妻鹿170-6	245-6846	102	—	○	×	×	○	※5	○	○	—
妻鹿		浜手緑地妻鹿地区	8	飾磨区妻鹿	—	—	16,000	—	—	—	—	—	○	×	○	
高浜		高浜小学校	7	飾磨区阿成鹿古250	235-1755	1,781	5,875	○	△	△	—	△	○	○	—	
高浜		飾磨東中学校		飾磨区三和町26	235-5875	1,719	7,664	○	△	△	3	—	△	3	○	
高浜		高浜公民館		飾磨区阿成鹿古312	235-9456	65	—	○	△	△	—	△	○	○	—	
高浜	高浜総合公園	8	飾磨区阿成植木1133外	—	—	13,300	—	—	—	—	—	○	○	○		

校 区	施設名	特記 (※)	所在地	電話番号	屋内施設 収容人員 (人)	屋外施設 収容人員 (人)	指定 避難所	指定緊急避難場所						
								洪水		土砂	高潮	地震	津波	大規模 火災
								L1	L2					
飾磨地区	飾磨 飾磨小学校	7	飾磨区恵美酒22	235-1635	2,575	5,948	○	△	△	—	△3	○	○	—
	飾磨 飾磨中部中学校		飾磨区細江206	235-5872	1,512	5,287	○	△	△	—	△	○	○	—
	飾磨 県立飾磨工業高等学校	5	飾磨区細江319	235-1951	508	—	○	△	△	—	× ※5	○	○	—
	飾磨 飾磨市民センター		飾磨区玉地一丁目27	234-1671	470	—	○	△	×	—	△	○	○	—
	飾磨 図書館飾磨分館ホール		飾磨区下野田一丁目1	235-8555	300	—	○	△	△	—	△	○	○	—
	飾磨 飾磨体育館		飾磨区細江104-3	235-1445	392	—	○	○	△	—	△	○	○	—
	飾磨 飾磨公民館		飾磨区宮16	233-8488	68	—	○	△	△	—	△	○	○	—
	飾磨 中島野球場	8	飾磨区中島2558	—	—	7,000	—	—	—	—	—	○	○	○
	飾磨 飾磨中央公園		飾磨区細江520-94外	—	—	5,000	—	—	—	—	—	○	○	—
	飾磨 浜手緑地中島地区	8	飾磨区中島	—	—	8,800	—	—	—	—	—	○	○	○
	飾磨 浜手緑地細江地区	8	飾磨区細江	—	—	4,060	—	—	—	—	—	○	○	○
	飾磨 浜手緑地中島東地区	8	飾磨区中島	—	—	37,300	—	—	—	—	—	○	○	○
	飾磨 ホテルアストンプラザ姫路	4	飾磨区中島763-1	—	—	96	—	—	—	—	—	—	○	—
	飾磨 飾磨大和会館立体駐車場	4	飾磨区細江580	—	—	859	—	—	—	—	—	—	○	—
	飾磨 ラウンドワン姫路飾磨店 立体駐車場	4	飾磨区中島一丁目254	—	—	777	—	—	—	—	—	—	○	—
	飾磨 イオンモール姫路リバーシティー ショッピングセンター 立 体駐車場	4	飾磨区細江520	—	—	8,667	—	—	—	—	—	—	○	—
	飾磨 飾磨大橋	4	飾磨区中島～飾磨区御幸	—	—	400	—	—	—	—	—	—	○	—
	飾磨 中島臨海橋	4	飾磨区中島	—	—	867	—	—	—	—	—	—	○	—
	飾磨 市川浜手大橋	4	飾磨区中島～飾磨区妻鹿	—	—	2,600	—	—	—	—	—	—	○	—
	飾磨 中島阿成跨線橋	4	飾磨区阿成鹿古	—	—	633	—	—	—	—	—	—	○	—
飾磨 飾磨港大橋	4	飾磨区構～飾磨区細江	—	—	1,800	—	—	—	—	—	—	○	—	
飾磨 飾磨臨海大橋	4	飾磨区細江	—	—	4,000	—	—	—	—	—	—	○	—	
津田 津田小学校	7	飾磨区今在家三丁目233	235-5783	1,897	5,335	○	△	△	—	△	○	○	—	
津田 飾磨西中学校		飾磨区構二丁目93	235-5878	2,267	8,257	○	△	△	—	△	○	○	—	
津田 津田公民館	5	飾磨区加茂373-1	234-2132	62	—	○	△	△	—	× ※5	○	○	—	
津田 環境ふれあいセンター	5	飾磨区今在家四丁目30	235-2268	160	—	○	△	△	—	× ※5	○	×	—	
津田 津田公園	8	飾磨区構二丁目179外	—	—	15,000	—	—	—	—	—	○	○	○	
津田 浜手緑地構地区		飾磨区構	—	—	490	—	—	—	—	—	○	○	—	
英賀保 英賀保小学校	7	飾磨区英賀清水町二丁目76	236-1346	2,307	4,754	○	△	△	○	△	○	○	—	
英賀保 英賀保公民館		飾磨区英賀清水町一丁目14	239-4369	65	—	○	△	△	○	△	○	○	—	
英賀保 英賀保幼稚園		飾磨区英賀清水町二丁目73	236-0375	490	540	○	△	△	○	△	○	○	—	
英賀保 矢倉公園	8	飾磨区矢倉町二丁目23	—	—	8,000	—	—	—	—	—	○	○	○	
英賀保 付城公園	8	飾磨区付城二丁目180	—	—	7,000	—	—	—	—	—	○	○	○	
広	八幡 八幡小学校	7	広畑区西蒲田1400-24	236-4555	2,811	6,707	○	△	△	○	○	○	—	—
	八幡 夢前中学校		広畑区才226-1	236-6131	2,441	6,664	○	×	×	×	△	○	—	—
	八幡 八幡公民館		広畑区蒲田三丁目161	239-1796	67	—	○	△	×	○	○	○	—	—
	八幡 西夢前台第二緑地		西夢前台六～八丁目地先(夢前 川右岸)	—	—	7,950	—	—	—	—	—	○	—	—
畑	広畑 広畑小学校	7	広畑区清水町一丁目47	236-5555	1,580	4,885	○	○	△	—	△	○	○	—
	広畑 広畑市民センター		広畑区正門通一丁目7-3	236-2480	872	—	○	△	△	—	△	○	○	—
	広畑 広畑公民館		広畑区本町一丁目53	238-6815	65	—	○	△	△	—	△	○	○	—
	広畑 本町公園		広畑区本町二丁目28	—	—	3,667	—	—	—	—	—	○	○	—
地	広畑 浜手緑地広畑東地区	8	広畑区夢前町二丁目、四丁目	—	—	25,408	—	—	—	—	—	○	○	○
	広畑 浜手緑地広畑鶴町地区	8	広畑区鶴町一丁目、二丁目	—	—	16,748	—	—	—	—	—	○	○	○
	広畑 広畑緑地	8	広畑区北河原町、本町六丁 目、末広町三丁目、東新町三 丁目(夢前川右岸)	—	—	7,000	—	—	—	—	—	○	×	○
	広畑 ホームセンタームサシ 姫路店	4	広畑区夢前町三丁目1-7	—	—	6,000	—	—	—	—	—	—	○	—
区	広畑 ニトリ 姫路広畑店	4	広畑区夢前町一丁目2-3	—	—	1,800	—	—	—	—	—	—	○	—
	広畑二 広畑第二小学校	7	広畑区高浜町三丁目35	236-0865	1,873	6,868	○	△	△	○	△3	○	○	—
	広畑二 広畑中学校	3	広畑区小松町三丁目83	236-5935	3,032	8,248	○	△	△	○	△3	○	○	—
	広畑二 広畑第二公民館	5	広畑区高浜町三丁目21	237-6220	69	—	○	○	△	○	× ※5	○	○	—
	広畑二 広高浜公園	8	広畑区高浜町四丁目1-55外	—	—	9,000	—	—	—	—	—	○	○	○
	広畑二 小坂公園	8	広畑区小坂202外	—	—	7,600	—	—	—	—	—	○	○	○
広畑二 浜手緑地広畑西地区	8	広畑区大町	—	—	7,200	—	—	—	—	—	○	○	○	

	校 区	施設名	特記 (※)	所在地	電話番号	屋内施設 収容人員 (人)	屋外施設 収容人員 (人)	指定 避難所	指定緊急避難場所						
									洪水		土砂	高潮	地震	津波	大規模 火災
									L1	L2					
広畑地区	大津	大津小学校	7	大津区天満1001-4	236-3751	2,094	7,475	○	△	△	—	△3	○	○	—
	大津	大津中学校		大津区長松229	236-9282	2,527	8,717	○	△	△	—	△	○	○	—
	大津	県立姫路南高等学校	5	大津区天満191-5	236-1835	574	—	○	△	△	—	× ※5	○	○	—
	大津	大津公民館		大津区天満883-1	236-1217	64	—	○	○	△	—	△	○	○	—
	南大津	南大津小学校	7	大津区真砂町40-2	236-2415	1,580	4,856	○	○	△	—	△3	○	○	—
	南大津	南大津公民館	6	大津区勘兵衛町一丁目18-2	239-9515	68	—	○	○	△	—	× ※6	○	×	—
網干地区	大津茂	大津茂小学校	7	網干区田井22	273-8453	1,921	5,273	○	△	△	—	△	○	○	—
	大津茂	大津茂公民館		勝原区勝原町16-2	236-6288	63	—	○	△	△	—	△	○	○	—
	大津茂	大津団地第二公園	8	大津区大津町三丁目41	—	—	8,000	—	—	—	—	—	○	○	○
	網干	網干小学校	7	網干区新在家897-1	274-0401	2,005	4,928	○	△	△	—	△	○	○	—
	網干	網干中学校 ※3	5	網干区新在家1320-4	273-6087	2,295	8,427	○	△	△	—	× ※5	○	○	—
	網干	県立網干高等学校		網干区新在家259-1	274-2012	702	—	○	△	△	—	△	○	○	—
	網干	網干市民センター		網干区垣内中町120	274-4772	774	—	○	△	△	—	△	○	○	—
	網干	網干公民館		網干区新在家363-31	273-4499	68	—	○	△	△	—	△	○	○	—
	網干	網干南公園ふれあいの館		網干区新在家246	274-5761	622	1,000	○	○	△	—	△	○	○	—
	網干	エコパークあぼし		網干区網干浜4-1	272-5551	346	—	○	○	○	—	△	○	○	—
	網干	網干テニスコート		網干区新在家1320-4	274-1119	—	2,270	—	—	—	—	—	○	○	—
	網干	網干なぎさ公園	8	網干区新在家246-2	—	—	26,300	—	—	—	—	—	○	×	○
	網干	網干南公園	8	網干区新在家250-1	—	—	12,300	—	—	—	—	—	○	○	○
	網干	垣内公園	8	網干区垣内北町1806	—	—	10,000	—	—	—	—	—	○	○	○
	網干西	網干西小学校	7	網干区浜田24	273-6106	1,369	4,995	○	△	△	—	△	○	○	—
	網干西	網干西公民館	5	網干区興浜1209-1	272-7513	69	—	○	△	×	—	× ※5	○	○	—
	網干西	網干幼稚園		網干区興浜16	272-0429	216	952	○	△	△	—	△	○	○	—
	網干西	網干臨海大橋	4	網干区興浜	—	—	1,800	—	—	—	—	—	—	○	—
	余部	余部小学校	7	余部区上余部643-1	274-1649	1,161	5,164	○	△	△	—	△	○	—	—
	余部	余部公民館		余部区上余部675-7	272-1638	65	—	○	△	×	—	△	○	—	—
旭陽	旭陽小学校	3,7	網干区坂上425-1	273-6688	1,675	4,510	○	△	△	○	△	○	—	—	
旭陽	朝日中学校		網干区坂出1-1	273-5533	2,564	8,990	○	△	△	○	△	○	—	—	
旭陽	旭陽公民館		網干区坂上430-2	273-9849	65	—	○	△	△	○	△	○	—	—	
勝原	勝原小学校	7	勝原区丁735-3	273-6655	1,830	12,619	○	△	△	○	○	○	—	—	
勝原	勝原市民センター		勝原区丁743	274-1648	225	—	○	△	△	○	○	○	—	—	
勝原	勝原公民館		勝原区宮田489-3	274-3701	83	—	○	△	△	○	○	○	—	—	
勝原	旧勝原小学校第2グラウンド		勝原区丁	—	—	11,300	—	—	—	—	—	○	—	—	
勝原	朝日山公園		勝原区朝日谷601-1 外	—	—	1,200	—	—	—	—	—	○	—	—	
灘地区	大塩	大塩小学校	7	大塩町汐咲二丁目19	254-0547	1,371	6,030	○	○	△	○	△	○	○	—
	大塩	大塩中学校		大塩町2213-2	254-5230	1,833	9,292	○	○	○	○	△	○	○	—
	大塩	大塩市民センター		大塩町2211-5	254-5461	197	—	○	○	△	○	△	○	○	—
	大塩	大塩公民館		大塩町汐咲一丁目39	254-3178	74	—	○	○	△	○	△	○	○	—
	的形	的形小学校	7	的形町の形1619	254-0127	1,093	5,560	○	○	○	○	△	○	○	—
	的形	的形公民館	6	的形町の形1358-4	254-3293	61	—	○	○	○	○	× ※6	○	○	—
	的形	的形北公園		的形町の形305-1外	—	—	3,100	—	—	—	—	—	○	○	—
	的形	飾磨消防署 大の出張所	4	的形町の形1804-4	—	—	17	—	—	—	—	—	—	○	—
	的形	国道250号線(八家峠)	4	的形町の形～八家	—	—	3,100	—	—	—	—	—	—	○	—
	八木	八木小学校	7	八家24-2	245-0849	1,074	2,550	○	○	○	○	△	○	○	—
	八木	八木公民館	6	木場1441-32	245-0600	68	—	○	○	△	○	× ※6	○	○	—
	糸引	糸引小学校	7	東山114-1	245-0941	1,415	3,301	○	○	△	○	△3	○	○	—
糸引	糸引公民館		継156-1	245-0049	70	—	○	△	△	○	△	○	○	—	
糸引	兼田緑地		兼田386-4(市川左岸)	—	—	5,300	—	—	—	—	—	○	×	—	



	校 区	施設名	特記 (※)	所在地	電話番号	屋内施設 収容人員 (人)	屋外施設 収容人員 (人)	指定 避難所	指定緊急避難場所						
									洪水		土砂	高潮	地震	津波	大規模 火災
									L1	L2					
灘 地 区	白浜	白浜幼稚園	6	白浜町甲842-2	245-0077	285	1,762	○	△	△	○	× ※6	○	○	—
	白浜	白浜小学校	7	白浜町甲458	245-4521	2,002	3,253	○	○	△	○	△	○	○	—
	白浜	灘中学校		白浜町神田一丁目33	245-0226	2,582	6,807	○	○	△	△体	△	○	○	—
	白浜	灘市民センター		白浜町宇佐崎中二丁目520	246-0852	733	—	○	△	△	○	△3	○	○	—
	白浜	白浜公民館		白浜町甲350-7	246-4499	68	—	○	○	△	○	△	○	○	—
	白浜	白浜グラウンド		白浜町丙577	—	—	6,670	—	—	—	—	—	○	○	—
	白浜	灘浜グラウンド	8	白浜町字灘浜	—	—	10,670	—	—	—	—	—	○	○	○
	白浜	灘浜緑地	8	白浜町8外	—	—	9,530	—	—	—	—	—	○	○	○
	白浜	宇佐崎公園		白浜町宇佐崎中二丁目666	—	—	4,333	—	—	—	—	—	○	○	—
	白浜	白浜西山公園		白浜町1355	—	—	1,200	—	—	—	—	—	○	○	—
	白浜	浜手緑地白浜地区	8	白浜町甲912-1外	—	—	28,900	—	—	—	—	—	○	○	○
	白浜	灘南緑道	8	白浜町宇佐崎中三丁目120外	—	—	8,000	—	—	—	—	—	○	○	○
	白浜	宇佐崎跨線橋	4	白浜町宇佐崎中	—	—	833	—	—	—	—	—	—	○	—
	東 部 地 区	花田	花田小学校	7	花田町勅旨264-2	253-8118	1,731	4,449	○	△	△	○	—	○	—
花田		花田中学校		花田町小川1246-1	253-7475	2,049	7,782	○	○	○	△体	—	○	—	—
花田		東市民センター		花田町加納原田888-1	253-3986	633	—	○	○	○	○	—	○	—	—
花田		花田公民館		花田町小川1074-3	252-5798	66	—	○	○	△	○	—	○	—	—
花田		球技スポーツセンター	8	花田町加納原田813	253-2001	—	19,600	—	—	—	—	—	○	—	○
花田		一本松緑地	8	花田町一本松地先(市川左岸)	—	—	11,900	—	—	—	—	—	○	—	○
花田		花田中央公園	8	花田町小川420外	—	—	12,300	—	—	—	—	—	○	—	○
花田		お通緑地		花田町小川地先(市川左岸)	—	—	4,400	—	—	—	—	—	○	—	—
谷内		谷内小学校	7	飾東町八重畑130-1	262-0001	950	3,334	○	○	△	○	—	○	—	—
谷内		谷内公民館		飾東町八重畑1032-2	262-0261	66	—	○	○	×	○	—	○	—	—
谷内		谷内公園		飾東町八重畑1032-2	—	—	1,600	—	—	—	—	—	○	—	—
谷外		谷外小学校	7	飾東町豊国560	253-3400	1,159	3,559	○	×	×	×	—	○	—	—
谷外		城山中学校		飾東町豊国1163-5	253-1047	1,420	5,959	○	○	○	○	—	○	—	—
谷外		谷外公民館		飾東町豊国63-1	252-3257	70	—	○	×	×	×	—	○	—	—
御国野		御国野小学校	7	御国野町御着1049-3	252-3696	1,666	6,135	○	○	△	○	—	○	—	—
御国野		御国野公民館		御国野町御着1142-8	253-1876	82	—	○	○	○	○	—	○	—	—
四郷		四郷学院(前期課程)	7	四郷町坂元227	252-3636	2,153	3,482	○	×	×	×	○	○	○	—
四郷		四郷学院(後期課程)	3	四郷町坂元345-2	252-1467	2,049	4,861	○	○	○	△体	○	○	○	—
四郷		四郷公民館		四郷町坂元258-1	252-1424	64	—	○	×	×	×	○	○	○	—
四郷		見野の郷交流館		四郷町見野964-5	252-6659	100	—	○	○	○	○	○	○	○	—
四郷	埋蔵文化財センター		四郷町坂元414-1	252-3950	30	—	○	○	△	○	○	○	○	—	
四郷	県立姫路特別支援学校体育館		四郷町東阿保476-1	285-3765	270	—	○	×	×	○	○	○	○	—	
四郷	東阿保緑地	8	四郷町東阿保地先(市川左岸)	—	—	19,000	—	—	—	—	—	○	×	○	
別所	別所小学校	7	別所町別所673	252-0849	1,200	4,228	○	×	×	×	○	○	—	—	
別所	東中学校		別所町別所五丁目30-2	252-6210	1,808	6,007	○	○	○	○	○	○	—	—	
別所	県立姫路別所高等学校		別所町北宿303	253-0755	503	—	○	×	×	×	○	○	—	—	
別所	別所公民館		別所町別所1717-4	253-0696	69	—	○	○	○	○	○	○	—	—	
北 部 地 区	城北	城北小学校	7	伊伝居600-2	224-5457	1,885	4,252	○	△	△3	○	—	○	—	—
	城北	県立姫路西高等学校		北八代二丁目1-33	281-6621	560	—	○	△	△	○	—	○	—	—
	城北	県立姫路工業高等学校		伊伝居600-1	284-0111	519	—	○	△	△	○	—	○	—	—
	城北	城北公民館		伊伝居490-2	289-1539	66	—	○	△	△	○	—	○	—	—
	広峰	広峰小学校	7	峰南町2-1	281-3071	2,034	7,268	○	△	△	○	—	○	—	—
	広峰	広嶺中学校		峰南町2-43	222-2756	2,464	9,609	○	△	△	○	—	○	—	—
	広峰	県立姫路公園競馬場		広峰二丁目7-80	282-5181	1,242	—	○	○	△	○	—	○	—	—
	広峰	姫路獨協大学		上大野七丁目2-1	223-9199	1,325	—	○	×	×	×	—	○	—	—
	広峰	城北公園	8	広峰一丁目、二丁目	—	—	26,600	—	—	—	—	—	○	—	○
	増位	増位小学校	7	白国五丁目9-1	284-0746	1,534	5,423	○	○	○	△体	—	○	—	—
	増位	増位中学校		増位新町二丁目4-1	224-9110	2,036	6,256	○	○	△	○	—	○	—	—
	増位	増位公民館		白国一丁目1番16号	284-3550	70	—	○	○	△	○	—	○	—	—
	水上	水上小学校	7	西中島382	223-2074	2,005	3,560	○	△	×	○	—	○	—	—
水上	花の北市民広場 (水上公民館併設、花北体育館 含む)		増位新町二丁目12	289-0815	872	—	○	△	×	○	—	○	—	—	
水上	大日河原緑地		野里952-7地先(市川右岸)	—	—	7,500	—	—	—	—	—	○	—	—	



	校 区	施設名	特記 (※)	所在地	電話番号	屋内施設 収容人員 (人)	屋外施設 収容人員 (人)	指定 避難所	指定緊急避難場所						
									洪水		土砂	高潮	地震	津波	大規模 火災
									L1	L2					
北 部 地 区	砥堀	砥堀小学校	7	砥堀1240-3	264-0020	1,244	5,350	○	△	×	○	—	○	—	—
	砥堀	砥堀公民館		砥堀1152-1	264-6423	67	—	○	△	×	○	—	○	—	—
	豊富	豊富小中学校	7	豊富町御蔭925	264-0021	3,527	13,232	○	○	○	○	—	○	—	—
	豊富	豊富公民館		豊富町御蔭1118	264-1477	68	—	○	○	○	○	—	○	—	—
	豊富	豊富球場	8	豊富町豊富3910-1	—	—	14,600	—	—	—	—	—	○	—	○
	船津	船津小学校	7	船津町921-2	232-0040	955	3,820	○	○	○	—	—	○	—	—
	船津	神南中学校		船津町3937	232-0008	1,620	6,932	○	○	○	—	—	○	—	—
	船津	船津公園ふれあいの館		船津町3288	232-5406	605	933	○	○	×	—	—	○	—	—
	船津	船津公園	8	船津町3288他	—	—	8,900	—	—	—	—	—	○	—	○
	山田	山田小学校	7	山田町北山田108	263-2018	1,020	4,039	○	○	○	○	—	○	—	—
山田	山田公民館		山田町北山田109-6	263-2001	62	—	○	○	○	○	—	○	—	—	
山田	牧野丸山公園		山田町牧野699-14	—	—	5,567	—	—	—	—	—	○	—	—	
西 部 地 区	青山	青山小学校	7	青山北三丁目42-1	267-0082	1,934	4,129	○	○	○	△体	—	○	—	—
	青山	青山公民館		青山五丁目2-1	266-7704	71	—	○	○	△	○	—	○	—	—
	白鳥	白鳥小学校	7	飾西341	266-0073	1,769	2,991	○	○	×	○	—	○	—	—
	白鳥	大白書中学校		飾西652	266-0154	2,268	7,587	○	○	△	×	—	○	—	—
	白鳥	県立姫路飾西高等学校		飾西148-2	266-5355	741	—	○	×	×	×	—	○	—	—
	白鳥	西市民センター		飾西728-5	266-6100	430	—	○	×	×	×	—	○	—	—
	白鳥	白鳥公民館		飾西85-1	267-3750	68	—	○	○	△	○	—	○	—	—
	白鳥	飾西公園	8	町田19-1	—	—	8,300	—	—	—	—	—	○	—	○
	曾左	曾左小学校	7	書写634-51	266-1073	2,098	7,735	○	○	△	○	—	○	—	—
	曾左	書写中学校		書写台二丁目34	267-1703	2,652	8,324	○	×	×	×	—	○	—	—
	曾左	県立大学姫路工学キャンパス		書写2167	266-1661	1,156	11,909	○	○	○	△体	—	○	—	—
	曾左	曾左公民館		書写2961-1	266-8736	66	—	○	×	×	×	—	○	—	—
	曾左	曾左幼稚園		書写台一丁目62-1	266-0110	155	660	○	○	○	○	—	○	—	—
	曾左	書写養護学校体育館		書写台三丁目148-1	266-0028	217	—	○	○	○	○	—	○	—	—
曾左	書写中央公園	8	書写634-161	—	—	16,300	—	—	—	—	—	○	—	○	
峰 相 太 市 林 田 伊 勢	峰相	峰相小学校	7	打越582-1	266-8838	1,887	6,063	○	○	△	○	—	○	—	—
	峰相	峰相公民館		六角278-3	267-0052	66	—	○	○	×	○	—	○	—	—
	太市	太市小学校	7	西脇507	269-0310	840	3,348	○	○	○	○	—	○	—	—
	太市	太市公民館		西脇439-8	269-1374	63	—	○	○	△	○	—	○	—	—
	太市	県立こどもの館		太市中915-49	267-1153	631	—	○	—	—	—	—	—	—	—
	太市	桜山公園	8	太市中275-1	—	—	28,900	—	—	—	—	—	○	—	○
	林田	林田小学校	7	林田町六九谷523	261-2005	1,461	6,095	○	△	△	○	—	○	—	—
	林田	林田中学校		林田町林田33	261-2013	1,213	5,667	○	△	△	○	—	○	—	—
	林田	林田公民館		林田町林田13	261-2287	69	—	○	△	△	○	—	○	—	—
	林田	聖ヶ岡公園		林田町林田10-4外	—	—	4,467	—	—	—	—	—	○	—	—
伊勢	伊勢小学校	7	林田町上伊勢886-1	261-2062	868	4,977	○	○	○	○	—	○	—	—	
伊勢	伊勢公民館		林田町上伊勢1077-5	261-2719	120	—	○	×	×	×	—	○	—	—	
家 島 地 区	家島	家島小学校	7	家島町真浦2141	325-0059	391	950	○	○	○	△校	△	○	×	—
	家島	家島中学校		家島町宮1877-2	325-0049	1,412	2,746	○	○	○	○	○	○	○	—
	家島	県立家島高等学校		家島町宮1759-1	325-0165	310	—	○	○	○	△体	○	○	○	—
	家島	宮区民総合センター		家島町宮1049	325-0005	54	—	○	○	○	○	△	○	○	—
	家島	宮区民会館		家島町宮1055	325-0224	56	—	○	○	○	○	△	×	○	—
	家島	宮防災会館		家島町宮1631-2	325-8055	45	—	○	○	○	○	△	○	○	—
	家島	家島宮老人の家		家島町宮1443	325-2460	25	—	○	○	○	○	○	○	○	—
	家島	家島保健福祉サービスセンター		家島町宮2169	325-1428	349	—	○	×	×	×	△	○	○	—
	家島	真浦区民総合センター		家島町真浦571	325-0214	25	—	○	○	○	○	△	○	○	—
	家島	真浦区民会館		家島町真浦2379	325-2236	14	—	○	○	○	○	△	×	○	—
	家島	家島幼稚園		家島町真浦2152	325-1802	347	376	○	×	×	×	○	○	○	—
	家島	家島公民館		家島町真浦2137-1	325-2331	53	—	○	○	○	○	△	○	○	—
	家島	家島B&G海洋センター	3	家島町真浦1732-73	325-1000	611	4,804	○	○	○	○	○	○	○	—
	家島	家島老人福祉センター		家島町真浦1769	325-2330	95	50	○	○	○	○	○	○	○	—
家島	家島男鹿老人の家	5	家島町宮2165-11	325-2007	30	25	○	×	×	×	※5	○	○	—	



## 大規模避難場所一覧

ブロック区分	避難場所名	面積（開設）	収容可能人員
中部	手柄山中央公園	37.0ha	125,000人
	運河公園	8.3ha	27,600人
	姫路公園（大手前公園）	2.5ha	8,400人
	日ノ出緑地	5.2ha	17,500人
	市川台緑地	3.9ha	12,900人
	秩父山公園	6.8ha	22,600人
	安室公園	2.7ha	9,000人
	御立公園	2.4ha	8,000人
	阿保緑地	4.3ha	14,200人
東部	球技スポーツセンター	5.8ha	19,600人
	一本松緑地	3.6ha	11,900人
	花田中央公園	3.7ha	12,300人
	東阿保緑地	6.1ha	19,000人
西部	飾西公園	2.5ha	8,300人
	桜山公園	8.7ha	28,900人
	書写中央公園	4.9ha	16,300人
北部	姫路公園（シロトピア記念公園）	7.0ha	23,400人
	城北公園	8.0ha	26,600人
	船津公園	2.7ha	8,900人
	豊富球場	4.4ha	14,600人
飾磨	津田公園	4.5ha	15,000人
	矢倉公園	2.4ha	8,000人
	浜手緑地中島（中島野球場を含む）・中島東・細江・妻鹿	40.1ha	73,160人
	高浜総合公園	4.0ha	13,300人
灘	付城公園	2.1ha	7,000人
	浜手緑地白浜地区	12.7ha	28,900人
	灘南緑道	2.4ha	8,000人
広畑	灘浜緑地（灘浜グラウンドを含む）	6.1ha	20,200人
	浜手緑地広畑鶴町・広畑西・広畑東	18.5ha	49,350人
	広畑緑地	2.1ha	7,000人
	小坂公園	2.3ha	7,600人
網干	広高浜公園	2.7ha	9,000人
	大津団地第二公園	2.4ha	8,000人
	網干なぎさ公園	7.7ha	26,300人
	網干南公園	4.1ha	12,300人
夢前	垣内公園	3.0ha	10,000人
	前之庄東緑地	2.4ha	8,100人
香寺	香寺総合公園スポーツセンター	2.8ha	13,836人
	犬飼河川公園	2.3ha	7,800人

注：① 近隣公園以上の規模を有する公園で、既に開設されている2ha以上のものを選定した。

② 姫路公園の開設面積は、大手前公園、シロトピア記念公園の面積とした。

③ スポーツ施設は、公園内に立地するもの及び空地の少ないものは省いた。

④ 収容人員は、1人当たり3㎡で計算し、100人未満は切り捨てた。

⑤ 大規模な火事時における指定緊急避難場所としても指定している。

## 津波避難ビル・場所一覧

校区	区分	名称	所在地
白浜	津波避難場所	宇佐崎跨線橋	白浜町宇佐崎中
飾磨	津波避難ビル	ホテル アストンプラザ姫路	飾磨区中島763-1
		飾磨大和会館 立体駐車場	飾磨区細江580
		ラウンドワン姫路飾磨店 立体駐車場	飾磨区中島一丁目254
		イオンモール姫路リバーシティー ショッピングセンター 立体駐車場	飾磨区細江520
	津波避難場所	飾磨大橋	飾磨区中島～飾磨区御幸
		中島臨海橋	飾磨区中島
		市川浜手大橋	飾磨区中島～飾磨区妻鹿
		中島阿成跨線橋	飾磨区阿成鹿古
		飾磨港大橋	飾磨区構～飾磨区細江
		飾磨臨海大橋	飾磨区細江
広畑	津波避難ビル	ニトリ 姫路広畑店	広畑区夢前町一丁目2-3
英賀保	津波避難ビル	ホームセンタームサシ 姫路店	広畑区夢前町三丁目1-7
網干西	津波避難場所	網干臨海大橋	網干区興浜
八木	津波避難場所	国道250号線（八家峠）	的形町の形～八家
的形	津波避難ビル	飾磨消防署 大的出張所	的形町の形1804-4

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の災害時要援護者関連施設一覧

校区	施設名	所在地	電話番号	災害種別			
				土砂	洪水	高潮	内水
	施設数		920	94	835	338	424
青山	國富胃腸病院 (病院)	青山3丁目33-1	266-2355		●		●
青山	國富胃腸病院 (介護医療院)	青山3丁目33-1	266-2355		●		●
青山	姫路市立青山小学校	青山北三丁目42-1	267-0082	●			
青山	宿泊型児童館「星の子館」	青山1470-24	267-3050	●			
青山	姫路市立青山幼稚園	青山北三丁目42-2	267-0085	●			
青山	デイサービス オーリョク青山	青山一丁目22-5	267-6311		●		●
青山	青山放課後児童クラブ	青山北三丁目42番1号	267-0595	●			
青山	くにとみ キッズハウス	青山三丁目33番1号	266-2355		●		
青山	ケアハウス青山苑	青山1470-141	267-7111	●			
青山	ほのぼの青山	西夢前3丁目1	0791-64-0101		●		
青山	青山の郷	青山1丁目35-5	260-7284		●		●
青山	オーリョク青山	青山1丁目22-5	267-6311		●		
青山	NPO法人 はなのいえ	青山北三丁目13-8	268-0087		●		
青山	老人協宿舍あおやま	青山4丁目8-5	267-2797		●		●
青山	放課後等デイサービスブランコ	西夢前2丁目17番地	266-8888		●		
英賀保	広英保育園	飾磨区英賀西町二丁目33	236-0406		●	●	
英賀保	やぐら保育園	飾磨区英賀駅前町82-6	236-6878		●	●	●
英賀保	やぐら保育園 (分園)	飾磨区英賀駅前町74-1	230-1122		●	●	
英賀保	社会医療法人 松藤会 入江病院	飾磨区英賀春日町2丁目25	239-4941		●	●	●
英賀保	デイサービス ふじみ苑	飾磨区富士見ヶ丘町14-11	230-1580	●			
英賀保	姫路市立英賀保小学校	飾磨区英賀清水町二丁目76	236-1346		●	●	
英賀保	英賀保放課後児童クラブ	飾磨区英賀清水町二丁目76	238-2522		●	●	●
英賀保	コージー児童クラブ	飾磨区高町1丁目179-2	280-3607		●	●	●
英賀保	グループホームあい	飾磨区西浜町一丁目23-6	238-3770		●	●	
英賀保	GHサンライズ	飾磨区英賀西町一丁目60-2	280-5960		●	●	
英賀保	ブレイジム	飾磨区英賀宮台51	227-4110		●	●	
英賀保	姫路市立英賀保幼稚園	飾磨区英賀清水町2-73	236-0375		●	●	
英賀保	アルバあがほ保育園	飾磨区英賀清水町2丁目7番地	230-0911		●	●	●
英賀保	はいしゃさんの保育園	飾磨区英賀清水町1丁目31番2	280-9900		●	●	●
英賀保	社会医療法人松藤会 ビヨちゃん保育園	飾磨区英賀春日町2丁目25	239-4914		●	●	●
英賀保	姫路ヤクルト販売㈱英賀保センター保育所	飾磨区若宮町19-2	239-6887		●	●	
英賀保	保育所 ちびっこランド あがほ園	飾磨区山崎174-1	227-7586		●	●	●
英賀保	ヘルパーステーション 笑む	飾磨区英賀駅前町22番地プライム英賀保107	280-5801		●	●	
英賀保	アウル英賀保デイサービス	飾磨区英賀清水町二丁目6	230-3088		●	●	●
英賀保	ニチイケアセンター英賀保	飾磨区英賀清水町1丁目38番地	230-4060		●	●	●
英賀保	やまさん家のデイサービス	飾磨区中浜町1-110	230-0130		●	●	●
英賀保	リハビリデイサービスセンターりはびり本舗	飾磨区城南町1丁目9	240-7496		●	●	●
英賀保	リリーフあがほ	飾磨区英賀春日町2丁目11	238-5855		●	●	●
英賀保	ケアビレッジ飾磨高町	飾磨区高町2丁目254	224-0555		●	●	●
英賀保	Kids care Support Step	飾磨区城南町二丁目36番地2	228-1208		●	●	●
英賀保	ひなげしの家	飾磨区英賀宮町1丁目22	230-0822		●	●	●
英賀保	宙船	苫編262-2	260-7260	●			
助野	夢前リハビリセンター	夢前町助野796-1	336-3636	●			
助野	ゆめさきの家	夢前町助野1784-1	336-2525	●			
助野	ろはうす	夢前町助野1772-1	336-2525	●			
網干	広畑めばえ保育園 (分園)	網干区垣内北町1740-4	272-5747		●	●	●
網干	瑠璃こども園	網干区大江島寺前町120-2	272-0205		●	●	●
網干	網干保育園	網干区新在家662	272-0623		●	●	●
網干	網干児童センター	網干区垣内中町120	274-4732		●	●	
網干	姫路市立網干小学校	網干区新在家897-1	274-0401		●	●	
網干	瑠璃よこはまこども園	網干区余子浜2001番地	271-4580		●	●	●
網干	瑠璃放課後児童クラブ	網干区余子浜2001番地	271-4580		●	●	●
網干	網干放課後児童クラブ	網干区新在家897-1	274-2202		●	●	
網干	姫路市立網干中学校	網干区新在家1320-4	273-6087		●	●	
網干	親愛産婦人科	網干区垣内中町260	271-6666		●	●	●
網干	やわらぎの家	網干区新在家2075-35	280-3946		●	●	●
網干	デイサービスなぎさ	網干区新在家1382-2	272-7123		●	●	
網干	パワリハデイサービスアロハ	網干区新在家1287-11	280-8022		●	●	
網干	希望デイサービスセンター	網干区垣内西町1748番	272-7277		●	●	
網干	古民家デイサービスぬくもり	網干区新在家1297	280-6647		●	●	
網干	あぼしリサイクル事業所	網干区網干浜4番地1	273-8889		●	●	
網干	なぎさホーム	網干区新在家1382-2	272-7123		●	●	●
網干	サンホーム網干	網干区北新在家104	079-425-7500		●	●	●
網干西	きらめ樹	網干区興浜907-142	272-0125		●	●	
網干西	かがや樹	網干区興浜907-142	272-0125		●	●	
網干西	ぬかちゃん福祉作業所	網干区興浜907-186	274-0474		●	●	
網干西	山田病院	網干区興浜39	273-8311		●	●	
網干西	あゆみ愛小規模多機能	網干区浜田83番地11	274-3543		●	●	●
網干西	姫路市立網干幼稚園	網干区興浜16	272-0429		●	●	
網干西	姫路市立網干西小学校	網干区浜田24	273-6106		●	●	
網干西	網干西放課後児童クラブ	網干区浜田24	273-1622		●	●	●
網干西	マリア幼稚園	網干区浜田816-6	272-4663		●	●	
網干西	あさひ網干	網干区興浜1415-7	262-6306		●	●	●
網干西	特別養護老人ホーム銀の權	網干区興浜907-202	272-5555		●	●	
網干西	銀の權	網干区興浜907-202	272-5555		●	●	
網干西	あゆみ愛グループホーム	網干区浜田95番地1	273-1109		●	●	●
網干西	あゆみ愛デイサービスセンター	網干区浜田96	273-1008		●	●	●
網干西	やまさん家の学校	網干区興浜907-216	273-5556		●	●	

校区	施設名	所在地	電話番号	災害種別			
				土砂	洪水	高潮	内水
網干西	ヴィラ陽の葵	網干区興浜 9 0 7 - 4 8 8	06-7670-2288		●	●	
網干西	風の谷デイサービス	網干区興浜 1 3 3 5 番地 7	240-8666		●	●	●
荒川	姫路若葉保育園 (玉手分園)	玉手631	298-6855		●	●	
荒川	しげる幼稚園	町坪125	297-1289		●		●
荒川	若葉福祉作業所	玉手426-2	293-4048		●		
荒川	姫路市立荒川小学校	井ノ口49-1	298-2754	●	●		
荒川	県立姫路商業高等学校	井ノ口468	298-0437	●			
荒川	きづき保育園	姫路市苜編396番地7	287-9018		●	●	●
荒川	県立姫路しらさぎ特別支援学校	苜編688-58	295-2200	●			
荒川	姫路市立荒川幼稚園	町坪127	293-3696		●		●
荒川	荒川放課後児童クラブ	井ノ口49-1	298-2523	●	●		
荒川	くるみ助産院	玉手4丁目70番地1	243-0355		●	●	
荒川	大室整形外科脊椎・関節クリニック	中地371	293-3355		●		
荒川	うたごえ保育園	井ノ口184-1	260-7000		●		
荒川	トイボックス今宿	土山7丁目832-11	293-5551		●		
荒川	姫路プレッサ保育園	中地 3 6 7 - 1	297-2023		●		●
荒川	姫路若葉保育園	西庄甲367-1	298-6300		●		
荒川	姫路若葉保育園岡田分園	岡田254-1	269-9654		●		●
荒川	荒川ひまわり保育園	玉手3丁目510	234-7801		●	●	●
荒川	専徳寺ひろはた保育園とまみ分園	苜編401-1	236-2888		●	●	●
荒川	すずらんの家	中地430-1	235-7200		●		
荒川	グループホームサンライフ西庄	西庄甲 8 7 - 1	299-3503		●		●
荒川	こずもデイサービスセンター	井ノ口 1 6 8 - 5	298-8133		●		
荒川	小規模多機能ホームサンライフ岡田	岡田 5 1 番地	299-6565		●		●
荒川	地域密着型特別養護老人ホームサンライフ西庄	西庄甲 8 7 - 1	299-3500		●		●
荒川	特別養護老人ホームサン・ビレッジ姫路	町坪 4 6 8	298-0105		●		
荒川	サンホーム英賀保	苜編南 2 丁目 2 7	079-425-7500		●	●	●
荒川	わかばや	岡田254-1	269-9874		●		●
家島	姫路市立家島幼稚園	家島町真浦2152	325-1802	●			
家島	真浦幼稚園	家島町真浦2228	325-0810	●			
家島	県立家島高等学校 (校舎)	家島町宮1759-1	325-0165	●			
家島	真浦クリニック	家島町真浦2379-1	325-0995	●			
家島	国民健康保険家島診療所	家島町宮2169	325-0485	●		●	
家島	姫路市立家島小学校	家島町真浦2141	325-0059	●		●	
伊勢	伊勢保育所	林田町上伊勢1099-1	261-2162	●			
伊勢	伊勢放課後児童クラブ	林田町上伊勢886-1	261-4110	●			
糸引	糸引保育園	継145-1	246-2299		●	●	●
糸引	姫路東こども園	東山49-1	245-5252		●	●	●
糸引	きゃのら	継226番地1	262-6994		●	●	
糸引	グループホームうさぎ	東山 5 7 7 番地	246-7800		●	●	●
糸引	デイサービス花	奥山 4 0 1 - 1	245-0825		●	●	●
糸引	錦デイサービス	北原 3	245-8884		●	●	●
糸引	特別養護老人ホームうさぎ	東山 5 7 7 番地	246-7800		●	●	●
糸引	姫路市立糸引幼稚園	東山91-18	245-0646		●	●	
糸引	姫路市立糸引小学校	東山114-1	245-0941		●	●	
糸引	糸引放課後児童クラブ	東山114-1	246-5535		●	●	●
糸引	アイランド保育園	北原313-13	240-7812		●		●
糸引	第二姫路東こども園	東山152-1	263-8559		●	●	●
糸引	保育園つばみ東山	東山243-4	246-8710		●	●	●
大塩	清山荘	大塩町1094-7	254-5066	●			
大塩	医療法人 山伍会 播磨大塩病院	大塩町1096	254-0321	●			
大塩	姫路市立大塩幼稚園	大塩町汐咲2-20-2	254-0057		●	●	
大塩	姫路市立大塩小学校	大塩町汐咲2-19	254-0547		●	●	
大塩	姫路市立大塩中学校	大塩町2213-2	254-5230		●	●	
大塩	大塩放課後児童クラブ	四郷町大塩町汐咲二丁目19番地	254-2126		●	●	
大塩	大塩保育所	大塩町2077-5	254-0630		●	●	●
大塩	井野病院	大塩町汐咲一丁目27番地	254-5553		●	●	●
大塩	どんぐり保育園	大塩町汐咲 2 丁目 1	254-3886		●	●	●
大塩	介護老人保健施設しおさきヴィラ (老人保健施設)	大塩町汐咲 1 - 2 5	254-5767		●	●	●
大塩	介護老人保健施設しおさきヴィラ (通所リハビリテーション)	大塩町汐咲 1 - 2 5	254-5767		●	●	●
大塩	しおさきケアコート	大塩町汐咲 1 丁目 9	254-5717		●	●	●
大津	障害福祉サービス事業所きらら	大津区平松511	274-7550		●		
大津	いねいぶる	大津区新町一丁目55 バティオ酒木201号、203号	0791-62-5488		●	●	
大津	大津放課後児童クラブ	大津区天満1001-4	236-8060		●	●	
大津	大津ひかり作業所	大津区天満674-3	239-6141		●	●	
大津	こども発達支援センターポレボレの木	大津区天満191-3	280-4150		●	●	
大津	姫路市立大津幼稚園	大津区天満1606	236-1528		●	●	
大津	姫路市立大津小学校	大津区天満1001-4	236-3751		●	●	
大津	姫路市立大津中学校	大津区長松229	236-9282		●	●	
大津	みのり保育園	大津区天満 1 1 3 6	236-2369		●	●	●
大津	就労継続支援B型グリーン	大津区天満984-1	236-1078		●	●	
大津	ふるさとのたより姫路	大津区長松68-1	230-1210		●	●	
大津	あさひ大津	大津区長松264-4	289-5255		●	●	
大津	デイサービスENERGY	大津区天満 2 7 6 - 5	230-1220		●	●	●
大津	デイサービスセンターアムール平松	大津区平松 4 9 5 番地 1	274-1171		●	●	
大津	デイサービスそっ啄	大津区天満 1 5 7 5	230-4558		●	●	●
大津	デイサービス播・さばーい	大津区天神町一丁目 4 8 - 6	230-1080		●	●	●
大津	ブルーミングケア大津	大津区平松 2 3 7 番地 6	280-5490		●	●	●
大津	ひまわりサロン網干	大津区真砂町1-2	237-2020		●	●	
大津	レッツ倶楽部姫路	大津区平松 2 3 3 番地 2 0	274-1702		●	●	●
大津	姫路医療生協デイサービスおおつ	大津区天満 1 0 4 7 - 1	238-5301		●	●	
大津	アムール平松	大津区平松 4 9 5 - 1	277-2252		●	●	



校区	施設名	所在地	電話番号	災害種別			
				土砂	洪水	高潮	内水
大津	姫路医療生協小規模多機能ホームおおつ	大津区天満1047-1	238-5303		●	●	
大津茂	勝原保育園	勝原区宮田143-3	272-4623		●	●	●
大津茂	大津茂放課後児童クラブ	網干区田井256-1	273-8832		●	●	
大津茂	Quality of Life 宮田デイサービスセンター	勝原区宮田143-1	272-0720		●	●	●
大津茂	看護小規模多機能ケアぬくもり	勝原区宮田190-1	272-8508		●	●	
大津茂	ケアホームぬくもり2号館	勝原区宮田190-1	271-3003		●	●	
大津茂	大津みやび野デイサービスセンター	大津区大津町1丁目31番地111	236-7750		●	●	●
大津茂	特別養護老人ホーム大津みやび野ホーム	大津区大津町1丁目31番111	236-7760		●	●	●
大津茂	やながせ保育園(分園)	大津区大津町一丁目31-111	236-3100		●	●	●
大津茂	姫路市立大津茂小学校	網干区田井22	273-8453		●	●	
大津茂	夢門塾ゆうゆう網干	網干区田井106-1	280-4718		●	●	
大津茂	桃李園	網干区田井78-1	229-9054		●	●	●
大津茂	ちあいの里	勝原区宮田61-3	227-9855		●	●	●
置塩	三恵城山こども園	夢前町宮置79-2	335-0465		●		
置塩	姫路市立置塩小学校	夢前町宮置235	335-2252	●	●		
置塩	姫路市立置塩中学校	夢前町又坂50	335-0279	●	●		
置塩	グループホーム千手荘	夢前町宮置819番地	335-3396	●	●		
置塩	置塩放課後児童クラブ	夢前町宮置235	335-3353		●		
勝原	朝日ノ里グループホーム絆	勝原区朝日谷46-1	272-5212		●	●	●
勝原	のぎ保育園	勝原区勝山町133-564	273-1613	●			●
勝原	姫路市立勝原小学校	勝原区丁735-3	273-6655		●	●	
勝原	勝原放課後児童クラブ	勝原区丁735-3	273-6881		●		
勝原	姫路市立勝原幼稚園	勝原区丁715-1	272-1600		●	●	
勝原	やながせ保育園	勝原区下太田571	273-0046		●		●
勝原	専徳寺保育園勝原駅前分園	勝原区熊見96-14	239-5888		●	●	●
勝原	勝原保育園分園	勝原区山戸113-6	274-2442		●	●	
勝原	デイサービスセンターヤマト・RINぬくもり	勝原区山戸83番地の1	271-3003		●		●
勝原	デイサービスみんなのいえ	勝原区山戸223-11	273-5825		●	●	
勝原	勝原デイ・サービスセンター	勝原区下太田573	273-1311		●		
勝原	勝原第二デイサービスセンター	勝原区下太田201	271-5550		●		●
勝原	第二姫路・勝原ホーム(特別養護老人ホーム)	勝原区下太田201	272-5524		●	●	
勝原	第二姫路・勝原ホーム(小規模多機能型)	勝原区下太田201	272-5524		●		●
勝原	特別養護老人ホーム姫路・勝原ホーム	勝原区下太田573	273-1311		●		
勝原	姫路・勝原ホーム認知症対応型共同生活介護	勝原区下太田573	273-1311		●		
勝原	ケアホームぬくもり1号館	勝原区山戸83-1	271-3003		●	●	●
勝原	放課後等デイサービス絆宝	勝原区丁513番地2	240-7957		●		
勝原	三音の家	勝原区丁107-1	271-3211		●		●
旭陽	網干れんげ保育園	網干区坂出184	274-2620		●	●	●
旭陽	デイサービスシュシュ	網干区津市場780-2	240-6209		●	●	
旭陽	社会医療法人 三栄会 ツカザキ病院	網干区和久68-1	272-8555		●	●	●
旭陽	姫路市立旭陽小学校	網干区坂上425-1	273-6688		●	●	
旭陽	旭陽放課後児童クラブ	網干区坂上425-1	273-6733		●	●	●
旭陽	放課後児童クラブれんげ	網干区坂出81-6	274-2620		●	●	●
旭陽	姫路市立旭陽幼稚園	網干区坂上430-3	272-2747		●	●	
旭陽	みんなのひろば	網干区高田78-8	273-5825		●	●	
旭陽	りくりえいと網干津市場	網干区津市場215-5	221-8017		●	●	
旭陽	障害児通所支援 ハーティKids	網干区和久107-1	280-8177		●		
旭陽	いろどりの家 あぼし	網干区坂出24-5	294-3888		●	●	
旭陽	姫路市立朝日中学校	網干区坂出1-1	273-5533		●	●	
旭陽	ここ保育園	網干区和久113-1	274-5822		●		
旭陽	社会医療法人三栄会ツカザキ病院 わくわくこども園	網干区和久68-1	070-3393-7889		●	●	●
旭陽	姫路ヤクルト販売(株)姫路西センター保育園	網干区高田603	272-3781		●	●	●
旭陽	りくりえいと網干高田	網干区高田85番地11	221-8017		●	●	
旭陽	児童発達支援事業所ここ	網干区和久116番地19	271-3302		●	●	
旭陽	デイサービスClover	網干区津市場805-3	240-6561		●		●
旭陽	デイサービスみんなのひろば	網干区高田78-8	273-5825		●		
旭陽	デイサービスゆたかの里	網干区津市場493-1	271-3045		●	●	●
旭陽	ゆたかの里	網干区津市場493-2	271-3045		●	●	●
香呂	香呂こども園	香寺町香呂239-1	232-0569		●		
香呂	竹村整形外科医院	香寺町中仁野257-2	232-1059		●		
香呂	日並内科・外科医院	香寺町犬飼502	232-1730		●		
香呂	グループホームCHIAKIほおずき姫路香寺	香寺町中仁野268-1	232-9430		●		
香呂	デイサービスCHIAKIほおずき姫路香寺	香寺町中仁野268-1	232-9430		●		
香呂	特別養護老人ホームこうろ苑	香寺町香呂55-1	232-0026		●		
香呂	姫路医療生協小規模多機能ホーム香寺	香寺町香呂45番地	232-6380		●		
香呂	ぬくもりの家香寺	香寺町香呂227-1	232-5350		●		●
香呂	就労移行支援事業所 Wing	姫路市香寺町中屋55番地	240-8806		●		
香呂南	姫路市立香呂南小学校	香寺町須加院173	264-3343	●	●		
香呂南	青葉台こども園	香寺町須加院351	264-2250	●			
香呂南	香呂南放課後児童クラブ	香寺町須加院173	264-2711	●	●		
古知	姫路市立古知小学校	夢前町古知之庄401-1	336-0269	●			
古知	松浦医院	夢前町古知之庄609	336-0120	●			
古知	古知放課後児童クラブ	夢前町古知之庄401-1	336-2250	●			
古知	デイサービスセンターひなた	夢前町前之庄1187-13	336-1350		●		
古知	リハビリデイさくらんぼ	夢前町前之庄30-128	240-8571	●			
飾磨	めぐみ保育所	飾磨区恵美酒364-2	235-0012		●	●	●
飾磨	飾磨保育所	飾磨区中島1130-6	235-4506		●	●	●
飾磨	飾磨西保育所	飾磨区細江699-6	234-6402		●	●	●
飾磨	慈恵保育園	飾磨区細江2102	235-7543		●	●	●
飾磨	フタバ幼稚園	飾磨区恵美酒55	235-0423		●	●	●
飾磨	飾磨児童センター	飾磨区細江2654	234-6090		●		
飾磨	光輝会姫路事業所	飾磨区中島602-1-2	228-0021		●	●	



校区	施設名	所在地	電話番号	災害種別			
				土砂	洪水	高潮	内水
飾磨	姫路市立飾磨幼稚園	飾磨区恵美酒22	235-0240		●	●	●
飾磨	姫路市立飾磨小学校	飾磨区恵美酒22	235-1635		●	●	
飾磨	飾磨放課後児童クラブ	飾磨区恵美酒22	234-5388		●	●	●
飾磨	飾磨学童保育所	飾磨区恵美酒131-1	235-8336		●	●	
飾磨	ゆめクラブ	飾磨区御幸61	278-4904		●	●	
飾磨	ふれんど	飾磨区都倉二丁目78	287-9674		●	●	
飾磨	こどもプラス姫路教室	飾磨区清水二丁目103	243-3100		●	●	
飾磨	姫路市立飾磨中部中学校	飾磨区細江206	235-5872		●	●	●
飾磨	中谷病院	飾磨区細江2501番地	235-5566		●	●	●
飾磨	岡本愛育医院	飾磨区栄町58-1	235-1164		●	●	
飾磨	ぷちっ子ハウス	飾磨区都倉3丁目11	233-8085		●	●	●
飾磨	姫路ヤクルト販売㈱飾磨センター保育所	飾磨区中島1丁目367	235-1471		●	●	
飾磨	障害福祉サービス事業所くすみ	飾磨区清水三丁目34番地 松岡ハイツ1階1号室	280-1953		●	●	
飾磨	デイサービスセンターアイハート	飾磨区亀山119番地	280-3660		●	●	●
飾磨	小規模多機能ホームなごみ	飾磨区宮3番地	235-5400		●	●	●
飾磨	やさしい手シニアリビングやさしえ飾磨・恵美酒	飾磨区都倉3丁目27	03-5433-5513		●	●	●
四郷	四郷和光こども園	四郷町見野880-1	252-1396		●	●	●
四郷	東山保育園	四郷町明田858-1	246-2110		●	●	●
四郷	姫路市立四郷学院（前期課程）	四郷町坂元227	252-3636	●	●		
四郷	姫路市立四郷学院（後期課程）	四郷町坂元345-2	252-1467	●			
四郷	県立姫路特別支援学校（校舎）	四郷町東阿保476-1	285-3765	●	●		
四郷	四郷放課後児童クラブ	四郷町坂元261番地3	252-3010		●		
四郷	保育施設 misato	四郷町坂元44-1	262-6671		●		
四郷	いこいの家 だいえい	四郷町上鈴126	252-5800		●		●
四郷	シェアハウスだいえい	四郷町上鈴216-2	252-5800		●		●
四郷	グループホーム群れ咲き	四郷町東阿保1201番地1	289-0670		●		●
四郷	デイサービスすずらん	四郷町坂元399-1	252-3066		●		
四郷	デイサービスセンターシャングリラ姫路東	四郷町見野813-1	253-1001		●		●
四郷	デイサービスだいえい	四郷町上鈴131番地	252-5800		●		●
四郷	デイサービスル・クール	四郷町見野990	252-0690		●		
四郷	特別養護老人ホームむれさき苑	四郷町東阿保44	283-6861		●		
四郷	特別養護老人ホーム美郷苑	四郷町坂元44番地1	262-6671		●		
四郷	アガスティア姫路	四郷町明田826-1	298-1380		●	●	●
四郷	リハビリデイサービスあい・弥	四郷町東阿保742-2	280-2837		●		●
上菅	姫路市立菅野中学校	夢前町護持29-1	335-0007		●		
上菅	介護老人保健施設夢前白寿苑	夢前町塚本77-9	335-3320	●			
城乾	姫路市立城乾幼稚園	南八代町6-53	296-3100		●		●
城乾	姫路市立城乾小学校	南八代町6番60号	294-1241		●		●
城乾	城乾放課後児童クラブ	南八代町6番60号	297-0680		●		●
城乾	放課後等デイサービスとらいあんぐる	八代本町二丁目4-20	262-6677		●		
城乾	姫路市立城乾中学校	南八代町6-1	294-2151		●		●
城乾	姫路こども家庭センター	新在家本町一丁目1-58	297-1261		●		
城乾	日ノ本幼稚園	南新在家5-16	298-5977		●		●
城乾	医療法人 佑健会 木村病院	南八代町5-3	296-1115		●		●
城乾	ライフパートナー新在家	南新在家14-33	06-6763-2113		●		●
城乾	リハビリウォーク姫路	南新在家1-1 HMCビル1F	295-2100		●		●
城乾	放課後等デイサービスはるみ八代	八代宮前町15番20	291-2514		●		
城乾	放課後等デイサービス たまゆい	南八代町14番18号	299-5500		●		
城西	姫路市立城西幼稚園	新在家3-5-1	283-6861		●		●
城西	姫路市立城西小学校	新在家2-4-1	292-2101		●		●
城西	城西放課後児童クラブ	新在家二丁目4番1号	292-2267		●		
城西	姫路少年刑務所 医務課診療所	岩端町438	296-1020		●		●
城西	まるやま保育園	東辻井二丁目5-10	294-9634		●		●
城西	デイサービスはんなり	小利木町24-2	260-7887		●		●
城西	しんきひかり保育園	景福寺前12	296-0886		●		●
城西	播磨保正会	新在家一丁目6-21	292-5446		●		
城西	宮下皮膚科形成外科	岡町18 サンビル2階	295-2087	●			
城西	景福寺 瑞松学院	景福寺前7-1	292-2303		●		●
城西	デイサービスうらら	新在家2丁目6-3	299-5815		●		●
城西	やさしい手シニアリビングやさしえ東辻井	東辻井4丁目4-25	226-2177		●		●
城東	姫路市立城東幼稚園	城東町野田1-2	223-0925		●		●
城東	姫路市立城東小学校	城東町竹之門1	282-0924		●		
城東	城東放課後児童クラブ	城東町竹之門1	284-2633		●		
城東	ワークスペース リーベ	国府寺町18 HatBLD	282-6969		●		
城東	レザーランド	野里442-1	224-2041		●		
城東	姫路市立東光中学校	国府寺町80	224-9927		●		
城東	さくらひがし保育園	城東町竹之門17-2	281-2816		●		●
城東	姫路ヤクルト販売㈱姫路センター保育所（ミルミルハウス）	五軒邸3丁目58	224-8960		●		●
城東	らくらく京口	京口町70	221-5211		●		●
城東	ときの家 五軒邸	五軒邸2丁目1	235-7200		●		●
城東	しらかばの家	五軒邸2丁目3	235-7200		●		●
城東	城東保育所	城東町65-1	281-5114		●		
城東	さくらひがし第2保育園	城東町竹之門17番地1	281-2816		●		●
城東	幼保連携型認定こども園ベイカ	五軒邸三丁目62-2	282-1010		●		●
城東	のじぎく工房	大黒老丁町3 有川ビル3-C	223-2808		●		
城東	特別養護老人ホームライフサポートひめじ	城東町竹之門6番地	222-5600		●		●
城東	兵庫県立はりま姫路総合医療センター	神屋町3丁目264番地	289-5080		●		
城東	あつふるグループホーム姫路	神屋町五丁目48番地	281-7799		●		●
城東	スマートケア姫路店	国府寺町8	226-5570		●		
城東	デイサービスセンターモア姫路	城東町79-49	227-4411		●		
城東	にこにこデイサービス	京口6番地	221-5212		●		●
城東	ほまれの家グループ LINK	下寺町114-5F	226-2828		●		

校区	施設名	所在地	電話番号	災害種別			
				土砂	洪水	高潮	内水
城北	姫路市立城北小学校	伊伝居600-2	224-5457		●		●
城北	城北放課後児童クラブ	伊伝居614-1	284-7553		●		●
城北	五軒邸ホーム	城北新町一丁目8-46	223-1045		●		
城北	独立行政法人国立病院機構 姫路医療センター 院内保育所しらさぎ	本町6 8 番地	225-3211		●		
城北	ベニバナの家	伊伝居67-1	235-7200		●		●
城北	ビューパホール	八代東光寺町13-11	282-2692		●		
城北	乳児ホームるり	八代東光寺町8-1	222-5027		●		
城北	児童ホーム東光園	八代東光寺町8-1	222-5028		●		
城北	障がい者支援センター出愛いの里	伊伝居76-14	288-1033		●		
城北	みどりヶ丘幼稚園	八代緑ヶ丘町6-26	293-7609	●			
城北	グループホームさくら伊伝居	伊伝居 4 5 0 番地 7	226-8700		●		●
城北	姫路医療生協小規模多機能ホーム城北	伊伝居 3 1 3 番地 3	283-2010		●		●
城陽	姫路市立城陽幼稚園	北条1064	224-0417		●		●
城陽	姫路市立城陽小学校	北条923-1	222-1702		●		●
城陽	城陽放課後児童クラブ	北条923-1	283-1120		●		●
城陽	虹色	北条永良町139	226-5056		●		
城陽	運動療育支援教室 ほおずき	南条2丁目1 4 3	224-2803		●		
城陽	もくの木こども舎	姫路市北条梅原町134番地	222-6606		●		●
城陽	もく保育園	北条梅原町275	287-0456		●		●
城陽	高浜しらさぎ保育園	姫路市南条二丁目11番地	263-7453		●		●
城陽	こどもサポート教室「きらり」姫路校	北条永良町22	240-6533		●		
城陽	すまいいい	南条一丁目120	280-6639		●		
城陽	Rainbow International Preschool	南条 5 0 0	282-8639		●		
城陽	アトリエmokuこども舎	南条2-99	222-0099		●		●
城陽	クララ保育園	南駅前町 3 2	280-2735		●		●
城陽	もく保育園プラス	北条梅原町1299-3	222-0062		●		●
城陽	小国あゆむ保育所	南条二丁目23番地	284-0381		●		●
城陽	城陽江尻病院 ベっぶ保育所	北条1丁目275-5	288-2950		●		
城陽	南駅前レッサ保育園	南駅前町 3 2	280-2831		●		●
城陽	保育所ちびっこランド阿保園	阿保甲75	287-6999		●		●
城陽	青山保育園市役所北分園	三左衛門堀西の町 3 3 番	280-5407		●		●
城陽	もく保育園分園	北条梅原町 1 3 6	289-8008		●		●
城陽	しらさぎの家	三条町1丁目55	235-7200		●		
城陽	和心の家 南条	南条1丁目1	235-7200		●		●
城陽	ぬくもりの家	北条梅原町18-2	235-7200		●		●
城陽	ケア21姫路駅前	北条一丁目78番地 OMビル202号室	282-3921		●		
城陽	LITALICOジュニア姫路教室	南駅前町96-1 サウスワンビル6F	226-7908		●		
城陽	城陽保育所	北条宮の町93	281-9839		●		●
城陽	さをり工房ゆう	北条宮の町109-2	223-7320		●		
城陽	すこやかセンター	市之郷1006-8 (2階)	223-5630		●		
城陽	小国病院	南条2丁目23	284-0381		●		●
城陽	医療法人 光寿会 城陽江尻病院	北条1丁目279	225-1231		●		
城陽	デイサービスCHIAKIほおずき姫路南条	南条2丁目1 4 3	224-2800		●		●
城陽	デイサービスあけびの輪	南条1丁目1 0 1 - 1	284-0055		●		
城陽	みのりグループホーム城陽	北条梅原町 5 0 番地	288-6717		●		●
城陽	小規模多機能ホームあゆ美	北条宮の町 1 3 6 番地	222-1187		●		
城陽	特別養護老人ホーム和好苑	北条宮の町 1 3 1	222-1271		●		
城陽	アビオしらさぎ	阿保甲629-1	287-3611		●		●
城陽	松風認定こども園	阿保甲 1 0 4 - 1	284-2080		●		
城陽	すまいいいごらす	北条梅原町18番地1	289-6640		●		
城陽	タイムケアにこ	北条梅原町18番地1	289-6640		●		
白浜	八木保育園(分園)	白浜町甲337-8	246-7214		●	●	●
白浜	認定こども園うさぎ	白浜町丙327-6	245-0876		●	●	●
白浜	認定こども園 うさぎ分園	白浜町丙468-11	245-0876(245-2225)		●	●	
白浜	白浜保育園	白浜町甲855-4	245-2393		●		●
白浜	白浜保育園(分園)	白浜町甲797-4	246-5353		●	●	●
白浜	キャスト	白浜町宇佐崎中1丁目251	240-6081		●	●	
白浜	灘児童センター	白浜町宇佐崎中二丁目520	247-3710		●		
白浜	姫路市立灘中学校	白浜町神田一丁目33	245-0226	●	●	●	
白浜	姫路市立白浜幼稚園	白浜町甲842-2	245-0077		●	●	
白浜	姫路市立白浜小学校	白浜町甲458	245-4521		●	●	
白浜	白浜放課後児童クラブ	白浜町甲458	246-7855		●	●	●
白浜	サンキャチャー	白浜町甲740-101	247-0250		●	●	
白浜	おひさまCLUB	白浜町寺家一丁目125	280-6618		●	●	
白浜	保育園 つぼみ	白浜町乙 2 4 - 3	246-6711		●	●	●
白浜	保育所ちびっこランド糸引園	白浜町丙16-14	247-3350		●	●	●
白浜	なぎさの家	白浜町神田2丁目41-3	235-7200		●	●	
白浜	ほほ笑の森 白浜	白浜町寺家2丁目18	278-0582		●	●	●
白浜	グループホームひだまり	白浜町甲 4 0 2	246-0888		●	●	
白浜	ふれ愛ホームひだまり	白浜町甲 4 0 2 番地 4 3 2	246-1234		●	●	
白浜	アガスティアデイサービスセンター	白浜町寺家 1 丁目 1 2 6 番地	247-3123		●	●	●
白浜	いきいき生活支援センター	白浜町宇佐崎北 1 丁目 1 3	246-3009		●	●	●
白浜	特別養護老人ホームあさなぎ	白浜町乙 8 3 6	246-0151		●	●	●
白浜	特別養護老人ホームいやさか苑	白浜町宇佐崎北 1 丁目 2 9	247-1122		●	●	●
白浜	白浜デイサービス	白浜町宇佐崎北 3 丁目 4 8 7 - 1	287-9037		●	●	
白浜	有限会社あすなろ	白浜町丙 3 8 9 番地	245-0005		●	●	
白浜	おひさま園	白浜町宇佐崎北3丁目217番2	280-3777		●	●	
白浜	エンシア白浜	白浜町宇佐崎中 1 丁目 8 2	245-1717		●	●	●
白浜	ひだまり	白浜町甲 4 0 2	246-1239		●	●	
白浜	生活介護事業所いっばいっば	白浜町寺家 1 丁目 1 2 6	289-5250		●	●	
菅生	二葉園	夢前町菅生潤673-1	335-0012	●			
菅生	姫路市立菅生小学校	夢前町菅生潤802-1	335-0006		●		

校区	施設名	所在地	電話番号	災害種別			
				土砂	洪水	高潮	内水
菅生	菅生放課後児童クラブ	夢前町菅生潤802-1	335-5235		●		
菅生	姫路市立菅生幼稚園	夢前町菅生潤829-1	335-0689		●		
菅生	すこう保育園	夢前町菅生潤705-1	335-0093	●			
菅生	デイサービスセンターやまさき家	夢前町菅生潤1506-4	227-6107		●		
菅生	デイサービスセンターリプロス	夢前町菅生潤116-2	335-4371		●		
菅生	デイサービスセンター歩歩大村	夢前町菅生潤字大村778-9	335-5135		●		
船場	さぎ草会共同作業所	千代田町712-1	260-7748		●		
船場	船場御坊幼稚園	地内町1	292-3649		●		●
船場	医療法人真和会老人保健施設エスコート船場(通所リハビリテーション)	東雲町4-1-20	293-2223		●		●
船場	デイサービスりぼん花影町(通所介護事業所)	花影町四丁目9 クラウンヒルズピラ花影	290-5184		●		
船場	デイサービスりぼん花影町(障害福祉サービス施設)	花影町四丁目9 クラウンヒルズピラ花影	290-5185		●		
船場	姫路市立船場小学校	東雲町一丁目29	293-0936		●		●
船場	船場放課後児童クラブ	東雲町一丁目29	294-0076		●		●
船場	中央保育所	神子岡前一丁目11-29	292-0376		●		
船場	加藤整形外科	南今宿6-3	298-0155		●		●
船場	インターナショナル キッズハウス 車崎校	南車崎1丁目1番35号	292-3736		●		
船場	ソカザキ記念病院 なかよしハウス	南車崎1-3-30	294-2415		●		
船場	ひよこのおうち	十二所前町108番地1	223-9345		●		●
船場	保育園 Family Family きらきら	千代田町817	298-7013		●		●
船場	ふれあいの家	土山3丁目2-20	235-7200		●		●
船場	医療法人真和会老人保健施設エスコート船場(介護老人保健施設)	東雲町4-1-20	293-2223		●		●
船場	アルファデイサービスセンター城西	琴岡町272番地1	260-7392		●		●
船場	特別養護老人ホームサンライフ土山	土山東の町9-12	292-2200		●		●
船場	姫路ケアセンターそよ風	神田町4丁目15	299-6700		●		●
船場	やさしい手シニアリビングやさしえ姫路土山	土山3丁目3-8	072-233-4000		●		
船場	アルファリビング姫路城西	琴岡町272-1	087-822-3567		●		●
曾左	医療法人社団 普門会 姫路田中病院	書写717番地	267-2020		●		●
曾左	看護小規模多機能書写ひまわりホーム	書写634-50	267-8511		●		●
曾左	特別養護老人ホーム書写ひまわりホーム	書写634-198	267-8501		●		
曾左	姫路ひまわり保育園(分園)	書写634-50	267-7310		●		●
曾左	書写認定こども園	書写2481	266-1080		●		
曾左	真愛幼稚園	書写828	266-8577		●		●
曾左	デイサービスあ・み・ず	書写2478	268-0223		●		
曾左	書写作業所	書写175-11	267-0661		●		
曾左	小規模多機能型居宅介護事務所書写ひまわりホーム	書写634-50	267-8511		●		●
曾左	障害児通所支援書写ひまわりホーム	書写634-50	267-7310		●		
曾左	書写ひまわりホーム	書写634-50	268-0825		●		●
曾左	姫路市立書写中学校	書写台二丁目34	267-1703	●			
曾左	書写病院	書写台二丁目28	266-2525	●			
曾左	姫路市立書写養護学校	書写台三丁目148番地1	266-0028	●			
曾左	瀧谷内科医院	菅生台1	266-2353	●			
曾左	姫路市立曾左小学校	書写634-51	266-1073		●		
曾左	曾左放課後児童クラブ	書写634-51	266-5158		●		
曾左	放課後児童クラブ 書写ひまわりホーム	書写634-50	267-8501		●		
曾左	姫路ひまわり保育園	北夢前台1丁目59	293-0205		●		●
曾左	姫路市立曾左幼稚園	書写台一丁目62番地	266-0110	●			
曾左	やさしい手シニアリビングやさしえ書写	書写2437-1	226-2177		●		●
曾左	ヴィラ柚扇	書写31	06-7670-2288		●		
高岡	姫路市立琴丘高等学校	今宿668	292-4925	●			
高岡	面白山児童センター	神子岡前三丁目8-1	294-3345	●			
高岡	中央乳児保育所	東今宿五丁目3-22	294-7007		●		
高岡	医療法人 ひまわり会 八家病院	西今宿二丁目9番50号	298-1731		●		
高岡	五字ヶ丘幼稚園	西今宿3丁目18-30	292-6059		●		●
高岡	ガーベラの家	神子岡前一丁目11-5	235-7200		●		●
高岡	グループホームCHIAKIほおずき姫路高岡	山吹1-3-25	299-5107		●		●
高岡	デイサービスこはる	東今宿3丁目4-10	292-5658		●		●
高岡	デイサービスCHIAKIほおずき姫路高岡	山吹1-3-25	299-5107		●		●
高岡	ベアズガーデン国際自然こども園	西今宿7丁目9-15	269-8141	●			
高岡西	姫路市立高岡西小学校	上手野1-1	298-0078		●		
高岡西	高岡西放課後児童クラブ	上手野1番地1	298-5313		●		
高岡西	高岡保育所	上手野411-1	292-1395		●		●
高岡西	姫路赤十字病院	下手野一丁目12番1号	294-2251		●		●
高岡西	KURASU-ONE保育園	下手野二丁目4-3	292-1701		●		
高岡西	グローリーキッズホーム	下手野1-6-21	290-5110		●		
高岡西	姫路赤十字病院 院内保育所	下手野1丁目218番3号	291-1801	●	●		●
高岡西	白鳥南保育園下手野分園	下手野二丁目12番24号	292-6710		●		
高岡西	デイサービスセンターみなみのかぜ	上手野28番地1	292-0373		●		
高岡西	ライブだいきく	下手野四丁目4番8号	228-9825		●		●
高岡西	リハビリドリーフ	上手野314	269-8977		●		●
高岡西	ケアプラス下手野	下手野5丁目23番47号	292-3888		●		
高岡西	愛の家グループホーム姫路下手野	下手野四丁目7番12号	295-3820		●		●
高岡西	アーバンリビング今宿	西今宿2丁目2-38	084-973-8440		●		●
高岡西	放課後等デイサービスGreenWood	東夢前台3丁目82-2	227-7721		●		
高浜	神野病院	飾磨区下野田二丁目533-3	235-5501		●	●	
高浜	高浜保育所	飾磨区上野田四丁目219	234-7468		●	●	
高浜	ウアノア助産院	飾磨区上野田4丁目111番地1	234-3555		●	●	●
高浜	こじかこども園	飾磨区中野田四丁目123	234-3858		●	●	●
高浜	オレンジホーム姫路	三条町二丁目35	234-0131		●	●	
高浜	オレンジホーム姫路II	三条町二丁目35	234-0131		●	●	
高浜	オレンジホーム姫路III	三条町二丁目35	234-0131		●	●	
高浜	特別養護老人ホームしかまの里ショートステイしかまの里デイサービスセンターしかまの里	飾磨区阿成植木960	233-0338		●	●	●
高浜	医療法人 公仁会 姫路中央病院	飾磨区三宅2丁目36	235-7331		●		●

校区	施設名	所在地	電話番号	災害種別			
				土砂	洪水	高潮	内水
高浜	特別養護老人ホームオレンジ姫路	飾磨区上野田六丁目3番地	233-3001		●	●	
高浜	姫路市立高浜幼稚園	飾磨区阿成鹿古307	235-0879		●	●	
高浜	姫路市立高浜小学校	飾磨区阿成鹿古250	235-1755		●	●	
高浜	高浜放課後児童クラブ	飾磨区阿成鹿古250	233-0818		●	●	
高浜	姫路市立飾磨東中学校	飾磨区三和町26	235-5875		●	●	●
高浜	デイサービス ゆのみ	飾磨区阿成渡場264-1	234-0177		●	●	
高浜	タイニートツHIMEJI-SCHOOL	飾磨区上野田1丁目2番地2	287-8491		●	●	●
高浜	飾磨フレッサ保育園上野田	飾磨区上野田6丁目4番地3	280-2671		●	●	●
高浜	姫路中央病院院内保育所	飾磨区三宅2丁目3番地6	235-7331		●	●	●
高浜	保育所ちびっこランド姫路南園	飾磨区阿成植木852	234-3370		●	●	●
高浜	津田このみ学園三宅分園	飾磨区三宅一丁目5番地2	233-5502		●	●	
高浜	オリオン	飾磨区阿成植木858番地	080-8349-5599		●	●	
高浜	放課後等デイサービスかみふうせん	飾磨区上野田五丁目105番地1F	080-2355-2633		●	●	
高浜	デイサービスオレンジ姫路	飾磨区上野田六丁目3番地8番地	233-3001		●	●	
高浜	学べるデイサービスオレンジ姫路	飾磨区上野田六丁目3番地8番地	233-3001		●	●	
高浜	グループホームCHIAKIほおずき姫路阿成	飾磨区阿成鹿古407	243-2888		●	●	●
高浜	デイサービスCHIAKIほおずき姫路阿成	飾磨区阿成鹿古407	243-2888		●	●	●
高浜	デイサービスゆのみ	飾磨区阿成渡場264-1	234-0177		●	●	●
高浜	でんでん倶楽部上野田	飾磨区上野田二丁目2番地5	231-5366		●	●	
高浜	ヘルスポート飾磨	飾磨区上野田六丁目3番地7番地	240-9520		●	●	
高浜	アムール姫路南	飾磨区中野田2丁目1番地18	277-2252		●	●	●
高浜	やさしい手シニアリビングやさしえ姫路飾磨	飾磨区阿成渡場844-1	239-2112		●	●	●
高浜	エミリア・サンこども園	飾磨区下野田2丁目4番地1	231-5100		●	●	●
高浜	高浜コスモスこども園	飾磨区阿成渡場297	231-5454		●	●	●
高浜	グリーン	飾磨区阿成渡場			●	●	●
谷内	姫路市立谷内小学校	飾東町八重畑130-1	262-0001		●		
谷内	谷内放課後児童クラブ	飾東町八重畑112-2	262-1561		●		
谷内	みどりこども園	飾東町八重畑1010	262-0336		●		
谷内	みどりこども園分園	飾東町山崎49-3	262-0336		●		
谷外	姫路市立谷外幼稚園	飾東町豊国1164番地91	253-2632	●			
谷外	姫路市立谷外小学校	飾東町豊国560	253-3400	●			
谷外	谷外放課後児童クラブ	飾東町豊国560	253-2818	●			
谷外	特別養護老人ホーム清寿園	飾東町豊国字東山ノ端210	253-1535		●		
津田	真教寺宝国幼稚園	飾磨区今在家北一丁目1	234-6555		●	●	●
津田	津田このみ学園	飾磨区今在家六丁目133	231-1155		●	●	
津田	ほうこく保育園	飾磨区今在家941	235-5911		●	●	
津田	姫路市立津田幼稚園	飾磨区加茂347	234-0146		●	●	●
津田	姫路市立津田小学校	飾磨区今在家三丁目233	235-5783		●	●	●
津田	津田放課後児童クラブ	飾磨区今在家三丁目233	235-2334		●	●	●
津田	グループホームあい 今在家	飾磨区今在家三丁目248	238-3770、280-1433		●	●	
津田	みどりヶ丘幼児園かまえ分園	姫路市飾磨区構3丁目63番	289-5461		●	●	
津田	姫路市立飾磨西中学校	飾磨区構2-93	235-5878		●	●	
津田	立岩産婦人科医院	飾磨区構四丁目189	234-3000		●	●	
津田	キッズランド西しかま	飾磨区構2丁目77-2 Leeハイツ1F	090-4270-6007		●	●	
津田	タノシキッズ姫路園インターナショナルプリスクール	飾磨区今在家4-23	280-5585		●	●	●
津田	グループホームなごみ	飾磨区今在家二丁目27番地	231-5755		●	●	●
津田	煌保育園	飾磨区今在家7丁目74番地	287-6007		●	●	●
津田	晴レル家	飾磨区英賀乙68-20	233-4744		●	●	
津田	ショートステイCHIAKIほおずき姫路津田	飾磨区今在家北1丁目8	234-0642		●	●	●
津田	デイサービスCHIAKIほおずき姫路津田	飾磨区今在家北1丁目8	234-0642		●	●	●
津田	よつばの家2号館	飾磨区構2丁目61	231-5000		●	●	
津田	やまさん家のデイサービス構	飾磨区構4丁目124	233-7775		●	●	
津田	レッツ倶楽部姫路南	飾磨区構4-48 塚本ビル102号	234-0217		●	●	
津田	サンホーム今在家	飾磨区今在家6丁目234	079-425-7500		●	●	●
津田	看護小規模多機能型居宅介護ゆとり庵今在家	飾磨区今在家北3丁目105番地	230-5900		●	●	●
津田	津田このみ学園今在家分園	飾磨区今在家六丁目11	280-8839		●	●	
手柄	特別養護老人ホーム ライフビラ姫路	飯田3丁目44	233-6565		●		
手柄	老人保健施設愛和ケアホーム（通所リハビリテーション）	飯田3丁目95-1	234-2119		●		●
手柄	医療法人 芙蓉会 姫路愛和病院	飯田3丁目219-1	234-2117		●		●
手柄	姫路市立手柄幼稚園	延末148-2	297-2533	●	●		
手柄	姫路市立手柄小学校	延末148-2	293-0227	●	●		
手柄	手柄放課後児童クラブ	延末148-2	282-5888		●		●
手柄	放課後等デイサービス すとつく	東延末一丁目24 Fビルハイツ203	287-9512		●		
手柄	ぬかちゃん手柄作業所	手柄195	240-6174		●		
手柄	あろは	延末1	291-0307		●		
手柄	コバン	手柄一丁目81-7	253-7788		●		
手柄	なのはな	東延末1丁目30	284-4668		●		
手柄	福祉作業所ハーモニー	東延末2丁目107	288-0723		●		
手柄	就労継続支援B型事業所 いくせいの里	亀山305	233-9265		●		
手柄	はりまふくろうの家	東延末二丁目51 中川ビル1階	283-5118		●		
手柄	ワークスペース恵	東延末五丁目13	226-7555		●		
手柄	就労継続支援B型事業所クリエイティブクルー	西延末400-1	296-9896		●		
手柄	Orange	東延末二丁目158 AMCビル2階	229-9124		●		
手柄	放課後等デイサービスSUNRIZE栗山	栗山町6ロイヤルコーポ手柄1階	280-6990		●		
手柄	姫路市立山陽中学校	延末103-1	297-1610		●		●
手柄	手柄保育所	手柄91	296-2721		●		
手柄	しらすぎ保育園	延末435-3 イオンタウン姫路1F	289-5922		●		
手柄	医療法人 芙蓉会 あいわ保育園	飯田3丁目95-1	233-2725		●		●
手柄	姫路中央こども園	飯田522-4	260-7731		●		●
手柄	姫路中央保育園	飯田799	228-2911		●		
手柄	Orange西延末	西延末117番地21	269-9616		●		
手柄	保育所ちびっこランド姫路駅南こもれび園	東延末3丁目56番地2階	226-2100		●		●



校区	施設名	所在地	電話番号	災害種別			
				土砂	洪水	高潮	内水
手柄	えがおの家	飯田2丁目13	235-7200		●	●	
手柄	グループホームライフピラ姫路	飯田三丁目50番地1	233-8585		●		
手柄	老人保健施設愛とケアホーム(介護老人保健施設)	飯田3丁目95-1	234-2119		●		●
手柄	アースサポート姫路	飯田777	283-1700		●		●
手柄	リハビリセンター癒々	飯田522-4	260-7591		●		●
手柄	通所介護ポポ・ケセラセラ	延末435-3イオンタウン姫路内	287-9445		●		
手柄	姫路医療生協看護小規模多機能てがら	飯田472番地1	243-3253		●		●
手柄	荒川ひまわり保育園手柄分園	手柄95	282-6063		●		
手柄	多機能型事業所手柄ひまわりホーム	手柄95	282-6063		●		
手柄	サンホーム西延末	西延末250	079-425-7500		●		●
手柄	アンジェス姫路	西延末225-1	075-393-7177		●		●
手柄	デイサービスセンターライフピラ姫路	飯田三丁目50-2	079-233-6565		●		
手柄	ココファン姫路	亀山383	03-6431-1860		●		●
砥堀	砥堀こども園	砥堀1258-2	264-2881		●		●
砥堀	介護老人保健施設マリア・ヴィラ	仁豊野650	265-5131		●		
砥堀	姫路聖マリア病院	仁豊野650	265-5111		●		
砥堀	姫路市立砥堀小学校	砥堀1240-3	264-0021		●		●
砥堀	砥堀放課後児童クラブ	砥堀1240-3	264-3166		●		●
砥堀	生活介護まりあ	仁豊野650	265-5161		●		
砥堀	ラーフ・チャレンジ	砥堀399-8	287-8426	●	●		
砥堀	ラーフ・ファイト	河間町24	283-1777		●		
砥堀	おおたレディースクリニック	砥堀229-1	265-5335		●		●
砥堀	聖フランシスコ会保育所	仁豊野650	264-1014		●		
砥堀	エーデルワイス仁豊野	仁豊野247	282-7001		●		●
砥堀	デイサービスオレンジーナ仁豊野	仁豊野248番地1	264-7701		●		
砥堀	デイサービスセンターゆうわ	砥堀215番地	280-2137		●		●
砥堀	リハビリHouse想	砥堀632-3	280-2464		●		●
砥堀	maru保育園	姫路市砥堀368番地1	240-9688		●		●
砥堀	ライフヴィラ豊和	姫路市砥堀382-2	223-8565		●		●
砥堀	ライフヴィラ龍宮	姫路市砥堀380-1	0798-67-0429		●		●
砥堀	姫路医療生協看護小規模多機能すずかぜ	砥堀630番地	265-3865		●		●
砥堀	放課後等デイサービスてとて	砥堀973番4	262-6887		●		
豊富	豊富保育所	豊富町御蔭969	264-0168		●		
中寺	姫路市立香寺中学校	香寺町岩部293	232-1231	●	●		
中寺	姫路市立中寺小学校	香寺町中寺231	232-0049		●		
中寺	中寺こども園	香寺町中寺224-2	232-4952		●		
野里	姫路保育園	野里堀留町10-18	222-2529		●		
野里	野里こども園	威徳寺町33	222-1021		●		●
野里	グループホーム大日寮	野里281-2	281-6980		●		
野里	ハッピーバル福祉作業所	野里東同心町1-13	289-1150		●		
野里	ラーフ・ウッド	河間町24	283-5222		●		
野里	姫路市立野里小学校	坊主町3-1	224-5586		●		●
野里	野里放課後児童クラブ	坊主町3-1	283-5056		●		●
野里	ウェルフェアホームアミ	大野町60	227-8897		●		
野里	有限会社 ポラリス翔 野里	野里390	223-7900		●		
野里	就労移行支援事業所 マイドリーム	野里上野町1丁目1-6 中津ビル202号室	240-7414		●		
野里	レザーランド	野里449番地	224-2041		●		
野里	ウェルフェアサポートユニ	大野町60	229-2338		●		
野里	独立行政法人 国立病院機構 姫路医療センター	本町68番地	225-3211		●		
野里	白鷺園保育所	本町121	222-4872		●		●
野里	デイハウスあいえる	野里新町6-2	289-3654		●		●
野里	姫路医療生協小規模多機能ホーム野里	野里上野町一丁目8番8号	226-5112		●		●
野里	メゾン・セラヴィー野里	野里199-1	224-1343		●		●
野里	ハイツノバ伊伝居	伊伝居318-1	224-2520		●		
野里	さくらひがし木もれ日のぬくもり	坊主町53-2	287-9996		●		
白鳥	白鳥南保育園	青山北一丁目11-2	266-7510		●		●
白鳥	夢前和楽園	飾西728-3	266-0049	●	●		
白鳥	医療法人社団みどりの会 酒井病院	飾西412-1	237-8735		●		●
白鳥	姫路市立大白書中学校	飾西652	266-0154	●	●		
白鳥	県立姫路飾西高等学校	飾西148-2	266-5355	●	●		
白鳥	NPO暮らし支援センターかしのき「ほうむ・すまいる」	打越24-35	266-5153	●	●		
白鳥	姫路市立白鳥小学校	飾西341	266-0073		●		●
白鳥	白鳥放課後児童クラブ	飾西341	267-9009		●		●
白鳥	グループホームはなの家	西夢前台一丁目107	228-2828		●		
白鳥	みどり保育園	飾西412-1	266-8833		●		●
白鳥	トラスト介護ホーム飾西	実法寺765番地	267-2244		●		
白鳥	トラスト介護ホーム飾西II	実法寺794-1	267-2244		●		
白鳥	グループホームサザンツリー	飾西330	266-2726		●		●
白鳥	フルーツガーデンさかい	飾西573	266-4804		●		●
白鳥	小規模多機能ホームさかい	飾西580-1	267-6161		●		●
白鳥	就労継続支援A型事業所 アイリス	川西17-3	267-5060		●		●
白鳥	住宅型有料老人ホームセカンドライフ飾西	実法寺792-1	266-6669		●		●
白鳥	住宅型有料老人ホームセカンドライフ飾西II	実法寺792-1	266-6669		●		●
白鳥	住宅型有料老人ホームセカンドライフ飾西III	実法寺764-1	269-9499		●		●
白鳥	Sライフ	実法寺771-1	267-2244		●		●
白鷺	姫路めばえ保育園	本町68	224-0016		●		●
白鷺	作業所はりまっ子	本町68 家老屋敷便益施設A棟いの屋敷2号	283-7522		●		
白鷺	姫路市立白鷺小学校	本町68-52	222-5588		●		
白鷺	白鷺放課後児童クラブ	本町68-52	283-3188		●		●
白鷺	姫路めばえ学童保育所	二階町86 第3武徳ビル 2F	224-0016		●		
白鷺	CILひめじ つばさ工房	忍町45西駅前町88 キャスパビル1階	226-2388		●		
白鷺	キャリアサポートセンター姫路	南駅前町82 南極ビル2階	282-6130		●		

校区	施設名	所在地	電話番号	災害種別			
				土砂	洪水	高潮	内水
白鷺	LITALICOワークス姫路	南駅前町96-1 サウスワンビル2F	286-8011		●		
白鷺	ウェルビー姫路駅前センター	南畝町一丁目3 サンケンビル1階	240-9870		●		
白鷺	プリウスHIMEJI	久保町102	287-9125		●		
白鷺	ゆめ	二階町79 レウルーラ姫路二階町1F	240-6854		●		
白鷺	障害福祉サービス事業所いづみの森	忍町100	227-3342		●		
白鷺	I Tワークス姫路	古二階町166 富士コンピュータビル	240-8855		●		
白鷺	医療法人 五葉会 城南病院	本町231	225-2211		●		
白鷺	キッズスペース オリオン	西二階町29クレヨンビル2階	240-9770		●		
白鷺	キッズランドマザーグース	坂元町7	283-1333		●		
白鷺	リコルス保育園	駅前町27-1	284-1133		●		●
白鷺	わたまちキラット保育園	綿町83	280-2537		●		●
白鷺	姫路駅前保育園 ニコパらんど	西駅前町73姫路ターミナルスクエア3階	283-2221		●		●
白鷺	姫路保育園イグレ分園	本町6 8番 2 9 0 イグレひめじ 1 F	284-5125		●		●
白鷺	放課後等デイサービス アンの家	古二階町80番地3F	050-3733-0148		●		
白鷺	デイサービス ダン・ド・リオン	十二所前町6 6番地	280-2277		●		
白鷺	老人保健施設ハピネス五葉 (通所リハビリテーション)	本町1 6 5	288-9881		●		
白鷺	老人保健施設ハピネス五葉 (介護老人保健施設)	本町1 6 5	288-9881		●		
白鷺	シルバーピア久保町	久保町1 6 6	237-0677		●		●
白鷺	オパール姫路別館	駅前町27-1	0794-66-0951		●		●
白鷺	クオリティ壺番館	北条口1丁目55	284-2221		●		●
白鷺	城南の家	本町2 3 1	225-2211		●		●
白鷺	コベルプラス姫路教室	久保町84番地 STELLA 1階	289-5967		●		●
花田	あかつき保育園	花田町小川524-7	253-4830		●		●
花田	介護付有料老人ホーム東姫路	花田町一本松345番 1	251-0025		●		●
花田	姫路市立花田中学校	花田町小川1246-1	253-7475	●			
花田	就労継続支援A型アローム	花田町小川767-1	251-7575		●		
花田	姫路市立花田小学校	花田町勅旨264-2	253-8118		●		
花田	花田放課後児童クラブ	花田町勅旨264-2	252-2855		●		●
花田	花田保育所	花田町小川1243-15-1	224-7583		●		●
花田	医療法人社団こうのとりの会 西川産婦人科	花田町一本松165- 1	253-2195		●		
花田	グループホームみろくの里	花田町加納原田字一ノ坪 1 4 5 - 7	253-8169		●		●
花田	小規模多機能ホーム「花田」	花田町一本松 3 7 3 番地 1 1	253-1346		●		●
花田	特別養護老人ホーム山彦ホーム	花田町加納原田 1 5 5	251-8168		●		
花田	樹の里 るり	花田町加納原田 1 4 5	227-9213		●		
花田	高齢者住宅ゆうゆう姫路	花田町小川747-1	089-965-1990		●		●
花田	ときわほうむ るり	花田町加納原田145	253-6611		●		●
林田	林田こども園	林田町六九谷510-1	261-2216		●		
林田	特別養護老人ホーム しらさぎの里/しらさぎ在宅介護支援センター/デイサービスセンターしらさぎ	林田町山田351-3	261-4088	●			
林田	姫路市立林田小学校	林田町六九谷523	261-2005		●		●
林田	林田放課後児童クラブ	林田町六九谷523	261-2558		●		●
林田	姫路市立林田中学校	林田町林田33	261-2013		●		
林田	グループホームつむぎ	林田町林谷 5 8 5 番地 1	261-2311		●		
林田	小規模多機能ホーム燦燦	林田町林谷 5 8 6 番地 1	268-8880		●		
林田	特別養護老人ホーム白鳥園	林田町久保 1 6 1 - 2	261-3939		●		
東	東光児童センター	幸町99-1	223-4711		●		
東	医療法人 松浦会 松浦病院	城東町京口1	282-7171		●		
東	姫路市立東小学校	市之郷町二丁目34	282-0921		●		
東	姫路市立あかつき中学校	市之郷町二丁目34	282-2118		●		
東	東放課後児童クラブ	市之郷町二丁目34	284-2612		●		
東	みんなの家	丸尾町100-6	224-1180		●		
東	ミルトスの木	市川台3丁目14-33	284-3625		●		●
東	さくらひがし第3保育園	姫路市市川橋通二丁目51番地	223-1192		●		
東	京口共同作業所	城見町26 城見プラザ101	283-2690		●		
東	市川台保育所	市川台三丁目11	282-0729		●		●
東	姫路医療生活協同組合 共立病院	市川台三丁目12番地	285-3377		●		
東	ハッピーキッズひがし	宮上町1丁目15番地1	222-3625		●		●
東	楠の家	楠町144	235-7200		●		●
東	姫路医療生協ショートステイつどい	双葉町 1	287-0207		●		●
東	姫路医療生協小規模多機能ホームふるさと	宮上町1丁目1 1 0 番地	226-8745		●		
東	療養通所介護センターフリーステア	宮上町1丁目9 3 - 1 2	224-0081		●		●
東	ライフパートナー市之郷	市之郷町1丁目1 0	06-6763-2113		●		●
東	やさしい手シニアリビングやさしえ東姫路	日出町3丁目3 9 - 4	03-5433-5513		●		●
東	こども学舎 羊の門	市川台1丁目1 2 4	229-3656		●		●
広畑	広畑児童センター	広畑区正門通一丁目7-3	239-8440		●		
広畑	医療法人社団 光風会 長久病院	広畑区長町二丁目6 6 - 1	233-0338		●	●	●
広畑	姫路市立広畑小学校	広畑区清水町一丁目47	236-5555		●	●	
広畑	広畑放課後児童クラブ	広畑区清水町一丁目47	236-5667		●	●	
広畑	石橋内科	広畑区東新町一丁目29	237-1484		●	●	
広畑	杏のつばみ	広畑区東新町1丁目2 9 番地	230-0310		●	●	●
広畑	チョコハウス山びこども園分園	広畑区東新町3丁目1 4 6 - 1 0	230-5522		●	●	●
広畑	広畑保育園	広畑区北野町1丁目4 8 - 2	280-4380		●	●	●
広畑	社楼夢	広畑区清水町1丁目31-1	292-5658		●	●	●
広畑	あつぷるグループホーム広畑	広畑区鶴町1丁目4 1 - 4	237-6599		●	●	●
広畑	あつぷる多機能広畑	広畑区鶴町1丁目4 1 - 1	237-5800		●	●	●
広畑	チョコハウス山びこども園広畑分園	広畑区末広町1丁目48	240-9188		●	●	●
広畑	ショートステイ杏の里	広畑区東新町1丁目2 9	237-9155		●	●	●
広畑	通所介護デイサービス杏の里 I・II	広畑区東新町2-49-5	0120-1484-25		●	●	●
広畑	宝寿の郷	広畑区北野町2丁目5 9 - 1 0	0790-32-2257		●	●	
広畑	デイサービスセンター宝寿やすらぎ	広畑区北野町2丁目5 9 番地 1 0	230-1050		●	●	
広畑	KEIこどもえん	広畑区正門通二丁目2-6	280-3660		●	●	●
広畑	三栄会広畑病院	広畑区夢前町3丁目1番1	230-0008		●	●	●
広畑第二	コスモスビレッジ広畑	広畑区吾妻町1丁目14-1	238-5725		●	●	●



校区	施設名	所在地	電話番号	災害種別			
				土砂	洪水	高潮	内水
広畑第二	広西保育所	広畑区吾妻町二丁目9-1	233-3001		●	●	
広畑第二	播磨灘こども園	広畑区才850-1	233-3001		●	●	●
広畑第二	広畑めばえ保育園	広畑区才660-7	233-3001		●	●	●
広畑第二	聖ミカエル広畑幼稚園	広畑区小松町四丁目36	232-8311		●	●	
広畑第二	広畑障害者デイサービスセンター	広畑区正門通三丁目2-2	335-1888		●	●	●
広畑第二	ケアホーム広畑の家1	広畑区正門通四丁目1-6	238-1126		●	●	
広畑第二	ケアホーム広畑の家2	広畑区正門通四丁目1-6	238-1126		●	●	
広畑第二	特別養護老人ホームこころ広畑	広畑区小松町2丁目6 6-2 8	234-0642		●	●	●
広畑第二	石橋内科広畑センチュリー病院	広畑区正門通四丁目2-1	237-9155		●	●	●
広畑第二	専徳寺ひろはた保育園	広畑区小松町三丁目71	230-1050		●	●	●
広畑第二	おひさまきっず 姫路広畑事業所	広畑区小松町2丁目78-3	240-8296		●	●	
広畑第二	アルモニー早瀬町	広畑区早瀬町2丁目4番地1	240-6631		●	●	●
広畑第二	コスモスデイサービスセンター	広畑区吾妻町1-1 4-1	238-0733		●	●	●
広畑第二	デイサービス小坂ひだまりの家	広畑区小松町3丁目9	280-2239		●	●	●
広畑第二	姫路市立広畑第二小学校	広畑区高浜町三丁目35	236-0865		●	●	●
広畑第二	広畑第二放課後児童クラブ	広畑区高浜町三丁目35	236-1366		●	●	●
広畑第二	姫路市立広畑第二幼稚園	広畑区高浜町3-35	236-4486		●	●	●
広畑第二	ミライエ Nursery School	姫路市広畑区小坂108番地1	263-8112		●	●	●
広畑第二	姫路市立広畑中学校	広畑区小松町3-83	236-5935		●	●	●
広畑第二	KEI こどもえんHihatov	広畑区正門通4丁目1番地7	070-7460-1568		●	●	●
広畑第二	かしの木保育園	広畑区高浜町2丁目41	280-6214		●	●	●
広畑第二	広畑あおぞら保育園	広畑区高浜町3丁目82番地1	240-8061		●	●	●
広峰	姫路市立広峰幼稚園	北平野2-9-20	282-0727		●	●	●
広峰	パルコミュニティハウス信和学園	城北新町一丁目7-31	222-6308		●	●	
広峰	姫路市立広峰小学校	峰南町2-1	281-3071		●	●	
広峰	姫路市立広嶺中学校	峰南町2-43	222-2756		●	●	
広峰	広峰放課後児童クラブ	峰南町2番1号	281-3138		●	●	●
広峰	デイサービスステップ	北平野一丁目3-3 3	229-9101		●	●	
広峰	デイサービス木まち	城北新町1丁目5-3 3	288-9577		●	●	●
広峰	ユニット型老人ホームサンライフひろみね	広峰一丁目4番5 5号	283-2800		●	●	●
船津	ふれあいの郷養護老人ホーム	船津町3263	232-6776		●	●	
別所	テコハウスあおぞら保育園	別所町北宿1308	280-3001		●	●	●
別所	姫路市立別所小学校	別所町別所673	252-0849	●			
別所	県立姫路別所高等学校	別所町北宿303	253-0755	●			
別所	県立姫路特別支援学校分教室(県立姫路別所高等学校内)	別所町北宿303	253-0790	●			
別所	こすもす	別所町別所1丁目36	280-1386		●	●	
別所	医療法人 仁寿会 石川病院	別所町別所二丁目150番地	252-5235		●	●	
別所	医療法人仁寿会事業所内保育施設せせらぎ保育所	別所町別所2-1 6 0	229-1640		●	●	●
別所	特定非営利活動法人 かのん福祉園	別所町佐土三丁目5 8	252-3324		●	●	
別所	別所まるやまこども園	別所町佐土2丁目77	252-0770		●	●	●
別所	別所まるやまこども園分園	別所町佐土562	252-5050		●	●	●
別所	エデンの家	別所町別所1891	235-7200		●	●	●
別所	特別養護老人ホーム星陽	別所町別所1 1 3 1	251-0800		●	●	●
別所	老人保健施設カノープス姫路(介護老人保健施設)	別所町別所9 6 0-1	252-7111		●	●	●
別所	老人保健施設カノープス姫路(通所リハビリテーション)	別所町別所9 6 0-1	252-7111		●	●	●
坊勢	姫路市立坊勢中学校	家島町坊勢430-1	326-0033	●		●	
坊勢	姫路市立坊勢小学校	家島町坊勢415-1	326-0015	●		●	
前之庄	丸尾内科外科	夢前町前之庄2197-15	336-1230		●	●	
前之庄	宅老所 美夢	夢前町前之庄1 1 8 7-1 3	336-0579		●	●	
前之庄	デイサービス峠の茶屋	夢前町前之庄2 1 3 0-1	228-2413		●	●	
増位	姫路市立増位小学校	白国五丁目9-1	284-0746	●			
増位	デイサービスセンターやまじ	白国1丁目1番7号	280-6820		●	●	●
増位	マンパワーサポート 姫路	増位新町一丁目8-2 A-110 藤和しらすぎハイタウンA棟	262-6567		●	●	
増位	姫路市立増位中学校	増位新町1-4-1	224-9110		●	●	
増位	中林産婦人科クリニック	白国1丁目3番30号	282-6581		●	●	●
増位	城北しらすぎ保育園	増位本町2-2-12	287-8583		●	●	●
増位	白国ホーム	白国1丁目5-35	224-5540		●	●	
増位	白国保育園	白国2丁目1-47	224-1639		●	●	●
的形	姫路市立的形小学校	的形町の形1619	254-0127			●	
的形	的形放課後児童クラブ	的形町の形1619番地	254-3002			●	
的形	的形こども園	的形町の形1540-1	254-0588			●	
的形	アシストケアクラブマトガタ	的形町の形1 3 5 5 番地 1	254-2011			●	●
的形	ニチイケアセンターひめじ的形	的形町の形216-1	247-9808		●	●	
的形	特別養護老人ホーム汐里	的形町の形1 7 6 8-2 8	247-8008		●	●	●
御国野	医療法人 松浦会 姫路第一病院	御国野町国分寺143	252-0581		●	●	
御国野	姫路市立御国野幼稚園	御国野町御着1049-3	252-0572		●	●	
御国野	姫路市立御国野小学校	御国野町御着1049-3	252-3696		●	●	
御国野	御国野放課後児童クラブ	御国野町御着1049番地3	252-6833		●	●	
御国野	御着保育所	御国野町御着328	253-0881		●	●	
御国野	ごちゃく・にじいろ保育園	御国野町御着255-3	251-7125		●	●	●
御国野	ごちゃく・にじいろ保育園分園	御国野町御着1048-6	253-2655		●	●	●
御国野	光が丘老人保健施設(通所リハビリテーション)	御国野町国分寺2 6 7	252-6601		●	●	●
御国野	光が丘老人保健施設(介護老人保健施設)	御国野町国分寺2 6 7	252-6601		●	●	●
御国野	Fromjob姫路	御国野町御着347-5	289-5656		●	●	
水上	姫路市立水上幼稚園	保城5-4	224-7058		●	●	
水上	保城こども園	保城694-3	224-7445		●	●	
水上	保城さくらんぼこども園	保城402-2	288-3138		●	●	●
水上	しらすぎ作業所	保城663-4 加納ビル101号	284-2600		●	●	
水上	地域活動支援センターフレンドリー	伊伝居113-11	223-2770		●	●	
水上	医療法人 全人会 仁恵病院	野里275	281-6980		●	●	
水上	姫路市立水上小学校	西中島382	223-2074		●	●	
水上	デイサービスオレンジーナ水上	西中島53	282-7001		●	●	

校区	施設名	所在地	電話番号	災害種別			
				土砂	洪水	高潮	内水
水上	水上放課後児童クラブ	西中島382	283-5161		●		
水上	スコモジーナ	西中島293-3	287-6643		●		
水上	保城ホーム	保城590-1	282-5580		●		
水上	エーデルワイス西中島	西中島52-2	282-7001		●		●
水上	グループホームさくら野里	野里434-1	225-8500		●		●
水上	デイサービスあけびの実	保城363-3	280-6931		●		●
水上	デイサービスオレンジーナ西中島	西中島52番地1	224-5065		●		●
水上	アルファリビング姫路城北	西中島83-1	087-822-3567		●		●
水上	星の子デイサービス野里	野里141-6	227-4364		●		●
水上	障害者支援センター	保城309番地1	282-2384		●		
水上	在宅障害者デイ・サービスルーム	保城309番地1	282-2384		●		
水上	児童発達支援・放課後等デイサービスやどりぎ	保城491-1 奥山クリニック2階	289-5172		●		
南大津	ふぁみーゆ	大津区吉美771-6	272-8277、274-7550			●	
南大津	専徳寺保育園	大津区勘兵衛町二丁目29-1	273-5825		●	●	●
南大津	姫路市立南大津小学校	大津区真砂町40-2	236-2415		●	●	
南大津	南大津放課後児童クラブ	大津区真砂町40番地34	238-2533		●	●	
南大津	真砂園	大津区真砂町28番地	237-8076		●	●	
南大津	特別養護老人ホームなごみの里	大津区吉美780	274-7530		●	●	
南大津	いろどりの家 おおつ	大津久天神町2丁目30	230-3888		●	●	
南大津	さくらデイサービス大津	大津区天神町2丁目105	230-5050		●	●	
南大津	街かどケアホームそよか	大津区勘兵衛町一丁目26番地	230-3701		●	●	●
南大津	デイサービスセンターなごみの里	大津区吉美780	274-7534		●	●	
南大津	さわやか姫路館	大津区勘兵衛町2丁目203-4	093-551-5555		●	●	●
峰相	峰相ひまわり保育園	六角278-2	231-5366		●		
峰相	白鳥保育園	六角204	240-9520		●		●
峰相	サンこども園	白鳥台二丁目28-1	266-7370	●			
峰相	老人健康管理センターひめじ保養所 太陽	打越1339	266-5700	●			
峰相	障害者支援施設 三愛園	打越1340-6	266-0800	●			
峰相	障害福祉サービス事業 三愛園	打越1340-6	266-1485	●			
峰相	障害者支援施設 三恵園	打越1340-30	267-1800	●			
峰相	峰相放課後児童クラブ	六角288-2	267-8864		●		
峰相	EgretCafe	白鳥台2丁目8-17	262-9888	●			
峰相	デイサービスステップ白鳥	白鳥台1丁目7-16	229-9151	●			
峰相	姫路市立峰相小学校	打越582-1	266-8838		●		
妻鹿	姫路市立妻鹿小学校	飾磨区妻鹿786-3	245-1120		●	●	●
妻鹿	姫路市立飾磨高等学校	飾磨区妻鹿672	245-1121	●		●	
妻鹿	妻鹿放課後児童クラブ	飾磨区妻鹿786-3	245-8030		●	●	●
妻鹿	生活介護のり	飾磨区妻鹿211番地	229-9215		●	●	●
妻鹿	妻鹿みどりこども園	飾磨区妻鹿312	246-0088		●	●	●
妻鹿	姫路医療生協グループホームめが	飾磨区妻鹿278番地	247-3212		●	●	
妻鹿	姫路医療生協小規模多機能ホームめが	飾磨区妻鹿278番地	247-3211		●	●	
八木	八木保育園	木場前中町46	246-5060		●	●	●
八木	あさひ八家	八家1285-43	280-5637		●	●	●
八木	ほほ笑の森 八家	八家166-2	278-0582		●	●	●
八木	グループホームいやさか	木場1429-127	245-2525		●	●	●
八木	小規模多機能ホームいやさか	木場1429-127	245-2525		●	●	●
八木	サクラス白浜	木場十八反町40-2	245-1717		●	●	
八木	障がい者グループホーム れ〜る	木場1430番地25	255-3737		●	●	
安富北	姫路市立安富北小学校	安富町柘原664-2	0790-66-2021	●			
安富北	安富北放課後児童クラブ	安富町柘原642-1	0790-66-2430	●			
安富南	姫路市立安富南小学校	安富町安志869	0790-66-2023	●			
安富南	姫路市立安富中学校	安富町安志320-1	0790-66-2026	●			
安富南	姫路市立夢前中学校	広畑区才226-1	236-6131	●	●	●	●
安富南	めにいのびのび教室	安富町長野281-3	0790-66-3234		●		
安富南	安富南放課後児童クラブ	安富町安志869	0790-66-4370	●			
安富南	安富こども園	安富町安志1193-1	0790-66-2057		●		
安室	医療法人社団 綱島会 厚生病院	御立西四丁目1番25号	292-1109		●		●
安室	医療法人社団綱島会厚生病院託児所	御立西4丁目1番25	292-1109		●		●
安室	老人保健施設つなしま	御立西四丁目1-25	291-3181		●		●
安室	安室保育園	田寺三丁目3-15	297-2385		●		●
安室	厚生病院デイサービス	御立西4丁目1-6	299-3903		●		●
安室	厚生病院介護医療院	御立西4丁目1-25	292-1109		●		●
安室	小規模多機能ホーム厚生園	御立西4丁目1-19	296-8001		●		●
安室	特別養護老人ホーム厚生園	御立西4丁目1-19	296-8001		●		●
安室	放課後等デイサービス あまはれ	御立西1-16-1	291-2277		●		●
安室	コウセイケアホーム	御立西1丁目23-9	292-1109		●		●
安室	生活介護事業所まるん	姫路市御立西2丁目1-35	228-9788		●		
安室	姫路前山保育園	御立中5丁目5-7	298-3975				●
安室	幼児学舎子どもライブラリー	田寺8丁目172	298-0905				●
安室	揚羽蝶田寺	田寺1丁目10-21	299-2877				●
安室東	デイサービスCHIAKIほおずき姫路辻井	辻井1丁目2-32	294-9566		●		●
安室東	やさしい手シニアリビングやさしえ辻井	辻井2丁目5-13	03-5433-5513		●		●
安室東	生活介護CHIAKIほおずき姫路辻井	辻井1丁目2-32	294-9566		●		●
八幡	姫路市立八幡小学校	広畑区西蒲田1400-24	236-4555		●		●
八幡	八幡放課後児童クラブ	広畑区西蒲田1400-24	237-3526		●		●
八幡	さんご	広畑区才15-12	227-6567			●	
八幡	姫路市立八幡幼稚園	広畑区城山町1400-1	236-0412				●
八幡	児童家庭支援センターすみれ	広畑区蒲田370-1	236-1630	●			
八幡	山びここども園 学童サウンド教室	広畑区蒲田383-4	238-1551、239-0242	●			
八幡	ゆめさき保育園	広畑区才93	236-5080		●		●
八幡	介護老人保健施設ゆめさき（通所リハビリテーション）	広畑区西夢前台六丁目56-1	240-7496		●		
八幡	介護老人保健施設ゆめさき（介護老人保健施設）	広畑区西夢前台六丁目56-1	272-8508		●		

校区	施設名	所在地	電話番号	災害種別			
				土砂	洪水	高潮	内水
八幡	デイサービスセンターゆめさき	広畑区蒲田271-1	237-8723		●		
八幡	星の子蒲田校まなびや	広畑区蒲田3丁目55-2	280-2880		●		
八幡	姫路市社会福祉協議会蒲田デイサービスセンター	広畑区蒲田11	239-1133		●		●
八幡	白鳥保育園(分園)	広畑区西蒲田91-1	233-7775		●		●
八幡	緑の基地	広畑区蒲田228	236-1754	●	●		
八幡	どんぐりの里	広畑区蒲田1399-1	0790-66-2227	●	●		
八幡	どんぐりひろば	広畑区蒲田3丁目1	335-2332	●	●		
八幡	第二あすなろの家	広畑区蒲田460	335-2332		●		
八幡	アメニティホーム広畑学園	広畑区蒲田370-1	230-4445	●			
八幡	あすなろの家	広畑区蒲田383-2	236-1630	●			
八幡	チョコハウス山びここども園	広畑区蒲田383-4	239-0242	●			
八幡	シンシアホーム広畑	広畑区蒲田2丁目87	236-5015		●		●
八幡	ばすてる	広畑区西夢前台七丁目49番地	298-8005		●	●	
余部	徳栄寺こども園	余部区下余部464-3	273-4619	余部	●	●	●
余部	余部くすの木工房	余部区下余部475-1	274-2660		●	●	
余部	姫路市立余部小学校	余部区上余部643-1	274-1649		●	●	
余部	余部放課後児童クラブ	余部区上余部643-1	272-2123		●	●	●
余部	グループホームつくし網干	余部区下余部262番地2	274-2002		●	●	●
余部	シルバーピアあぼし	余部区下余部358	237-0677		●	●	●
余部	デイサービス小麦	余部区下余部358 シルバーピアあぼし	272-8192		●	●	●
余部	りくりえいと上余部	余部区上余部747番地5	221-8017		●	●	
余部	びあホームはりま	余部区上余部88-42	272-7800		●	●	

## 避難情報の伝達内容

下記の例文を参考に、事態の状況に応じた伝達内容を確認する。

### <高齢者等避難の伝達文（住民あて：洪水等）の例>

#### 【日本語】

警戒レベル3！警戒レベル3！こちらは、姫路市です。〇〇川が増水し、氾濫するおそれがあるため、ただ今、〇時〇分に〇〇校区の洪水浸水想定区域に対して警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。〇〇校区にいる高齢者や障害のある人など、避難に時間がかかる方やその支援者の方は、直ちに避難場所や安全な知人宅等へ速やかに避難してください。その他の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。（そのほか、「昨夜からの大雨により、〇〇時間後には〇〇川の水位が氾濫危険水位に達するおそれがあります」、「できるだけ近所の方にも声をかけて避難してください」等）

#### 【英語】

<Sample Evacuation Instructions for the elderly, disabled and their helpers to citizens: Flooding>

Alert Level 3! Alert Level 3! This is an official emergency announcement from Himeji City: At ●●, an Evacuation Order for the elderly and other individuals (Alert Level 3) was issued in the expected flood zone of the ●● school region/district due to the rising water levels at the ●● River. Elderly in the ●● School district and those who take longer to evacuate such as people with disabilities, and their helpers should immediately evacuate to a designated evacuation site or safe homes of close friends or relatives. Others should refrain from going out unnecessarily, prepare for evacuation and evacuate if required. (In addition, [Due to the heavy rains which have continued since last night, there is a chance that the ●● river will reach its flood risk level], [Please try to alert your neighbours and evacuate.] )

### <避難指示の伝達文（住民あて：洪水等）の例>

#### 【日本語】

警戒レベル4！警戒レベル4！こちらは、姫路市です。〇〇川が増水し氾濫するおそれが高まったため、ただ今、〇時〇分に〇〇校区の洪水浸水想定区域に対して警戒レベル4、避難指示を発令しました。〇〇校区にいる方は、避難場所や安全な知人宅等へ今すぐ避難してください。ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。（そのほか、「浸水により、〇〇道は通行できません」「昨夜からの大雨により、〇〇時間後には〇〇川の水位が氾濫開始相当水位に達するおそれがあります」、「できるだけ近所の方にも声をかけて避難してください」等）

#### 【英語】

<Sample Evacuation Order Instructions to citizens: Flooding>

Alert Level 4! Alert Level 4! This is an official emergency announcement from Himeji City: At ●● (a.m./p.m.), an Evacuation Order (Alert Level 4) was issued in the expected flood zone of the ●● school region/district due to a high chance that the river banks overflow flood at the ●● River. Anyone in the ○○ School District needs to immediately evacuate to a designated evacuation site or safe homes of close friends or relatives. If you

can confirm that your home is safe on the hazard map, then evacuation is not required. However, if it's too dangerous to evacuate to the evacuation area, please take immediate action to ensure your safety by moving to higher ground which is more difficult to flood within your home or a nearby building. (In addition, [Due to the flood, ●● Road/Street is closed] [Due to the heavy rains which have continued since last night, there is a chance that the ●● River will reach its river flood risk level], [Please try to alert your neighbours and evacuate.]])

<緊急安全確保の伝達文（住民あて：洪水等）の例>

【日本語】

警戒レベル5！警戒レベル5！姫路市です。○○川が増水しすでに堤防を越え氾濫が発生している恐れがあり、ただ今、○時○分に洪水浸水想定区域である○○校区に対して警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。大変危険な状況です。避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

（具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める）

【英語】

<Sample Ensure Emergency Safety Instructions to citizens: Flooding>

Alert Level 5! Alert Level 5! This is an official emergency announcement from Himeji City: At ●● (a.m./p.m.), an Ensure Emergency Safety evacuation order (Alert Level 5) was issued in the expected flood zone of the ●● school region/district due to the river banks overflowing and extreme flood risk at the ●● River. The area has become extremely unsafe. If it's too dangerous to head to the evacuation area, your life may be at risk so please take immediate action to ensure your safety by moving to higher ground which is more difficult to flood, within your home or a nearby building. (Provide as much detail as possible in order to communicate the disaster conditions, the possible extend of the damages and future courses of action to the citizens)



## 【避難情報発令の判断基準及び対象地区】

避難情報は以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

## [洪水予報河川]

## ■ 揖保川

河川名	揖保川 水位観測所：龍野
対象地区(L1)	網干、勝原、南大津、大津、旭陽、大津茂、網干西、余部
(L2)	広畑第二、網干、広畑、八幡、勝原、英賀保、南大津、大津、旭陽、大津茂、網干西、余部
高齢者等避難 【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難判断水位(レベル3水位)である3.30mに到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合</li> <li>氾濫危険水位(レベル4水位)である3.50mに到達することが予想される場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合)</li> <li>国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「避難判断水位の超過に相当(赤)」になった場合</li> <li>高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</li> </ul>
避難指示 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫危険水位(レベル4水位)である3.50mに到達した場合、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合</li> <li>氾濫危険水位(レベル4水位)である3.50mに到達していないものの、氾濫開始相当水位である5.18mに到達することが予想される場合</li> <li>国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「避難判断水位の超過に相当(紫)」になった場合</li> <li>異常な漏水・侵食等が発見された場合</li> <li>引原ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合</li> <li>避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</li> <li>避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)</li> </ul>
緊急安全確保 【警戒レベル5】	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫開始相当水位(レベル5水位)である5.18mに到達した場合</li> <li>国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫している可能性(黒)」になった場合</li> <li>堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</li> <li>樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合(支川合流部の氾濫のため)</li> <li>決壊や越水・溢水の発生した場合(氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])、水防団からの報告等により把握できた場合)</li> </ul>

## ■ 市川

河川名	市川(砥堀生野橋から河口まで) 水位観測所：砥堀
-----	-----------------------------



対象地区 (L1)	増位、白浜、飾磨、城北、荒川、手柄、花田、御国野、四郷、東、城東、高浜、英賀保、津田、妻鹿、城西、水上、砥堀、船場、糸引、城乾、八木、広峰、豊富、野里、城陽、白鷺
(L2)	増位、白浜、飾磨、城北、荒川、手柄、花田、御国野、四郷、東、城東、高浜、英賀保、津田、妻鹿、城西、高岡、水上、砥堀、船場、糸引、城乾、八木、別所、広峰、豊富、野里、城陽、白鷺
高齢者等避難 【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難判断水位(レベル3水位)である5.20mに到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合</li> <li>氾濫危険水位(レベル4水位)である5.60mに到達することが予想される場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合)</li> <li>国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「避難判断水位の超過に相当(赤)」になった場合</li> <li>高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</li> </ul>
避難指示 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫危険水位(レベル4水位)である5.60mに到達した場合</li> <li>国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「避難判断水位の超過に相当(紫)」になった場合</li> <li>異常な漏水・侵食等が発見された場合</li> <li>生野ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合</li> <li>避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</li> <li>避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)</li> </ul>
緊急安全確保 【警戒レベル5】	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫開始相当水位(レベル5水位)である6.87mに到達した場合</li> <li>国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫している可能性(黒)」になった場合</li> <li>堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</li> <li>樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合(支川合流部の氾濫のため)</li> <li>決壊や越水・溢水の発生した場合(氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])、水防団からの報告等により把握できた場合)</li> </ul>

※ 水位の予測は、兵庫県フェニックス洪水危険情報通報システムの前予測水位で確認する。

## [水位周知河川]

### ■ 林田川

河川名	林田川 水位観測所：穴部
対象地区 (L1)	林田、安富南、安富北
(L2)	林田、安富南、安富北
高齢者等避難 【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難判断水位(レベル3水位)である2.20mに到達した場合</li> <li>高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</li> </ul>

避難指示 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険水位(レベル4水位)である2.30mに到達した場合</li> <li>・異常な漏水・侵食等が発見された場合</li> <li>・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)</li> </ul>
緊急安全確保 【警戒レベル5】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫開始相当水位(レベル5水位)である2.49mに到達した場合</li> <li>・堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</li> <li>・樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合(支川合流部の氾濫のため)</li> <li>・決壊や越水・溢水の発生した場合(水防団からの報告等により把握できた場合)</li> </ul>

河川名	林田川 水位観測所： 誉
対象地区(L1)	余部
(L2)	余部
高齢者等避難 【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難判断水位(レベル3水位)である1.80mに到達した場合</li> <li>・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</li> </ul>
避難指示 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険水位(レベル4水位)である2.00mに到達した場合</li> <li>・異常な漏水・侵食等が発見された場合</li> <li>・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)</li> </ul>
緊急安全確保 【警戒レベル5】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫開始相当水位(レベル5水位)である4.51mに到達した場合</li> <li>・堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</li> <li>・樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合(支川合流部の氾濫のため)</li> <li>・決壊や越水・溢水の発生した場合(水防団からの報告等により把握できた場合)</li> </ul>

## ■ 天川

河川名	天川 水位観測所： 天川
対象地区(L1)	御国野、谷内、谷外、別所
(L2)	白浜、花田、御国野、四郷、谷内、谷外、糸引、別所
高齢者等避難 【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難判断水位(レベル3水位)である3.70mに到達した場合</li> <li>・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</li> </ul>
避難指示 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険水位(レベル4水位)である3.90mに到達した場合</li> <li>・異常な漏水・侵食等が発見された場合</li> <li>・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)</li> </ul>
緊急安全確保 【警戒レベル5】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫開始相当水位(レベル5水位)である4.62mに到達した場合</li> <li>・堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</li> <li>・樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を</li> </ul>

	停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため） ・決壊や越水・溢水の発生した場合（水防団からの報告等により把握できた場合）
--	---

### ■ 市川(砥堀生野橋から上流)

河川名	市川(砥堀生野橋から上流) 水位観測所：福崎
対象地区(L1)	船津、中寺、香呂、香呂南
(L2)	船津、中寺、香呂、香呂南
高齢者等避難 【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難判断水位(レベル3水位)である5.30mに到達した場合</li> <li>・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</li> </ul>
避難指示 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険水位(レベル4水位)である5.70mに到達した場合</li> <li>・異常な漏水・侵食等が発見された場合</li> <li>・生野ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合</li> <li>・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)</li> </ul>
緊急安全確保 【警戒レベル5】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫開始相当水位(レベル5水位)である6.18mに到達した場合</li> <li>・堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</li> <li>・樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合(支川合流部の氾濫のため)</li> <li>・決壊や越水・溢水の発生した場合(水防団からの報告等により把握できた場合)</li> </ul>

### ■ 夢前川

河川名	夢前川 水位観測所：古知之庄、書写、下手野
対象地区(L1)	広畑第二、荒川、広畑、八幡、勝原、高岡西、英賀保、津田、高岡、青山、南大津、大津、安室東、置塩、古知、菅生、前之庄、大津茂、苅野
(L2)	広畑第二、網干、飾磨、荒川、手柄、広畑、八幡、曾左、勝原、高岡西、白鳥、高浜、英賀保、津田、城西、高岡、青山、峰相、南大津、大津、安室、安室東、船場、置塩、古知、菅生、前之庄、旭陽、大津茂、余部、苅野、上菅
高齢者等避難 【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難判断水位(レベル3水位)である古知之庄2.20m、書写2.50m、下手野4.20mに到達した場合</li> <li>・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</li> </ul>
避難指示 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険水位(レベル4水位)である古知之庄2.60m、書写3.40m、下手野4.50mに到達した場合</li> <li>・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</li> <li>・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)</li> </ul>
緊急安全確保 【警戒レベル5】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫開始相当水位(レベル5水位)である古知之庄3.48m、書写4.44m、下手野5.06mに到達した場合</li> <li>・堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</li> <li>・樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合(支川合流部の氾濫のため)</li> </ul>

	・決壊や越水・溢水の発生した場合（水防団からの報告等により把握できた場合）
--	---------------------------------------

## ■ 菅生川

河川名	菅生川 水位観測所：護持、実法寺
対象地区（L1）	菅生、苜野
（L2）	白鳥、峰相、曾左、菅生、上管、苜野
高齢者等避難 【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難判断水位（レベル3水位）である護持 4.10m、実法寺 4.20m に到達した場合</li> <li>・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</li> </ul>
避難指示 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険水位（レベル4水位）である護持 4.50m、実法寺 4.70m に到達した場合</li> <li>・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</li> </ul>
緊急安全確保 【警戒レベル5】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫開始相当水位（レベル5水位）である護持 4.84m、実法寺 5.53m に到達した場合</li> <li>・堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</li> <li>・樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため）</li> <li>・決壊や越水・溢水の発生した場合（水防団からの報告等により把握できた場合）</li> </ul>

## ■ 大津茂川

河川名	大津茂川 水位観測所：勝原
対象地区（L1）	網干、勝原、太市、南大津、大津、旭陽、大津茂、余部、伊勢
（L2）	広畑第二、網干、広畑、八幡、勝原、英賀保、太市、南大津、大津、旭陽、大津茂、網干西、余部、伊勢
高齢者等避難 【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難判断水位（レベル3水位）である 3.10m に到達した場合</li> <li>・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</li> </ul>
避難指示 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険水位（レベル4水位）である 3.30m に到達した場合</li> <li>・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</li> </ul>
緊急安全確保 【警戒レベル5】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫開始相当水位（レベル5水位）である 4.13m に到達した場合</li> <li>・堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</li> <li>・樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため）</li> <li>・決壊や越水・溢水の発生した場合（水防団からの報告等により把握できた場合）</li> </ul>

## [水位情報が周知されない中小河川、水路等]

水位情報が周知されない中小河川、水路等の増水等があった場合における避難情報等の発令の判断基準は、次表のとおりとする。



種 類	判 断 基 準
高齢者等避難 【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い場合</li> <li>・洪水警報が発表され、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒」（赤）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合）</li> <li>・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</li> </ul>
避難指示 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣で浸水被害、道路冠水が発生し、被害が拡大している場合</li> <li>・洪水警報が発表され、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険」（紫）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合）</li> <li>・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</li> <li>・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</li> </ul>
緊急安全確保 【警戒レベル5】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</li> <li>・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫」（黒）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合）</li> <li>・樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため）</li> <li>・決壊や越水・溢水が発生し、住民に危険が及ぶおそれがある場合（水防団からの報告等により把握できた場合）</li> </ul>

また対象地区は次表のとおりとする。

河 川 名	対象地区（L1）	対象地区（L2）
八家川	白浜、四郷、糸引、八木	白浜、四郷、妻鹿、糸引、八木
船場川	増位、城北、荒川、手柄、城西、水上、船場、城乾、広峰、野里、白鷺	増位、飾磨、城北、荒川、手柄、東、城東、高浜、英賀保、津田、城西、高岡、水上、砥堀、船場、城乾、広峰、野里、城陽、白鷺
西浜川		大塩、的形
汐入川	広畑第二、勝原、南大津、大津、大津茂	広畑第二、広畑、八幡、勝原、南大津、大津、大津茂
野田川	飾磨、高浜	飾磨、城東、高浜、津田、城陽、白鷺

### [高潮による浸水]

以下の基準を参考に、現地潮位計（家島港）、基準港潮位計（飾磨港）の警戒潮位等を総合的に判断し、避難情報を発令する。

種 類	判 断 基 準
対象地区(想定最大規模時以外)	白浜、高浜、飾磨、津田、英賀保、広畑第二、大津、南大津、網干、網干西、八木、糸引、四郷、的形、家島、坊勢
対象地区(想定最大規模時)	荒川、手柄、城陽、白浜、妻鹿、高浜、飾磨、津田、英賀保、広畑、広畑第二、八幡、大津、南大津、大津茂、網干、網干西、旭陽、勝原、余部、八木、糸引、

	四郷、別所、的形、大塩、家島、坊勢
高齢者等避難 【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合（数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表）</li> <li>・高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域にかかると予想されている、又は台風が接近することが見込まれる場合</li> <li>・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。（夕刻時点で発令）</li> <li>・「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性が高い旨、兵庫県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合</li> </ul>
避難指示 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高潮警報（警戒レベル4相当情報）あるいは高潮特別警報（警戒レベル4相当情報）が発表された場合</li> <li>・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（夕刻時点で発令）</li> </ul>
緊急安全確保 【警戒レベル5】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水門、陸閘等の異常が確認された場合</li> <li>・水位周知海岸（東二見・室津）において、高潮氾濫発生情報が発表された場合</li> <li>・海岸堤防等が倒壊した場合</li> <li>・異常な越波・越流が発生した場合</li> <li>・水位周知海岸において、高潮氾濫が発生した場合</li> </ul>

## [土砂災害]

以下の基準を参考に、土砂災害警戒情報、予想される雨量情報、土砂災害の前兆現象、巡視等により収集する現地情報、避難行動の難易度等を総合的に判断し、避難情報を発令する。

種 類	判断基準
高齢者等避難 【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報【土砂災害】）が発表され、かつ（土砂キキクル）（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報【土砂災害】）となった場合</li> <li>・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報【土砂災害】）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合。）（夕刻時点で発令）</li> </ul>
避難指示 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「土砂災害警戒情報」（警戒レベル4相当情報【土砂災害】）が発表された場合</li> <li>・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害））の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報【土砂災害】）となった場合</li> <li>・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。（夕刻時点で発令）</li> <li>・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</li> </ul>
緊急安全確保 【警戒レベル5】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報【土砂災害】）が発表された場合（※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</li> <li>・土砂キキクル（土砂災害の危険度分布）で「災害切迫」（黒）（警戒レベル5相当情報【土砂災害】）となった場合</li> </ul>



	・土砂災害の発生が確認された場合
--	------------------

※ 発令対象区域は、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で、発令判断基準に該当する地区の土砂災害警戒区域とする。ただし、土砂災害警戒区域の指定の有無に関わらず、土砂災害の前兆現象が発生した場合などは、危険と判断した区域についても発令対象区域とする。

### [津波]

種 類	判断基準
対象区域	白浜、妻鹿、高浜、飾磨、津田、英賀保、広畑第二、大津、南大津、大津茂、網干、網干西、八木、糸引、四郷、的形、大塩、家島、坊勢
避難指示 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大津波警報、津波警報が発表された場合 (ただし、津波注意報でも、海水浴等により海岸保全施設等よりも海側にいる人に対し、避難指示を発令する。)</li> <li>・停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合</li> </ul>

※ 「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、必要に応じて高齢者等避難の発令を検討する。